

237
1

明倫館の
教
育

Y
1

Y282 I1
L.37
1

昭
和
銀
の
教
育

子	L.37	秋
	1	
館		圖

1000
2000
3000

L37
1
9522

明倫館の教育

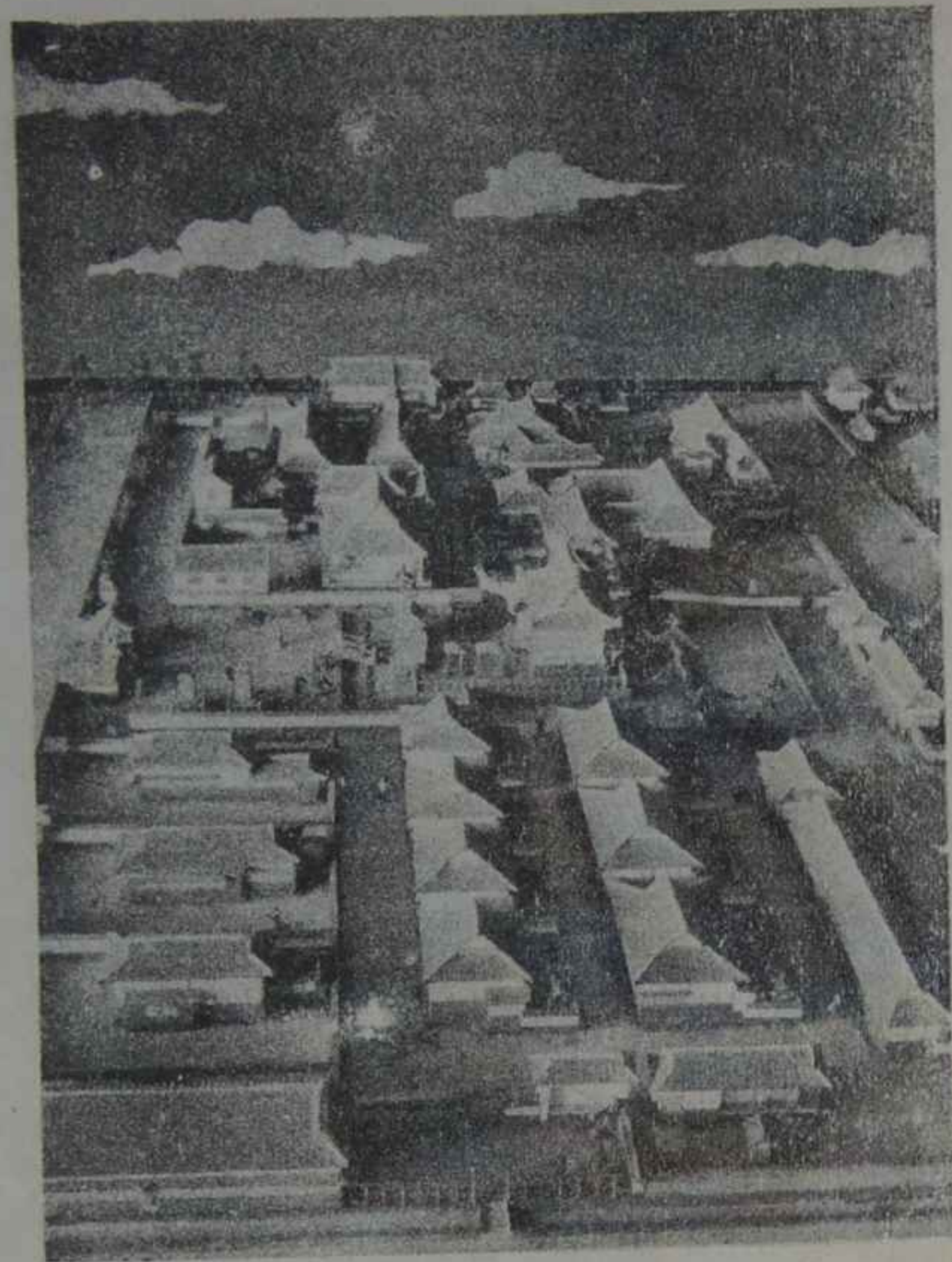
Y282



33951

萩市立図書館





明倫館全景

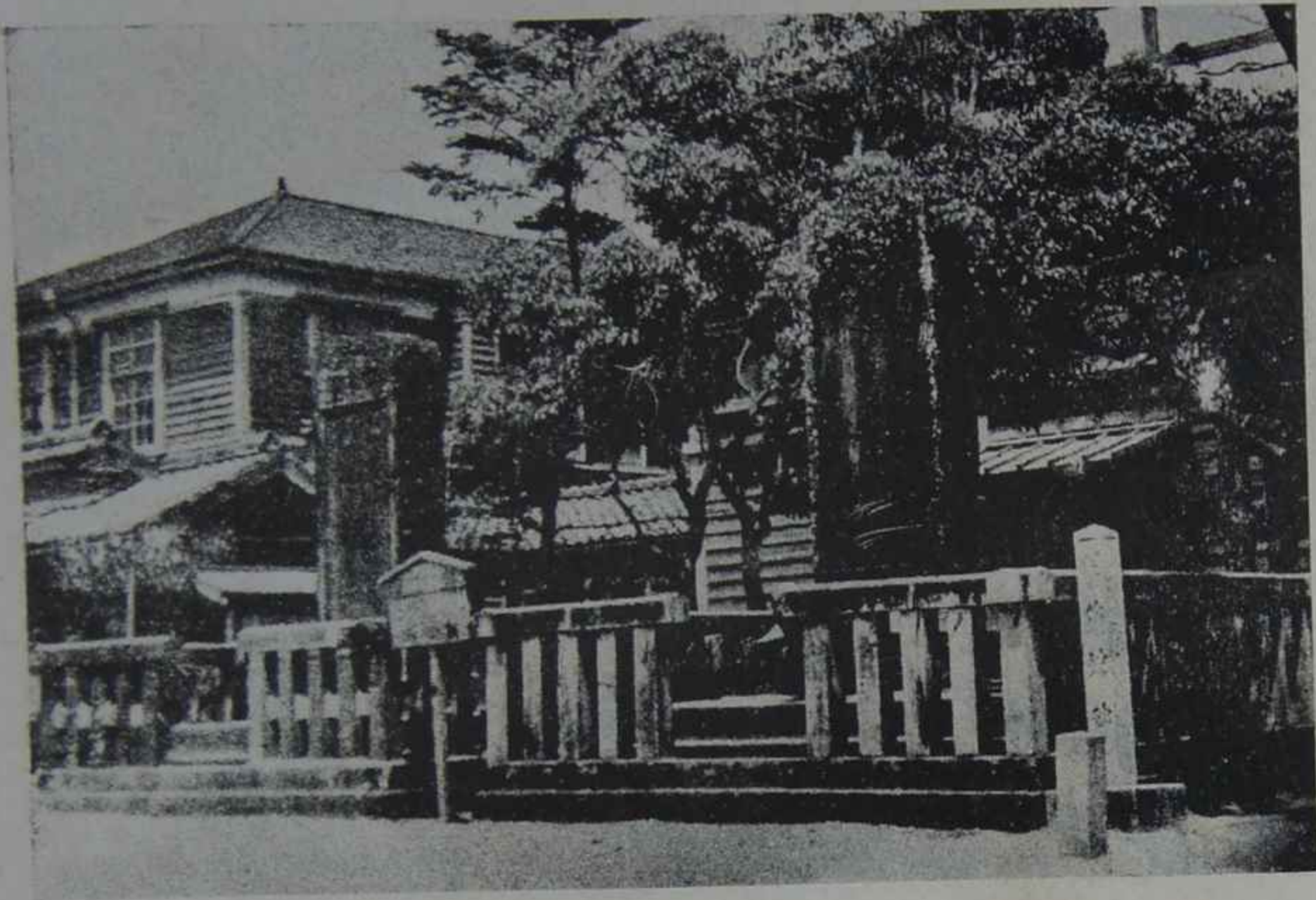
明倫館は享保四年の創建、嘉永二年重建して
 其の規模を擴張したものである
 面積一万五千餘坪廣袤方二町
 内容外観共に整備宏大實に天下に冠たるもの
 であつた

山崎
 蔵書
 印

明倫館の建書

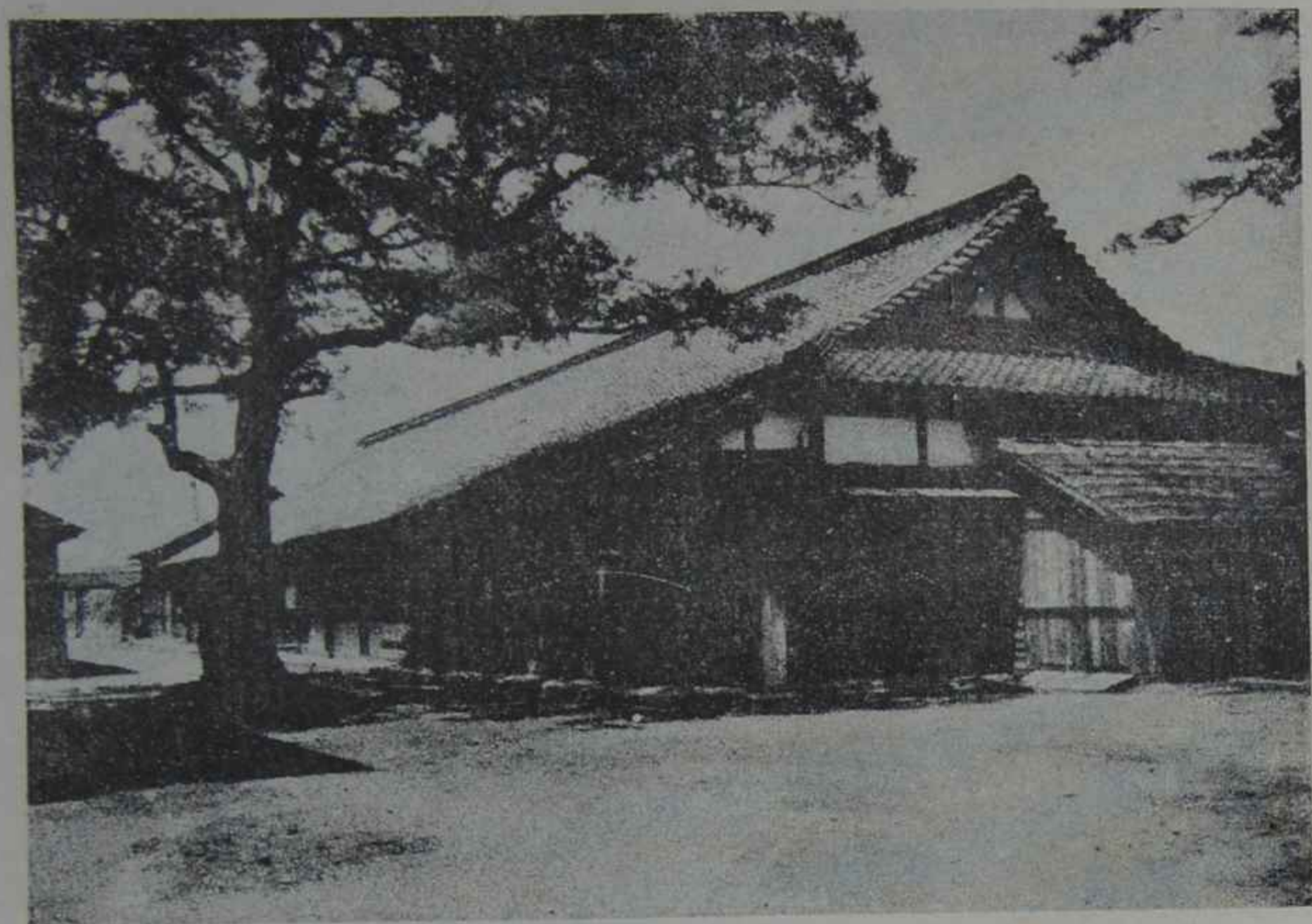
山崎蔵書印
 1737

1737



明倫館碑

向つて右は嘉年二年重建の際建てたもので山縣
太華の撰文向つて左は元文六年創建の際建てた
もので山縣周南の撰文
共に昭和四年史蹟として指定せられた。



有備館

嘉永二年明倫館重建に際し古館の建物を移築したものであつて、他國修業者との劍槍試合に用いられた。向つて右は槍術左は劍術の場であり、中央に藩主臨場の際に控所として用いられた一室がある。今有備館というは江戸藩邸内の文武講習所の名を襲用したものである。

昭和二十四年史蹟として指定せられた。

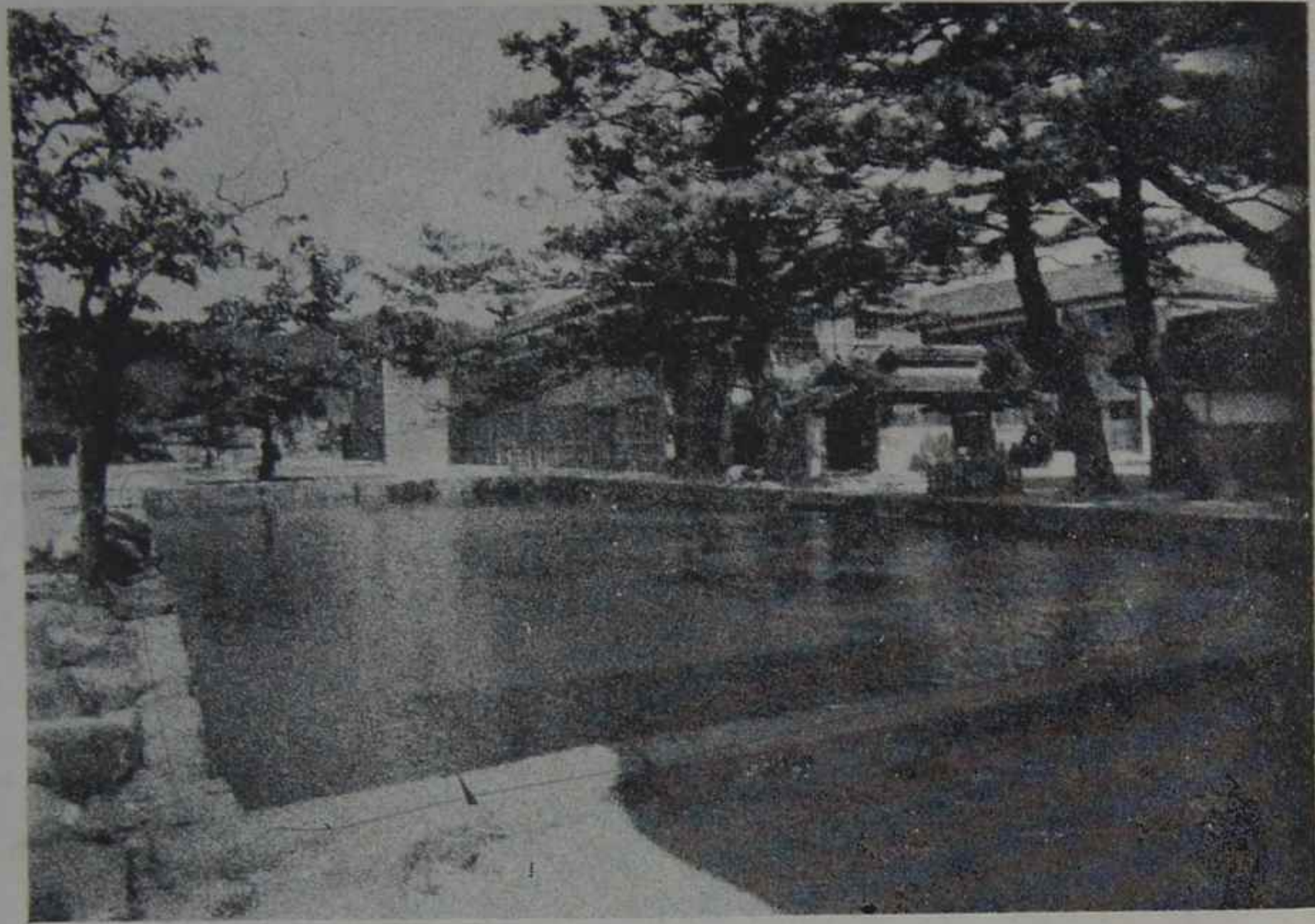




木主

聖廟に孔子及顔回曾子子思孟子五配の木主を安置し
春秋二回釋典を行うことは明倫館に於ける重大莊嚴
なる式典であつた。

木主の文字は江戸昌平黌林大學頭の筆に成るといふ。



水 練 池

館碑に「廟後鑿池蓄水可以習水騎」とあるは此池であつて長さ四十米幅十六米當時游泳水騎の用に供したものである。俗に煙硝池ともいう。昭和四年史蹟に指定せられた。

明倫館の教育

序

藩學明倫館は、今を距ること二百三十年、即ち享保四年、時の藩主毛利吉元によつて萩市堀内に創建せられたものである。敷地九百四十坪、聖廟、講堂、書庫、諸生寮、文武稽古場等、凡そ子弟の勉學修養に必要なものを悉く備えた學館で、當時の藩學としては天下稀に見る一大偉觀であつた。爾來長藩の文教は年と共に進み、後年水戸の弘道館、岡山の閑谷齋とともに天下の三館と稱せられ、俊英薈出の基を定めたことは、まことに偉大な達見であり業績であつて、防長二州の人々の永久に忘れることのできないことである。

然るにその後、天下の形勢は漸く多事となり、教育のこともまた規模内容ともに擴充更新を要する時となつたので、嘉永二年即ち創立後百三十年を経て、遂に重建の舉を見るに至つたものである。とき恰も藩の財政は極度に疲弊し、官民共に非常な難局に直面したときにも拘らず、教育の事は一日もゆるがせにしてはならぬとして、敢然重建の舉を遂行せられた藩主毛利敬親の大識見と大英斷とは、眞に敬服おく能はぬものがある。

本年は恰もこの重建後滿百年に當るので、明倫館の故地に學校を營み、館教育の傳統を永年に亘り繼承する本校に於ては、

この記念の年を最も意義あらしむるため、百周年記念式典を擧げ、併せて諸種の記念事業を計劃したのであるが、本書はその事業の一環として刊行せられたものである。

本書によつて、館教育の全貌を明らかにすると共に、われらの父祖先輩の業績を讃仰し、長く養はれた防長精神の眞髓を把握し、これを批判検討し、更に現代教育に何等かの示唆と啓發とを與えることができるならば、發刊の趣旨にそふことを得て、心ひそかによるこぶ次第である。

昭和二十四年十二月二十五日、明倫館重建百周年記念式に當つて

明倫小學校長 中野四郎

明倫館の教育

目次

序	一
一、藩學建設以前の概況	一
二、毛利吉元の明倫館創立	六
三、明倫館根基の確立	一一
四、毛利宗廣の文武奨勵	一九
五、毛利重就の文武奨勵	三四
六、其の後五代の文武奨勵	四三
七、有備館の設立	五三
八、明倫館の重建	六五
九、文學規則と學生試験の方法	八一

一〇、小學舎・醫學所・洋學所の教育……………八六

一一、明倫館の學風……………九三

一二、明倫館の經營……………九九

一三、其の後の明倫館……………一〇四

一四、明倫館年譜……………一〇九

明倫館の教育

一、藩學建設以前の概況

長藩主毛利氏の先は大江氏であつて、代々菅原氏と共に文學を以て、其の名が著はれたが、文學のみならず、夙に兵學を講じ、中納言大江維時は兵書を六孫主基經に授け、太宰權卒大江匡房は、また之を源義家に傳へたことが世に唱へられている。匡房の曾孫廣元は文武の材があつて、父子同じく武臣に列したが、其の後胤よく祖業を繼承して文學の修養に努めたのである。

應仁の乱後は文學蕩然として地を掃い講學の道が絶えたが、右京大夫大内義興の子義隆は周防にあつて、其の富有に任せ、五万疋を贈つて清家（清原頼賢の祖父宣賢）の四書五經諺解を借寫し、遠く朝鮮に五經傳註を購ひ、また朱子新註を求め、更に典籍を上しんし、公卿を京都より招いて經史を講じ、和歌を詠せしめた。又南村梅軒が山口市白石にいて、天文年中始めて朱子學を唱へた。世に之を南學という。義隆の朱子新註を朝鮮に求めたのは、其の進言によると言われている。なほこの南村梅軒は土佐に入り、吉良峯城主吉良右京進親實の老臣吉良右近宜義に迎えられて滞留し、親實宜義に學を講じた。之が土佐南

院門跡堯恕法親王には深く原欽の才を愛せられ、京都の伊藤坦庵に師事せしめられた。翌年盛胤法親王原欽に命じて天台山の賦を作らしめられたので、其の八百二十字を半畧に作つた。かくて綱廣京都に出で、原欽を召して經典を講ぜしめ、又詩賦を命じた。其の言に應じて即座に數絶を賦した。綱廣歎稱して防長の國寶と呼び、其の世子吉就の侍講とした。天和元年（一六八一年）江戸に出で、翌二年朝鮮修信使尹趾、李彦綱、朴慮俊の三人來つて將軍綱吉の就職を賀した。原欽自ら旅館を訪い互に酬唱して數篇に及んだ。修信使は深く原欽の材を奇とし、歸途之を思い、書及び詩を寄せた。時に原欽用めて十七歳であつて、其の名聲益々著はれた。是年綱廣は既に隱居していたが、原欽は其の子吉就到に仕へた。吉就の原欽を遇すること父に過ぎ、參觀毎に之を携えた。原欽は吉就の小姓役を務めて忠勤で常に謙辭諫言を進致した。同六年七月十四日突如江戸藩邸で自盡した。時に年二十八であつた。其の自殺の理由は明瞭でない。吉就が萩城下に護國山東光寺を建立せんとし、その規模が廣大なので、原欽時局に鑑み極力之を諫諍したが、採用せられないので、之を憂い終に死を以て諫止したと傳えられる。其の墓は瓦町蓮池院にあつて之を祭れば記憶を強くし學識を大にするとして永く兒童の展墓が絶えなかつた。此の事につき吉田松陰の玉木文之進に贈つた書中に

『姪幼時聞之 護國山之建 儒臣山田原欽先生、以身任儒教不能感格君心、使縱異端邪徒、不加黜責、深自引咎伏劍謝罪、護國之基礎、爲之大殺、而先生之墳、在蓮池者、至今香火不絕云、姪生護國之側、每瞻仰山門巍々、未曾不泫然泣下 悲忠臣之心也 以今思之 如護國者 雖更加數十何有於防長之大、而先生至以是死者 衛道之心 有不得已也。』

とあつて、痛く儒臣の忠死を追悼してやまないものである。松陰の門人久坂元瑞もまた其の著書「俟采擇錄」中に

『復軒山田原欽先生、我長門人、事壽徳公爲小姓、諍爭無所諱終自殺、實元祿六年癸丑七月十四日也、時年二十八墓在萩城蓮池院、馬卒すう兒、雖不知其死爲何故、仰慕遺風、續續來拜香火無絶』

とあつて、原欽の博學と節義とは、長藩教育上に影響する所が甚大であつたのである。

○松岡就房、偉人周布政之助の祖である。通稱を權之助といいその道号を空潭是心といつた。夙に毛利氏に仕へ、其の在職中に古文書諸記録を閲讀し、古老の覺書諸士の軍注狀等に証徴し、元就隆元輝元三代の事蹟を編述した。所謂吉田物語が之である。全編十一卷附録三卷より成り、其の記述する三代の事蹟は正確であつて概要を盡している。就房は輝元の子秀就から綱廣吉就吉廣の四代の歴任し、寶永三年（一七〇六年）八十三歳で歿した。

○小倉尙齊、山田原欽の門人で尙齊は号で、通稱を貞といひ字を實操といつた。尙齊夙に京都に學び、伊藤坦庵に師事し伊藤仁齊北村可昌は其の友であつた。尙齊更に江戸に赴き林鳳岡の門に遊んだ。尙齊の遊學久しく其の名著はれ、六代將軍家宣之を招聘せんとしたが疾と稱して之を辭した。尙齊長藩に仕うることに十九年封内彬々として學問が振興したが元文二年六十一歳で歿した。

○國司三郎兵衛、字を政恒といひ綱廣に仕へて功績が多かつた。常に藩祖元就の一代記を撰修せんとして刻苦して遂に之を著はし「溫故私記」と題した。凡そ十六卷より成り「吉田物語」と共に毛利氏家乘の要書である。

是の時に當つて藩府の教育施設は未だ完備して居なかつたが、碩儒史家幾多の學者の輩出せるは決して偶然でなく、藩學勃興の機運既に業に熟して居たのである。

一、毛利吉元の明倫館創立

六

毛利吉元は末家の長府候毛利申斐守綱元の長男で、元就の四男元清の玄孫である。輝元の曾孫吉廣子なきを以て、入つて宗家を継ぎ寶永四年（一七〇七年）に家督した。吉元は天賦寛弘明介で夙に林鳳岡に學び常に經典に心を寄せた。封内は年來國庫窮乏であつたが、吉元宗家を繼ぐに及び躬親ら節儉を行つて經濟の整理に勉めた。またよく人材を登用して家訓法令を堅守實施し、信賞必罰大いに風俗を改善した。當時の詰候は武備に汲々たるものが多かつたが、吉元は儒臣を召致して經筵を開き、其の講習を怠らなかつたのである。

由來長藩は、其の家臣の文武を世襲して仕える者を家業人と稱し、其の班次は遠近付寺社組（此の二階級は中士の下位である）に過ぎなくて、食祿も極めて薄給であつた。そこで人々は平士を下ること一等である僧侶巫祝と同視する者が多いので、家業人も其の世職を慚慨内憂する状態であつた。吉元は此の流弊を矯正せんとし享保三年（一七一八年）六月に其の趣旨を諸士に示すと共に家業人の遠近付なる者を大組（中士の上位）に列し、無給通（下士の上位）の者を遠近付にし、各々之に食祿を増給して之を優待し、侍講の小倉尙齊及び山縣長白に蓄髮を命じた。是は實に吉元の英斷であつた。

○山縣長白、通稱治右衛門といい、字を子成、号を良齊といつた。吉廣吉元二代の侍講となり、朱子學を唱へ倉然として鴻儒と稱せられた。享保十三年八十一歳で歿した。後の碩儒山縣周南の父である。

吉元の家業人を厚遇せし以來、少壯の輩、各々競うて文武を研習せんとするの傾向をなし、學問は益々振興の機運に趨いたのである。吉元は諸臣の文武涵養を懈怠せざるべく訓戒し、且つ技能を以て召された者は、益々其の修養に勉めしめ、諸藝を世襲せる各家に番勤を命じ、若し傳授に支障あれば之を稟申せしめた。

かくて吉元は時勢に鑑み、人材育成の急務は學校の設置にあることを察知し、老臣宍戸主計、毛利筑後、山内縫殿、桂能登等をして要路と共に經營築造を協議せしめた。此の筑後、縫殿、能登は同じく篤學の士である。是より筑後等は吉元の深意遠謀を諒承して、専ら學館の設立に苦心し計畫し、萩城南方の地を相して之を選定し直ちに起工して十二月竣功した。凡そ一千坪の建築である。孟子のとう文公の篇に「設爲庠序學校以教之、皆所以明人倫也、人倫明於上、小民親於下也」とあるを取つて明倫館と名づけた。蓋し宏儒山縣孝儒の撰する所である。

○山縣周南 山縣孝儒は長白の子で、字を次公といい、佐波郡小野村に生れたので周南と号した。周南は幼少頗る穎悟であつた。父長白の教を受け、長じて江戸に出で、荻生徂徠に師事して其の名著はれ太宰春台、服部南廓、平野金華等と交つた。江戸に遊學すること三年にして諸學者大いに其の才識を稱し、對馬の雨森芳州は之を以て海西無雙と呼んだ。これより周南の名聲は天下に噴々たるものがあつた。享保二年江戸長藩邸に召されて吉元の侍講となり、また世子吉廣の師となつた。茲に至つて命を受け儒者佐々木源六等と學制を議しまた明倫館の名号を撰んだのである。

明倫館は北に聖殿があつて大成殿の扁額を懸ける。是は孟子の萬章篇「孔子之謂集大成、集大成也者、金聲而玉振之也」とある語に出でたのである。中央に講堂を設け、其の外面にまた「明倫館」の懸額をなし堂内に孔子孟子顔子曾子顔回の木主を安置した。是は吉元の師である林大學頭信篤（風岡）の書いたものである。其他に書庫があり劍槍の練習場（稽古場）があり、諸生の寮舎習騎の馬埒などが整然として完備している。總大門には、其額に容衆を書いて懸けた。佐々木源六が論語の子張篇に「君子尊賢而容衆」とある語を取つて之を撰し、儒者草場兵藏が之を書いたものである。ついで儒者の小倉尙齊、佐々木源

七

八
六、草場兵藏、佐々木平太夫、佐々木源左衛門、兵學者の吉田友之允、多田藤右衛門、劍術家の平岡彌三右衛門、馬來右衛門
七、内藤作兵衛、槍術家の岡部半右衛門、横地七郎兵衛、弓術家の栗屋彈藏を擧げて文武の師とした。是等の人々は皆傑出し
て居たのである。中にも平岡彌三右衛門は諸國を遊歴し、柳生宗矩の門人越前の出淵盛房から劍法を授かり、岡部半右衛門の
先は、世々槍術を傳へ、其の祖の利貞は毛利秀就に仕へて十字槍を創めた。また栗屋彈藏は弓術に長じ夙に吉元の師となり、
子孫よく父祖の業を紹いで子弟を教導した。吉田友之允は名を重矩といい松陰の祖である。ついで山内縫殿をして御手廻頭役
國司頼母、乃美仁左衛門に管理を兼ねしめ、明倫館の落成を告げて諸士の修業を監督せしめたのである。

藩學明倫館は落成したが、其の開校は翌四年（一七一九年）の正月十二日であつた。此日は老臣要路が出席して盛大に其の
式典を舉行し、諸士修業の次序を定めて之を發表した。此の次序を「文學諸武藝稽古之式」といつて、後世永く館中に掲げ
て、教師諸生共に嚴守せしめたもので、後世長藩に人材の輩出した根基となつたものである。其の大要は次の如きものであ
る。

- 一、毎年正月十二日始業して十二月十日に終業する。
- 一、儒者は毎月十六日間講堂で講釋する。
- 一、兵書は毎月六日間兵法場で講釋する。
- 一、すべて儒書兵書の講釋は毎日五つ時（午前八時）に始める、其の講釋を畢つた後は終日武藝を練習する。
- 一、諸武藝は毎月五日間（後多くなる）とし射術は六日間とする。射術の日課中巻藁は四日間射的を二日間とす、尤も雨
天の時は射的を翌日に延ばす。

一、晴天には馬術を怠なく調習し、毎月二日より隔日毎に素讀をなし朝六つ時に始めて五つ時に終る。其の素讀は講堂に
限らず、常に心をかけて空室にてもなさしむ。

- 一、毎年七月は購釋を休み、九月は諸武藝を止む。
- 一、五節旬盆の二日當所の神社祭禮日は諸稽古を休む。

一、文學は幼時より勉強せざれば成就しがたいのである。そこで十歳前後から素讀を始めて十五歳から専ら文學に志し、
身体の壯剛となるに及び、更に武藝に目的し、文武共に四十歳まで別て其の勉強を專要となさしめた。文武を志慮せる
ものは、講堂及び諸藝稽古場共に懈怠なく勉強し、講釋を聴聞せんとするものは、老少の別なく出でしむ。公用もしく
は已むなき事故あるものを除き、なるべく無用のことを省きて怠慢なからしむ。

一、文武共に課業の定日外に各種稽古場に同志出會して互に勉強するは自由である。尤も定日の稽古を妨ぐるることなかるべ
く注意せしむ。

一、文武共に堀内にある稽古場外にても勉強すべきである。尤も定りたる稽古場の出勤を懈怠せざらしむ。

一、文武共に稽古場に出勤して各教員に附屬して其の業を受くるの外常に師弟の心にて之を勉強し互に懈怠なく精勵すべ
きである。定日課業の外に師弟共に時々稽古場に出で希望に應じて其業の授受をなすを隨意にせしむ。

一、稽古場に會合せる大小身の諸士は、すべて衣服其の他を質素にし、また小身のものは僕を従へざるも隨意とし、大身
のものといへども從者を減せしむ。

一、稽古場は御手廻頭役二人に管理せしめたのである。文學武藝の各其の師を命ぜられたるものは御手廻頭役の指揮を受

けて稽古場に出勤し教授の日課を定めて懈怠ならしむ。若し病氣等已むなき支障あつて出勤し難き時は御手廻頭役に届けしむ。當勤の教師出でざる時は其の日の課業を止めしむ。嫡子が親父に代つて出勤せんとする時は予め之を届けしむ。

又文武諸稽古の日課を次の如く定めたのである。



- 一、休業日は毎月朔日十五日二十八日晦日の四日とす。
- 一、儒書の講釋は二日 三日 七日 八日 十二日 十三日 十七日 十八日 二十二日 二十三日 二十六日 二十七日の十二日とする。
- 一、槍術の練習は二日 四日 七日 九日 十二日 十四日 十九日 二十一日 二十四日 二十九日の十日とす。
- 一、劍術の練習は三日 五日 六日 八日 十日 十一日 十二日 十三日 十六日 十八日 二十日 二十二日 二十三日 二十五日 二十六日 二十七日の十六日とす。
- 一、兵書の講釋は四日 九日 十四日 十九日 二十四日 二十九日の六日とす。
- 一、射術の練習は五日 十日 十六日 二十日 二十四日 二十九日の六日とす。

課業の多きは十六日の劍術であつて、其の少きは兵書の講釋と射術の練習とである。而して諸士の嫡男末子の中で文學の志厚く其の才智あつて熟達を望めるものは、凡そ六七人を限り 學寮に入合せしめて朝夕食事を給與せしめんとし、親父より之を願ひ出でしめた。此の入寮生は後に明倫館の擴張と共に増加した。また農民商人の有志で儒書兵書の講釋を聽かんとする希望者に之を許し、袴をつけて出でしめた。幕府が士庶人共に昌平坂學問所の講義を聽くを許したのは享保二年七月であつたが

十分の外の者に藩學の講釋を許した例は他藩に未だ少いので長藩文武の發展の原因もまた其の一に數えられるのである。

三、明倫館根基の確立

吉元は明倫館開校の式を畢つて、將に釋典を擧げんとして、小倉尙齊、佐々木源六、山縣周南の三儒者に命じ、延喜式江家次第及び昌平贊、釋奠式等に據つて其の儀を撰せしめ、二月十九日を以て始めて其の禮を行つたのである。是日吉元は老臣有志を率い、親しく明倫館に臨みて孔子の廟を拜し、學館を興して大いに人材を涵養せんとする趣旨を告げた。其の告文は次の通りである。

惟享保四年歲次己亥二月丁卯朔越十九日 壬戌 長門國主從四位下拾遺補關大江朝臣吉元告大成至聖文宣王神位伏惟夫子德体上聖道集大成 釋倫之宗師 禮樂之教主父子以定君臣有維 是以舟車所至 莫不尊崇 日月所照 莫不親戴 吉元小子上蒙公上之恩 下荷祖宗之慶 叨以寡昧 襲封一方國并二州民兼四等小子不德 豈以富貴自居 安逸爲樂 深恐責任之甚 重而付托難當而已 若使其老幼孤寡綏撫不給 若而不樂 憂而不歡 祖宗之托無以答焉 子弟臣從才德無良 內無以奉王事飾政治 外無以備守禦固封疆公上之責莫之塞也 是以朝夕懷々不敢寧居 唯德可以化下 唯仁可以安人 小子不德不能 實萬分之一深以爲慚 爰謀臣相視地城南 新興學舍 傍置習武之場 以教子弟 庶幾人成各有自覺 成德達材 裨余責任 以分付托之重 夫述職于上 垂統于後 凡臨治爲教之道 不本諸夫子 而何適況余先世雅

道專門擅美列朝誦すう魯之言被詔我大東也 於是建夫子之廟宅夫子之神配以四公 以謹教化之表 弘師賢之德 前年秋八月 命工あらわす功 逾年告成土木構締 きう漆揚彩 謹涓令辰會耆老諸臣奉安神主 祇嚴祀事式申 庚告聖神 在天道無内外庶降格永垂かん臨

長門國主從四位下拾遺補闕大江朝臣吉元再拜頓首謹言

ついで吉元は更に養老の禮を行ひ士分耆老の七十才以上の者を五人と、八十歳以上の庶民を四人と、耆徳篤行の者とを召して 飲食を饗し各之に物を與えた。支那で老人を養ふことは禮記にも史記にも見へ、其の禮を擧げたことは後漢書に「幸辟雍 (天子の學校) 初行養老之禮」とある。また小倉尙齊に命じ 人倫が上に明かであつて衆民が下に親しむの意義を講せしめた。之を聽くもの堂の上下に充滿し、立錫の余地なく、人々文武の益々隆盛に趨くべきことを想像し此の盛儀を謳歌し合つたのである。

かくて吉元は、毎年米五百石を分つて明倫館の經費となし、諸生中に優秀であつて貧窮の者があれば 之に給費する制を定めた。また明倫館に學頭役、本締役及勘定役(二人)を置いたが、翌享保五年十月、老臣山内縫殿、益田織部は吉元の旨を承け御手廻頭役に令して諸士の文武修業を督勵せしめ館中職員の各遵守すべき所を知らしめた。即ち學頭役は常に學館の興隆を考慮講究して諸生の修業を監督し、春秋釋典の儀を行ひ、書料の貸借經費の支出等に關して本締役の提議を裁決するのである。そして本締役は學頭役に謀議して學館中の庶務を處理し、經費の收支需用品の供給を掌る勘定役に日々の米銀授受並に祭器什物等の保管を任せしめたのである。なほ諸生の心得を始め、其の取締防火門、禁門番等を定めたので、其の令文は次の通り詳細なものである。

一、文學諸武藝稽古之次第 兼被仰付候張紙之旨 相違有間敷候 尤稽古人無怠慢様可有沙汰候事

一、學館於増隆之義 學頭役存寄於有之は其旨趣各々承届 猶又被加了簡可被任時宜候 尤難及思慮儀於有之は奉行所へ可被申出候

一、於館中文學の儀一切學頭役の可爲了簡之間 諸生其外共 修學之儀においては 學頭より兼而常例を可被定置事

付儒士中の儀も於館中之儀は何分學頭可任了簡候 尤修學之儀付 存寄之趣も有之候は、學頭へ申談候様可有沙汰事

付書籍請之儀は、本締役之可爲沙汰候、然共書籍差引之儀は、學頭之可爲了簡候間 諸生中より取捕之役兩人破申付何分學頭之差圖を請、書籍不逮紛失混雜様可有沙汰候、且又諸生之外たりとも、書籍借用之願於有之は、度々學頭承届、學館當用に無之書物之分は月切にして可貸渡候 大部之書十卷充可貸渡候、尤借用之面々、物切不及遲滞致返辦候様、帳面印形を以可致沙汰之旨、可被申付候、且又毎歳蟲干入念被申付其節は學頭本締役立合部數冊數共改可被申付事

付諸生之中書籍預り之兩人書會之節、書物其外共に、入用之品取捕會終に而右之品々取納候儀可有沙汰事

一、學館武講所共沙汰節之儀は、本締役之儀候間、儒役並武藝指南の面々、いづれも本締役申談候様可有沙汰事

一、學館武講所共、諸沙汰しまりの儀、本締役引請常々無油斷懸心頭可致相續之旨、可被申付候、且又於館中之儀、學頭存寄之趣も候は、何宜申談之旨可被申付候事

付勘定役兩人其外未々迄 學頭本締役申付所、聊違_レ違背_二間敷事

一四

一、諸生中之儀 學頭子弟たるの間、何分學頭より教令の趣 聊不_レ可有_レ違背_一候、尤諸生半間令_二一和_一修學之儀 隨分申合無_レ懈怠_一太体之儀も、別而行規作法能可_レ相嗜_一之旨、可_レ被_レ申付_一候事

付於_二館中_一諸生中座次之儀は、不論_レ貴賤_一可_レ爲_レ入學_一之次第候、然先覺は後覺を誘、後覺は先覺を可_レ敬段_一勿論候

且又於_二館中_一釋典其外諸生中集會列座之時は、諸生半間たり共 常々之次第を以可_レ致_二着座_一事

付諸生中勤學之儀、朔六時過より夜中は不_レ可_レ過九時_一事

付諸生中館中於せわ之儀は本締役可_レ任_二差圖_一事

付諸生中には若年病者之類も可有_レ之候間、本締役別而了簡を加、撫育の心得可有_レ之事

付廟司役之儀、聖殿之掃拭は不_レ及_レ申自身相調 講堂座敷廻り掃除の儀も、見合致候様に可_レ有_レ沙汰_一事

付祭器之儀、惣御道具之内に而、預り之段有_レ之儀候へ共、釋典之節は廟司役之所役として入念取捌仕候様可_レ被_レ申付_一事

一、春秋之二仲釋典之儀學頭之所職として儀注之旨を以、年々無_レ相違_一可_レ有_レ沙汰_一候 尤本締役を始、學頭之了簡を請、可_レ遂_二其節_一候際手之儀においては、本締役引請可_レ有_レ其沙汰_一事

付釋典之砌、館中湯穢之儀、有_レ之時は、不敬之至候條、前齋之中より、服忌其外非常之穢有_レ之者、未々迄堅可_レ禁_レ之、

就中饌具之調進可_レ致_二潔齊_一事

一、學費料支配之儀、本締役宜_レ致_二宰判受拂_一共、証據物辻を以 聊費之儀無_レ之様、詰り能可_レ被_レ申付_一候 且々學頭存寄之儀も候は、宜_レ申談_二修補等_一の儀も學費料の内を以、常々其心得無_レ油斷_一修理不_レ相怠_一様_一被_レ申付_一事

付學館料諸拂之内、臨時増減之儀は、學頭本締役申合、尤各可_レ被_レ承届_一候、勘文仕立之儀、勘定役相調、本締役奥書學頭も可_レ爲_レ加判_一事

一、勘定役兩人勤方之儀、本締役之差圖を請、可_レ遂_二其節_一候、右兩人之者、晝夜共一人充、勤番彼_レ仰付_一儀は、館中しまり第一之儀候間、當番之節、仮無_レ據用事たり共、全不_レ置_二闕如_一様可_レ被_レ申付_一候、且又學館曲輪内外共、節々致_二檢分掃除無怠_一申付、破損所等之儀も、懸_二心頭_一令_二沙汰_一候様可_レ被_レ申付_一事

付學館料米銀受拂等の儀、勘定小日記共、勘定役之者、必自身相調勘辦等の儀をも身に引懸、聊私曲之儀無_レ之、可_レ遂_二其節_一旨可_レ被_レ申付_一事

付祭器並稽古道具、其外雜物共に、勘定役常々入念、手置をいたし、無_レ紛失_一様に可_レ致_二支配旨_一可_レ被_レ申付_一事 付末々之者仕役、常例之通、無_レ緩申付、尤存貯之儀、無_レ之やうに可_レ申付_一旨可_レ有_レ沙汰_一候、右之者共、諸生中之申付候用事、稽古場之所用等聊不_レ及_レ違背_一貞心に可_レ相務_一様に、堅可_レ申付_一旨可_レ有_レ沙汰_一事

一、館中諸稽古場共、火用心之儀 肝要之事情候、諸生中其外未々迄、面々引請候様堅可_レ被_レ申付_一候、就中詰番之勘定役身に引懸、曲輪之中打廻り等をも仕、所々氣を付、夜一兩度充、火之元見届候様可_レ被_レ申付_一事

一、門しまり之事、本門は常々錠をおろし、小門之儀も、暮六時より夜中は鎖をおろし、錠をば勘定役之者預置候様可_レ被_レ申付_一事

付諸生中 夜中往來可_レ爲_レ停止_一候、若無_レ據用事有_レ之節は、其旨趣學頭役承届、印形手形を以、可有_レ勘過_一候、未々之者夜中勘過之儀は、本締役可_レ任_二了簡_一事

一五



付夜中門番、無闕如堅固に可被申付事

付稽古場曲輪之中、夜中拍子木を以、節々夜廻可被申付事

一、方角出火之節、先木主を致守護立退候儀、可爲肝要候、然は廟司役は不及申、學頭本給役、勘定役、尤諸生中共にいづれにても早く出合候者、自身早速取出し、次に祭器等、可成程除火災候様、兼而仕法を、被定置不可有油斷事

付書籍の儀、受方之役人、早速かけ付、随分取出し、不及燒失仕候儀肝要之事

右之趣、無相違相守候様、入念を堅可被申付候

以上

享保五年十月十五日

山 縫 殿
益 織 部

國 司 頼 母 殿
志道太郎右衛門殿

此の規則中に廟司役とあるは、館内孔子の廟事を司るものをいう。是より明倫館の根基は愈々確立し、藩内の諸士は大いに其の風に向つて文武の修養に志すもの多く校運益々盛大となつたのである。

幕府が平昌平坂學問所を開いて以來、三家をはじめ海内の諸侯は、各其の領邑に學館を建設し、天保年間までに雄藩の創立

したものが凡そ三十校にも達した。中には佐賀藩は寛永五年（一六二八年）に後の弘道館を建設し、盛岡、岡山兩藩の藩校、會津藩の日新館之につき、長藩の明倫館は其の第十二位にあつて、仙臺、熊本、高知、加賀、鹿兒島等の藩校に先立つて創立した。かくて長藩の明倫館は内容を大いに完備し、荻生徂徠の如きは、其の美を兩都に比して本邦のすう魯とさえ歎稱し、また當時關西の學校といえば人々みなまづ此の明倫館と熊本の時習館とを併舉するに至つたのは決して偶然でなく、吉元の根基を確立せしに起因することは言れられないのである。

昭和六年は吉元歿後二百年に當るので明倫小學校に於て「吉元公二百年祭」を執行したのであるが、其の時林町長の讀んだ祭文は吉元の業績を相當詳細に述べてあるから、ここに掲げ、明倫館創立者としての吉元の人格を偲ぶこととする。

「維時昭和六年十月十三日萩町長從五位勳六等林勇輔謹みて清酌庶羞の奠を以て、前二州太守贈從三位泰桓公の神儀の御前に白す。公諱は吉元、姓は大江、其の先は天德日命より出で世々卿相に列せらる。弘治中贈正一位元就公、息隆元公と共に詔を奉じて賊を討ち、山陰山陽十餘州を領し、協力和親の遺訓を誥す。公は即ち其の八世の孫にして、延寶五年八月二十四日江都日々窪なる長府藩邸に生れ、寶永四年十一月二十三日入りて宗家を嗣がせ給ふ。天資聰明孝敬學を好み、上は皇朝の休命を奉じ、下は累代の祖訓を紹述し、或は理財に、或は殖産に、或は海防に、或は學宮に申令して教化を謹む。身を持するものと謹嚴剛毅、恭儉躬ら帥い肝れて食す。賢に任じ能を用ひて克く有終の功を奏し、令徳洽く孫謀を誥し、その寵大なるものあり。當時國計困窮せる二州の頽勢を挽回せんとして正徳三年三月山内廣道、桂三郎左衛門を拔擢して理財の衝に當らしめ儉政の令を布き、公躬ら膳部を減じて絹帛を廢し、參覲の隨員を減じて範を庶民に垂れ給ふ。其他各般に亘りて調度儀禮の浮華を戒めて緊縮節約に努むると共に、救穀貯藏の府庫を設けて非常變災に備ふる等公の意を用ひ給ひしこと一再ならず。

吉田町の一角に古色蒼然たる倉庫の現存せる亦以て仁政の一斑を窺ふに足る。更に積極的に國産の奨励をも企て給ふ。享保十二年彫工河治友久及同苗友周をして鋳を作らしめて幕府に献す。是より長門鋳の聲價愈々天下に著聞す。又藩内各地に植林を營み給ひしこと屢々なり。正徳五年植え置かれし松樹の遺葉尙ほ菊ヶ濱海岸に亭々として聳え松籟颯々今なほ公の遺徳を謳歌しつつあり。更に交通完備治安維持に専念し給ふあり。藍場川の開鑿、櫻江の架橋、濁淵の修溝平安古及土原の道路新設、辻番所及鍾樓の建設等枚擧に遑あらざるものあり。かくの如く藩治にこれ勤めらるると共に、朝鮮の使節と應對し國交を修め、下關、向津具、須佐等に外船を討ちて國威を宣揚し給ふ。公封を窮乏多難の間に襲ぎ、夙夜兢兢としてこれ努む。されど如何に多難にして紛々理め難しと雖も、文教須臾も廢すべからず。育英一日も曠うすべからずとなし、遂に明倫館の創建育英を企て給ふ。この學たるや公の治績中特筆して後昆に垂れ、萬世に光輝燦然たるものなりとす。即ち國政穴戸齊延、毛利廣政、毛利廣包、林廣保、山内廣通等命を奉じて地を堀内に相し、享保三年工を起し、翌四年正月二十六日學宮成を告げ、二月上丁始めて釋典を修む。名つけて明倫館という。蓋し孟子の言を取れるなり。廣さ九百四十坪、聖廟講堂學舍劍槍演武の場凡そ子弟の業として肄ふべきもの一として備はらざるなし。此に於てか閩藩の文教靡然として風をなす。詢に壯なりと謂うべし。水府弘道館、備州閑谷館と共に天下の三館として其の名世に高し。爾來百三十年綿々として列世相承け、志を紹ぎ、事を述べて文武を講習し、嘉永二年遂に重建の舉を見るに至る。維新尊王の義舉凜然として績を國史に留め、回天の偉業煥然たるもの遠く源流を公の文教興隆に求めざるべからず。公の此の鴻業の裡に忘るべからざることは、その室法林夫人の内助の功なりとす。夫人は松平光政の女にして、入りて公に配たり。公列世の祖訓を紹述し、萬治の舊章に率由して學宮を營まるるに當り、資性好學の念熾烈なる夫人の内助誰か無からずとせんや。更に廣政等賢能のよく建築經營

して事を大成せしめたる功も亦没すべからず。公の盛徳は之を仰げば愈々高く、之を續れば彌々々堅し。此を以て朝廷公の偉勳を嘉し從三位を追贈せらる。公の顯榮は在世の時既に著しく、歸天の後に更に輝けり。煥乎たる天章日月と光を争ふ。偉なる哉。茲に公の薨後二百年の忌辰に當り、感懷禁せざるものあり。聊か蕪辭を陳べ、薄典を羅ねて追徽の誠を致す。希くは髣髴として來り饗け給はんことを。

四、毛利宗廣の文武奨勵

明倫館の根基は、既に吉元の遠謀とその施設とで確立したのである。吉元は享保十六年（一七三一年）に五十五才で江戸の麻布邸で歿し其の子宗廣が襲封した。時に江戸にあつては養生徂徠己に歿し、（享保十三年）林鳳岡（享保十七年）も室鳩巢（同十九年）も亦相衝いで死んだが、好學の將軍吉宗はなほ職に在つて、元文四年青木昆陽を召し、古記舊書を汎く搜索せしめて學問講究の資とした。藩主宗廣は恰も此時に出で、聰明父吉元に劣らず、深く教育に志し、常に自ら明倫館に臨んで聽講したが、寄組（上士）の士をして文學を涵養せしめんことに努めた。由來食祿の高き諸士は飽食暖衣にして飢餓寒凍の慘苦を知らず、恬安として風流の遊樂に耽り、徒らに其の日を送る者が多い。是は古今東西を問はず、上下一般の通弊である。宗廣は大いに鑑みる所あつて、封内に於ける此弊風を矯正せんとし、元文四年二月寄組の在職者と雖も、其の機務の繁忙ならざるもの、若くは大組頭役（即ち八組頭役で、千石以上の寄組の士が之に任ず）の當番にあらざるものは、事務の支障な

き限り、みな明倫館に出でて講せしめた。なほ四十才に満ざる寄組の士は、本人嫡子共に各役務に服したと同じ心で差支のない者は日々聴講せしめ、且つ弓馬兵法を武人の要訣として習せしめ、殊に少壯の者は、質素を本として懈怠なく之を鍛錬し、常に其の筋骨を逞しくし後日の用に備へしめた。即ち老臣が宗廣の意を承けて、令文を下して大組頭役並に寄組士の月番首班を始め一門に知達したのである。(全文略)此の示達は實に一門以下の上士をして覺醒せしむるのみならず、一般諸士の勉勵にもまた影響する所が多かつた。宗廣はまた明倫館文武の教師の選擇に重きを置き、翌五年九月其の員數をほゞ決定した。是は諸士の薰陶に關し直接に大なる關係があるからである。即ち學頭一人を山縣周南に命じ繁澤權兵衛、小倉彦平、小田村文助、山根七郎左衛門等五人を儒師とした。また兵學師四人を吉田十郎左衛門、多田藤左衛門、大西助右衛門、山本六之助に命じ、弓術師二人を栗屋彈藏、岩崎九兵衛、劍術師三人を平岡彌三右衛門、馬來宗六、内藤又左衛門に、十文字槍術師二人を岡部平左衛門、鹽屋源左衛門に、鍵治師一人を横地七郎兵衛に、劍術居合立合師二人を北川小平太(一人缺く)に、算術師一人を松本猪兵衛に、手習師一人を坪井甚右衛門に各命じて教授に努めしめ、欠員は姑く措き、門人の熟達を俟つて之を補はしめた。

○山縣周南、名を孝孺字を次公といい、周南と号して碩學良齊の子であることは前に述べた。周南は博覽強記で群書を跋渉し、殊に國史に深く、父と同じくれん洛の學に精通し、江戸に出でて荻生俱徠に就き、經術文章を修めた。元文二年、一七一七年、明倫館初代の祭酒小倉尙齊の歿するに及び、之に代つて祿若干を加へられた。祭酒となるや種々の規則を設けて藩學を整え、學風を發揮して諸生を訓勵し、而も諄々として誘掖し倦むことなく、爲に學者彬々として明倫館より輩出し、其の育英の功績頗る大なるものがあつた。儒師に選ばれた繁澤權兵衛、小倉彦平、小田村文助山根七郎左衛門はみな明倫館

出身の俊英である。

○小倉彦平、三田尻中船頭(下士の上)山本九左衛門の末子で名を實廉といつた。幼より學を好み、夙に處士河野養哲に師事し秀才を以て藩費明倫館に擧げられ、學業が大いに進んだので祭酒小倉尙齊が請うて養嗣とした。ついで都講(明倫館文學寮生徒の監督)となり、元文二年講師となつて、同五年儒師に進められた。

○小田村文助、名を公望といひ躰山と号す。少より穎悟にして詩書を讀破し、詩をよくし神童と稱せられた。文助の本姓は山本氏であるが、三田尻梅取(卒族)小田村喜左衛門の養子となつて氏を改めた。初め河野養哲に學び、享保四年秀才を以て明倫館に入り廟司となつた。ついで朝鮮修信使の來朝に際し、之と筆談の爲に馬關に出で其の應接を助けた。同十年京都及江戸に遊學し、荻生俱徠の門に入つて服部南廓等と交つた。歸國の後明倫館の都講となつたが、元文元年大組に列せられ、同五年選はれて儒師となつたのである。

○山根七郎左衛門、名を之清といい、華陽と号した。三田尻手舸子(卒族)五郎左衛門の子である叔父の小船頭(準士の下)山根七郎左衛門の養子となつた。幼にして學を好み實廉公望と同じく河野養哲に學び、而も三人相共に其の高弟である。享保四年に其の家業を止め、明倫館に入つて司典となつた。此冬朝鮮修信使に應接せんとし、小倉尙齊に従つて馬關に赴き、文助と共に其の筆談を助けた。ついで上國に遊學すること凡そ二年、再び明倫館に入り、元文三年毛利氏軍記の編纂を命ぜられ同四年大組に列せられたが、翌五年遂に儒師に選ばれたのである。

此等碩儒の輩出は、素より山縣周南の誘掖によるが、又河野養哲の薰陶が大いに與つて力あつたのである。幼時○河野養哲 河野氏を稱し、名を鴻文といい、養哲は其の字である。三田尻警固方(水軍)の小吏河野某の二子である。幼時

同僚の養子となつて水軍の業を受けた。長ずるに及び其の業を樂します、毎夜私に書を読んだ。人となり磊落で、仇俠自ら喜び廉潔で世俗に汚れず、終に自ら膝を屈するを屑しとせず、身を脱して歸り醫となつた。しかしその醫業もまた樂しむ所ではなかつた。が之に托して名としたのである。其の居を塾となし醫業の利を傾けて經費に充て、子弟の學業を請うものを茲に延いた。しかし醫業も大に行はれた。されども富豪が禮を厚くして來れば決して之に應じない。貧賤の者が至れば直に心を盡して治を施し其の謝禮を辭した。すべて患者の貧富を量り其の多きを辭して少きを受け、他に一芥も人から取らない、常に一裘一葛一釜に恬然として其の貧富に安んじて居た。子弟の中に一たび才俊業勤のものを得れば大いに喜びて其の食をも忘れ、之を視ること恰も實子の如くであつた。そこで門人日に進みて、其の高足に小倉彦平、山根七郎左衛門、小田村文助等の如きを輩出し、相衝いで明倫館の嚮官に任じた。

又郷里の人々に對し善をなすを見れば則ち之に與して親戚よりも篤くした。又不善をなすを見れば、諭すに義理を以てし、之に繼ぐに泣涕してなほ渝らざれば嘖然立つて去り、之を見て匪人となし、將に其の面に唾せんとするが如く嫌つた。若し其の人が改悛すれば悦びて故の如くに愛した。されば衆人却つて其の父兄を畏れず、唯是れ養哲のみを畏れ、や、強硬で從順ならざる者も、また自ら内に恥ぢてその非をなさなくなつた。そこで養哲の死する迄、其の郷黨には非行の爲失敗した者なく感化の功實に大なるものがあつた。蓋し養哲の才を愛して徳を尙ぶことは其の天賦ともいふべきものである。

享保十二年九月二十七日六十七歳で歿し、其の天年を終へた。養哲は其の死に臨み門弟に囑し、「吾歿せば之を官に告げ、吾家を以て汝等の習業の塾となさば吾死すと雖も、なほ生けるが如きである。若し官に請うて志を得ざれば直に之を燒き、敢て之を親戚に貸すこと勿れ。」といつた。三田尻都合人役赤川半兵衛其ことを知つて、之を當職毛利廣政に傳へた。廣政

は其の義を高しとなし半兵衛に囑して養哲の志を遂げしめた。

數年後經費なきの故を以て養哲の舊居を撤して其の塾を廢した、元文三年中川與右衛門が三田尻都合人役になると、痛く之を憂い、當役山内縫殿に狀を告げ、養哲の舊居に就き、故塾を復興して鏡穀若干を出し、其の利息を經費に充てて、永久に維持するの計を立てた。爾來郷里の子弟が各復歸して、其の學業に就くこと又養哲の時の如く盛になつた。其の塾は彼の有名なる越氏塾であつて、後に明倫館の管轄する所となり永く繼續して明治の初年に至つた。

因に昭和六年養哲は從五位を贈られた。塾を越氏塾というは蓋し河野氏が越智氏なるが故である。

かくて寛保元年二月宗廣は明倫館創立の由來を永く後世に傳へんとし、祭酒山縣周南に命じて其の記を撰ばしめた。記文成つて之を碑石に刻して明倫館の門前に建てしめ、其の竣工に盡力せしもの名をも碑背に彫刻せしめた。

其の明倫館記は次の如くである。

『今侯立繼修先侯之政戒有司祿庶績申令學宮謹教化其在國也、仲春親至學宮祭先聖行養之事遵先侯之道焉而有光矣、今年二月上丁、臨學行事、乃命學職曰、昔者先侯有若令德貽厥孫謀、其寵大矣、今而不記後世子孫何觀焉其序次創建嘉績以樹學中、臣孝孺謹奉命、作文其記曰維享保三年戊戌、秦恒侯立十一年、上奉公朝休命下奉先侯之舊章、恭儉躬帥修政慎令肝而食矣、於是申命曰、嗚呼爾國子弟懋哉勿怠、神祖創業又武造、士載在令申我藩國敢弗承守且昔我先侯、與汝先祖經營是邦貽茲多福仰思勤勞不遑寧居爾國子弟進德修業、答揚先德否而尸居世祿安逸惟恒、淫侈放肆、是汝辱而先祖、而余亦無告于先侯之靈、禮樂射御、敬業特敏、先侯之訓也懋哉勿怠、成德達材以篤爾祐國政就延、廣政、廣包、廣保、廣通宣揚令德、將順懿美、率宗族巨室耆老子弟以奉命

也、是年秋、遂命有志興學宮、越明年己亥正月告成、於是二月上丁、始祭先聖、四配於學、賓耆老、觀養老之道、著爲常典、世々無替、謹按、庠序之設、將使斯民納于軌焉者也、是以自古以來、有志者、未之或違、光耀史策、稱頌盛德、而世不絕筆也、大東學政載在延喜式、自皇都以及列州、莫不有學焉、春秋祀典、取法李唐、而內外異制、尊卑有等、其於教化之法、欽崇之意、未始不同矣、中葉以來、國史失官、降及戰國、喪亂相尋、制度陵缺、先王之經大法、殆乖熄矣、當是時也、干戈爲政、庠聲無聞、神祖武成、帥諸侯而紀政、輒徵林羅山氏、咨詢時務、於是儒術興、海內嚮風、爰逮憲廟、興學宮、飾祀典、語見林學士記、宗藩三國、賀會備土、文獻迭顯、隆比齊魯、其他列侯小國、相繼而起、往々有河間文翁之稱、延天以來、於斯爲美、猗歟盛矣、我國自洞春公還西土也、聘高倉菅子講學、二原黃門師足利白鷗洲、豐浦參議學別府周徹、自此後嗣侯、無不有師儒也、先臣之敦詩書者、有徒矣、上之教也、且昔先世世司、皇朝文命、以牖斯民也、功烈藏在天府、宜永世蕃昌、保譽命、以禮祀于大國也、孝孺承乏、儒曹與佐々木雅真議之、政府規度學宮、以牖記祭儀、申詳功令、宮成都名曰明倫館、取諸孟子之言、北爲先聖廟、講堂居中、左爲經籍之庫、右爲厨、厨之西爲齊舍、稟生員、內門外環、以列樹、講武、東爲劍、西爲槍、射圃在其西、旁圃爲講武、武經、習曲禮、教天文、數學、之樹、射圃南童生、學書之舍、大門外壯士習騎之埒、几子弟當業而肆者、莫不備設、內衛帥一員、統領學事、詩云、迨天之未陰雨、撒彼桑土、綢繆、繆、繆、戶、君子若欲綢繆、國家宜莫若學、豈弟君子、民之父母、傳曰、學殖也、不學將落、教之不落、其爲父母也大矣、畏天之威、于時保之、由是以事厥祖、由是以述其職、恭敬之至也、所謂君子有穀、貽孫子、于胥樂兮者、先君之謂也、靡有不孝、自求伊祐者、今侯之謂也、謹記盛事、且祿贊、事有司姓名、以垂後昆、云

元文六年辛酉春

館祭酒山縣孝孺少助謹撰

(神陰)

加判老臣	宋戶主計	源	就延
	毛利筑後	藤原廣政	
	毛利伊豆	大江廣包	
當職	桂主殿	大江廣保	
當役	山内縫殿	藤原廣通	
營作經理	八谷五兵衛	通春	
	坂九郎左衛門	時存	
作事奉行	齊藤又左衛門	恒信	
作事方	長沼新左衛門	政安	
大工	松田勘右衛門	勝正	
小工	高原直左衛門	貞元	

原文は晦澁難解なるがため後學便宜のため仮名交り文に書き改めて次に示すこととする。

「今侯立ち先侯の政を繼修し、有司を戒め庶績を録し、學宮に申令して教化を謹む。其の國に在るや仲春に親ら學宮に至りて先聖を祭り養老の事を行う。先侯の道を遵奉して光あり

今年二月の上丁に學に臨み事を行う、乃ち學職に命じて曰く昔先侯かくの如き令徳ありその孫謀をのこし其の寵大なり。今

にして記せずんば後世子孫何ぞ見ん。其れ創建の嘉績を序次し以て學中に樹てよと。臣孝孺謹んで命を奉じて文を作る。其の記に曰く、維享保三年戊戌泰和侯立ちて十一年、上は皇朝の休命を奉じ、下は先侯の舊章に率い、恭儉躬ら帥い政を修め令を慎み肝れて食す。是に於て令を申ねて曰く嗚呼爾國の子弟つとめよや、怠ること勿れ。神祖業を創め文武士を造ること載せて令申にあり、我藩國取て承守せざらんや。且つ昔我が先侯汝の先祖と是の邦を經營し、この多福をのこし、仰いで勤勞を思いて寧居するに怠あらず、爾國の子弟徳に進み業を修め先徳に答揚せよ否ずして世祿にし居し安逸是れ恒として淫修放埒ならば是れ汝の先祖を辱め而して余も亦先侯の靈に告ぐること無けん、禮樂射御業を敬し時に敏なるは先侯の訓なり、つとめよや怠ること勿れ。徳を成し材を達し以て汝のさいわいを篤くせよ。國政の就延、廣政、廣包、廣保、廣通令徳を宣揚し美を將順し、宗族巨室有老の子弟を率いて以て命を奉ず是年秋遂に有司に命じて學宮を興さしむ。越明年己亥正月成るを告ぐ。二月上丁始めて先聖四配を學に祭り、耆老を賓して養老の道をしめし著して常典となし世々替うるること無けん。

謹みて按ずるに庠序の設は將に斯の民をして軌に納れしめんとするものなり。是を以て古より以來有志の者未之に違ふことあらず。史策を光耀し、盛徳を稱頌して世々筆を絶たず。大東の學政は載せて延喜式にあり。皇都より以て列州に及ぶまで學有らざるものなし。春秋の祀典法を李唐に取る。而して内外制を異にし、尊卑等あれども、其れ教化の法欽宗の意に於けるは、未だ始より同じからず。中葉以來國史は官を失い降りて戰國に及びて喪亂相尋ぎ制度既缺し、先王の大經大法熄むに殆し、是の時に當りてや干戈政を爲し庠黌聞ゆることなし。

神祖武成し諸侯帥いて政を紀す。すなわち林羅山氏をめてして時務にし詢す。是に於て需教さかんに興り海内風に響ふ。爰に憲廟に違びて學宮を興し、祀典をととなふ。語は林學士の記に見えたり。宗藩三國實會備土文獻送に顯れ陸は齊魯に比す。

其他列侯小國相繼ぎて起り。往々河間文翁の稱あり。延天以來斯に於て美しとなす。あ、盛なるかな。我が國は洞春公の西土に覇となり高倉菅子を聘して學を講ぜしより、三原黃門は足利白鷗洲を師とし、豊浦參議は別府周徹に學ぶ。此より後の嗣侯師儒あらざることなし。先臣の詩書に敦きもの徒あり。上の教なり。且つ昔先世世々皇朝の文命を司り以て斯の民をみちびくや功烈藏めて天府にあり。宜なり、永世蕃昌し譽命を保ちて大國に禪祀せらるること。孝孺乏しきを儒曹に承け、佐々木雅真と之を政府に議し、學宮を規度し、祭儀を注記し、功令を申詳す。宮成る。郡名を明倫館と曰う。諸を孟子の言に取れり。北を先聖の廟と爲す、講堂中に居る。左を經籍の庫と爲し、右を厨と爲す。厨の西を齋舍と爲し生員に稟す。内門の外環すに列樹を以てして武を講ず。東を劍となし、西を楯と爲す。射圃其の西に在り、圃に旁へるを武經を講じ曲禮を習はし、天文數學を教ふるの樹と爲す。射圃の南は童生書を學ぶの舍なり。大門の外は壯士騎を習ふの埒なり。凡そ子弟の業として肆ふべきもの備設せざるはなし、内衛帥二員學事を統領す。

詩に云はく、天の未だ陰雨せざるにおよんで、彼の桑土を撤、て牖戸を綢繆す。と、君子若し國家を綢繆せんと欲せば宜しく學ぶに若くはなかるべし。豈弟の君子は民の父母と。傳に曰く、學は殖なり、學ばんば將に落ちんとす、と。之を教へて落さず。其の父母たるや大なり、天の威を畏れて時に之を保んずと。是に由りてその祖に事へ、是に由りて其の職を述ぶるは恭敬の至りなり。所謂君子穀有り孫子に貽す。干にあい樂むというもの先君の謂なり。孝ならざること有る靡く、自ら伊のさいわいを求むといふ者は今侯の謂なり。謹んで盛事を記し且つ事を賛せし有司の姓名を録して以て後昆に垂るといふ。

元文六年辛酉春

館の祭酒山縣孝孺少助謹んで撰す。』

是より先き、文武の師範家で大組の士格に列せる者は、組並も諸役も平士と同じくした。ところが番手を命ぜられて江戸に

出ると、其の勤務中は明倫館の生徒に教授することが自ら懈怠して修業の支障と來す憂があるので之を免ぜるのみならず、明倫館教育の日は、萩城の警衛をも除いて出勤せしめたのである。然るに其の後家業の修業と共に、種々の名義で江戸に出で往々特別の事由もなく滞留して、容易に歸國しないものがある。固より家業修練の等閑に附し難きものは審議の後に之を許容するのであるが、老臣は江戸残留の情弊を矯正せんとして、文武奮勵の趣旨に基き、是年八月師家に訓示して前令を申戒し、特に藩主の召命にあらざれば家業の修養と雖も猥りに江戸に出ることを停止したのである。是に於て長藩が時勢の進歩に遅れぬよう常に文武の師範家を江戸に遣して留學奨勵せしむると共に、弊害を矯めて益々其の興隆に傾注せることが知らるのである。

かくて宗廣は文武の奮勵に留意して大いに施設したが、當時國庫の窮乏を救はんとして全藩に令して儉政を實行した。そこで自ら明倫館に微行して支配役乃美仁左衛門を召し、教化の徳に依つて着實忠孝なる風俗に恢復せんとする先侯の趣旨を説き儉政施行の爲に師弟相共に怠慢することなく、各質素儉約を旨として粗服を厭はず常に文武を修養し、老齢に及びて悔なかるべく、儒官も亦經書の講讀に際して深く注意すべく懇諭した。之は延享三年八月七日のことである。是日宗廣は文武の諸師並に各弟子の成績を親閲した。ところが、年長で其の業に未だ熟達しないものが、明倫館に出勤しないことの多いのを知つた。是は年長者が少壯者と共に相列席することを嫌忌し、或は公務唱集のためとはいへ、文武奨勵の本旨にそむいているのである。そこで宗廣はまた支配役に内諭し、爾後年長の者も必ず出館せしめ、且つ師弟相共に學業に勉勵せしめたのである。其の支配役の訓令は次の通りである。

館中文學を始め、諸稽古不懈怠様にとの御思召故、毎日其の段被仰聽置候、處然今度公私共重き御儉約儀候得は、自然

と諸稽古に怠様に有之候而は、甚以御思召に不相叶事候、文學の儀は人倫本を務る思孝第一之教候、武藝其の外諸稽古等皆爲可遂御奉公諸士可相嗜事、勿論之儀ながら様時節何角令食着一年月後れ肝要稽古之年比も過候而は及後悔候而も不相成候

ついで十二月七日小笠原治左衛門、同彌右衛門、同治右衛門の三人に訓示し集合日には必ず出席して互に禮儀作法を講習し、その緩怠を誠しめたが、文字を練修せるもの僅少なるを知りて筆道の衰廢せんことを憂慮し此月更に内諭して諸生を増員せしめた。長藩に代々能書の者の絶えなかつたのは爰に源由するか。

かく宗廣は文武の奨勵に關して屢々訓示及内諭を申ねたが、其の本旨がなほ徹底せず明倫館の聽講者が乏しいのでややもすれば衰微に趨かんことを深憂した。而して其の不振の源由は、講師の禮儀作法並に經史講讀によつて衆人の信賴奈何に關係あることを察知した。そこで宗廣は寛延元年八月四日自ら明倫館に臨みて、釋菜の儀の畢るを俟ち、御手廻頭後御直目付役各二人を召して、其の趣旨を學頭山縣周南以下儒官講師助講諸生監及び兵法武技の師範に口達にてつたへしめた。其の周南に與へた口達の覺書は次の如くである。

館中出勤講師の面々、心得之儀に付、今般御思召之筋申開候、唯今之通、聽衆も乏く衰に相成候段、別而御苦勞思召候、畢竟講師の行規作法講讀之趣に依而、諸人信仰之境可有之儀に候就夫講釋致方行規等之儀、被成御意且入學之諸生中、心得之御意之趣をも、津田忠助、小倉彦平へ申開候、其方唯今聆動了簡之身分に候得共、右之趣承知仕置、思召に相叶候様に奇々申談候儀肝要に被思召候。委曲は出勤之儒者中え申開候趣可有承知候。此段可申聞旨候こと。付り諸藝師心得之趣に付、被成御意候筋申開候。此段をも承知仕置寄々心をも付候様にとの思召候。



此の覺書中にある津田忠助、小倉彦平の二人は儒師であつて、入寮の諸生監である。また諸藝師は兵法武術の師範家で、其の心得は後に掲ぐるのである。其の忠助彦平に特に示諭せる主旨は下の如くである。入寮の諸生中の心得が、近年不知不識自ら混乱し、往々其の風俗の惰弱となれるものあるの聲がある。抑も文學の熟達のみを志し、苟且の會合と雖も、禮儀作法を正しくすべきである。況して講堂にあつては一層注意して教師を尊敬し、他人の之を見て、其の諸生たるべき態度あらしむべきである。なほ今後は校規を肅正して勤學に懈怠なかるべく留意し、併せて書道の隆盛をも企圖すべきであることを述べたので其の令文は次の通りである。

各一列講釋の趣、心得付而は、一同に思召の筋、被_レ成_レ御意候、然處學館入込之諸生中心得、近年いつとなく令_レ混乱、風俗惰弱の儀も問々有_レ之様相聞候、入學の面々は、別而學問一遍に志し、仮初之參會も行規作法正しく、況或講釋之席に臨み候而は、猶又拔群之行規能相心得講師を敬ひ、諸人より見入之所、入學之輩相應相見候様に有_レ之度儀に候此段思召之筋其方など兩人え可_レ申聞之旨、被_レ仰付_レ候條被_レ申聞_レ猶又向後右躰之趣、隨分氣を付、規矩正敷相立、勤學無_レ怠様、心遣肝要被_レ思召候、旁可_レ申聞_レ旨候事、付り手跡教導之儀も、唯今之通、稽古場愈繁榮仕候様に有_レ之度御禮候。

なほ忠助彦平及小田村文助、繁澤權兵衛の講師四人には、聖賢の道に教ゆるに方つては、第一其の身の行規作法を肝要となし、初學の徒に義理をよく諷解すべく努力することを諭した。次に講釋は義理を明瞭にせしむるを以て主要となすもまた言葉遣ひの鄙野を避くべきことをも注意した。

一、講釋者聖賢之道を諸人の教えになす事候へば、其坐に附候ては、第一其身の行規作法肝要に可_レ相慎儀勿論之事毎々八に依、候之輩も有_レ之様に相聞へ甚其道に不_レ叶_レ候條、其慎專に可_レ相心得_レ事。

一、本文之大義は勿論其事に奇りひき事など仕初心之者も其義理能聞請候様に講釋致し諸人能存付候様に可_レ相勤_レ候事

一、講釋は其義能分り候得は相濟事と相見へ候得共、言葉遣余り田舎めき、平口に而は表方場所に而耳立惡敷候間此段も心を可_レ相用_レ候事。

此講師四人の中、小田村文助、小倉彦平のことは、既に之を述べたのでここに津田忠助と繁澤權兵衛との八となりの概略を記せば次の通りである。

○繁澤權兵衛 名を規直といひ、通稱を竹右衛門といつて、長濱畫家雲谷等兩の孫である。代々祿二百十五石を食み、規直も亦法依となつて畫名を等直といつた。等直學を好みて時々明倫館に出入し専ら經書を研讀した。遂に畫業を廢して食邑七十石を分ち其の残り百四十石で儒役を勤めんとし、之が藩許を請うた。享保六年三月藩許を得て、其の食邑七十五石を同藩士中島利茂の三男彌八に與へ、畫業を繼がしめた。彌八は字を景光といつたが、爰に於て畫名を雲谷等琳と号して藩府に仕へた。是より等直は自ら束髮して繁澤權兵衛規直と改名し、始めて儒家となつた。かくて同十四年に明倫館講師となつて寛永元年に及んだのである。此の間に於て元文二年十一月に學頭小倉尙齊が死し、山縣周南の之に代るに及び其の歸萩まで權兵衛は山根七郎左衛門と共に暫役となつて館事を司つた。是より寶曆六年まで凡そ三十一年儒家を勤め同十一年七十九歳で歿した。

○津田忠助 名を泰之、字を子規といひ、東陽と号して同藩士八谷六郎兵衛通良の二男である。少にして學を好み、又書を能くした。初め山縣周南に師事したが、後秀才を以て明倫館に選ばれた。かくて京都に遊學すること凡そ三年、業成つて歸國し、儒家の津田忠之の嗣子となつた。享保十八年八月番手を命ぜられて江戸に出で十二月選ばれて宗廣の侍講となつた。

是より忠助は日夜専ら其の薰陶に盡瘁し、寛延元年江戸より歸國した。が會々周南が疾のため館事を見る事が出来ないの
で、小倉彦平と共に明倫館助教となつた。ついで閏十月二十八日周南の辭職が許されて、忠助彦平二人に學頭役を命ぜられ
た。是は二人が一ヶ年交替で明倫館の學事を攝理せしめられたのである。宗廣は館事の閑毎に之を召して、詩を説き書を講
ぜしめた。忠助は其の人となりが喜怒を色に表はさず寡言沈毅よく館事に任じた。夙に起き夜に寝ね諸生に先つて躬行實踐
し諄々としてよく誘導した。敏材のものは固より學徳の豊富に努力し、又魯鈍の者も倦怠なく口授手提し、道義を理解せざ
れば敢て措かず、其の後進教育の功績は多大なるものあり、人材は彬々として輩出した。寶曆四年九月十三日五十三歳で歿
した。

又助講の佐々木源右衛門、佐々木織衛、山縣治郎右衛門には、講師四人の中に缺勤のものあらば、之に代つて日夜倦怠なく教
授し、同じく行規作法を正くし衆多の見聞よく務めしめたのである。(口達書略)

講師と諸生監とを兼ねたる山根七郎左衛門、草場兵藏への口達には、「需者の儀は聖賢の教の師に相成事候へば、其身の行規作
法正敷相慎諸人學文の道に志し候様に兼而門弟中取立候様に可相心得候事」とある。なほ兵學及び武術の師範である吉田十
郎左衛門、平岡彌三右衛門、多田藤左衛門、馬木宗六、内藤作兵衛、岡部半右衛門、粟屋彈藏、緒方仲助、北川貞之進、横地長
左衛門、小笠原二郎太郎、大西助右衛門、松本猪兵衛、鹽谷源左衛門、岩崎九兵衛、山本六之助は、年所を経るに従つて、教
授練習の次第も混乱せるので、日夜共に其研究を專一にし、稽古場にては、最も作法を慎みて紊れざらしめ、行爲修業の理非
を論義して各自の實踐に適せしむべく注意し、門人の常に師徳を仰ぐべくあらしめんとした。其の口達の覺書は次の通りであ
る。

一、惣而師匠に相成候ものは第一其身の行儀作法肝要之事候條庶事可相慎候事

一、其家々の業代々を経、末に相成候程古代の趣令混雜候様相成ものに候隨分令せし議晝夜共工夫專一に候事

一稽古場にて諸事作法隈に無之様に可相慎段は勿論之事に候、銘々其所作之利非を論じ、自分自身の執行に罷成候様に、
相互に心を用ひ、門弟中も師恩の徳義に存付候様可致候事。

之によつて長藩藩費に於ける人材養成の本旨は、専ら忠孝徳義を根基となして坐作進退の禮節を戒しめ、以て學術諸技をみが
かしめ、其の講釋は平武整肅にして方言訛語を避け諸生をして容易に倫道を理解して師恩を感じしむるにあつた。

初め吉元の釋菜の典を興行するに方り音楽を奏せしめたが、其の後之を練習するものが少くて、樂器はたが館中の備品とな
つて頗る寂寥の觀があつた。宗廣は奏樂廢絶せば吉宗の旨意にそむくのみならず、風を移し俗を易るに其の裨益なからんこと
を察知し、延享三年學頭役山縣周南を召して之が興隆を講究せしめた。周南即ち諸生並に館外の樂人を會合して其の意見を求
め、和漢の樂書音譜に徴して互に考究し、社用の樂器を借りて館中に練習を開始した。四年に宗廣は參觀の途につき江戸に
出づるに及び、側需津田東陽をして斯道に精通せるものを選び、之に従つて傳授を受けしめた。そこで、東陽は尾張の藩醫山
田宗順を介して京都の浪士神山多仲の門人となつた。多仲はもと延岡藩主内藤備後守政樹の家臣で當時京都の浪士と稱し、江
戸にあつて音楽を修練して居たのである。是より東陽は多仲に其の教を受けて勉勵し且つ宗廣近侍のものを弟子としてこれを
習はしめ、又水上新平をして多仲の門人たらしめ横笛及び琵琶、箏、和琴等の教を受けしめた。寛延元年宗廣は參觀の期が満
ちて歸城し、其の江戸で修業した音楽を練習せしめ翌二年の釋菜に管絃等を用ひしめた。次で同三年東陽等に命じ、館中の諸
生のみならず、音楽に志あるものは、嫡庶貴賤の別なく汎く召して練習せしめたので大いに興隆し、長藩音楽の根軸が固まつ

たのである。

五、毛利重就の文武奨励

宗廣は先代の遺志を継紹して、文教の刷新と藩學の振興とに盡したが寶曆元年（一七五一年）二月三十五歳を一期として卒し、四月に養子重就が其の封を襲いだのである。重就は支藩主長府侯毛 甲斐守匡廣の五男であつて、吉元と再従兄弟である。重就は初名を岩之允といい、また元房とも匡敬ともいつたが、宗廣に嗣子がないので、入つて宗家を繼いだのである。重就は天性穎悟であつて經世の志が深かつた。此年六月既に將軍職を家軍に讓つて隠退して居た吉宗が薨じたが、之に前後して熊本の細川重賢、會津の松平容頌、米澤の上杉治憲、備前の池田光政、紀伊の徳川治貞、加賀の前田綱紀、伊勢の藤堂高兌、肥前の鍋島齊世等の諸侯が出で、重就と其の名を齊しくし、皆教育に注意して風俗を矯正し、産業を奨励した。而して重就襲封の當時は、藩内に不慮の出費が多かつたので、財用痛く窮乏して百事殆んど施設し難い状態であつた。固より文武の修練は諸士の本業である。吉元深く之を考慮して明倫館を創立せし以來、代々の藩主其の志を繼いで興隆に努めたのである。されば諸士も一般民衆と共に自ら氣立よく風俗醇厚で數十年を経たのである。然るに財政の困難に趨くに及び本意ならずも己むなく重き儉約をなさしめた。之が爲に風俗再び衰へて明倫館の講釋を聽くもの少く、諸士の志が一般に鄙劣に傾いて、權門勢家に出入し或は營利の氣轉に没頭し少壯の輩も奉公の念が輕薄で猥に漁獵遊覽に其日を送り、武士の本意を失ひ心情の惡しきもの

さへ生じ詢に國家の大患であるとして重就は深く之を憂い躬ら其の不徳を責め執政老臣の怠慢を戒しめて以て流弊を刷新せんとした。そこで諸士の多寡に拘らず各其雜費を節約して、明倫館に出でしめ、講釋を聞き、武藝を練ることを怠らず、衣服はすべて華美を避け、其の從者を減少し或は之を廢止せしめたが、明倫館の經費は少しも節減しない。

また諸士が講釋を聽けば各自の禮儀作法が正しくなつて、將來仕官に益あり、武藝を勵めば心意が剛健となつて、華美を好み雅趣を嗜み遊興を娛むの情思が疎薄となるのみならず、之が爲に風俗も諄朴となり儉約も成立し、勸善の道の之に過ぐるものなきを考慮し、今後は執政以下常に此の趣旨を体し、躬行實踐して諸生を誘導し、しばらくも油斷なからしむるよう戒められた。

また目付役に時々諸士勉強の現状を調査して報告せしめ、諸生の明倫館勤怠のことは従前の如く規定の面着簿で之を申告せしめた。而して文學武術の師が諸士の模範たる間は身躬ら健實にして各其の業に挺身し、行規作法を嚴正にして教授に緩怠なく日夜奮勵し、門人其の徳風を敬慕して優秀なる者の輩出すべく處理し、たとい文學に精通するとも行爲の善良ならざる時は、自ら弟子減少し、遂に明倫館の衰微を招来すべき基因をなすのである。依つて此の本旨を理解し其の業に注意して勤勉し、諸人に勝れて教授をなし、明倫館に益あるものは成績を調査して之を賞することとした。時は寶曆五年（一七五五年）のことで老臣毛利内匠、毛利七郎兵衛、毛利彦次郎、益田越中及執政益田隼人、清水長左衛門が重就の旨を承けて諸士の各組支配に通達したのである。

此に於いて老臣執政は此特別に諭令を發して、諸士の明倫館に出勤して文武を修練すべく督勵した。御家中文武諸藝修練の儀は、遂に御奉公之基は、御代々別而被盡し御思慮候、猶又深き御思召を以、今般被仰出之旨有

之候、當時重き御儉約余分之出未_レ被_レ仰付、大小身一統之逼迫、萬事令_レ省略_二候へば、諸稽古等心ならず怠りに可_レ相成候、然者銘々志を立、内外之名聞に拘らず、其業相勤候衆は、至可_レ令_レ成就_二候條、若年之衆は不及_レ云、強壯に至迄も、無怠相勵み、學館罷出候儀は勿論、師家へも罷越可_レ有_二修行_一候、且又講釋聽聞は風俗の補、御役所勤諸事之心得にも候へば不_レ限_二老若_一、たとへ在役たりとも、用暇有時は申談不_レ絶_二學館可_レ被_レ罷出_一候事。

之によつて國庫の窮乏を補填せんとし、嚴重の儉約を勵行すると共に、諸臣の食祿の一部を徴收したる爲に各自文武の練習を懈怠せんことを憂慮し、公職に在るものと雖も、其の閑ある毎に明倫館に出て學藝の涵養に勉勵せしめ、人材の輩出に常に意を傾注したのである。

是より先代々の藩主が諸士の武藝を親閲せんとするに當つて明倫館の内外と都鄙との別なくみな予め之に其期日を告げて出頭せしめた。そこで重就は其の煩瑣を除いて容易に之を親閲せんとし、寶曆十年（一七六〇年）江戸より歸城するや各教師をして選出せんとする文武の諸士を予定せしめ、遠隔の地に住するものには數日前に告げしめ、命の下るを俟つて直ちに登館せしめ、なお節儉中なので各其の粗服を厭はざらしめた。老臣執政は同年十二月其の旨を各組の支配に令達して訓示したのである。

其の後安永四年（一七七五年）重就は江戸にあつたが、其の不在中も毎月執政並に老臣に命じ、相代つて明倫館諸生の勉強を臨檢せしむるのみならず、時々不意に御手廻頭役（藩主側近の重職を統轄せる役千石以上の上士を任ず、若くは御直目附役御目付（大小監察官）の重職を差遣して修業の實狀を視察せしめた、そこで明倫館の教師も門人も毎日執政若しくは老臣の視察の日と同じように各行爲を慎みて勉強したのである。即ち其の令文中に「諸士中文武諸藝稽古之事、追々御吟味の筋も

有_レ之に付當御留守年之儀も、出稽の程見分可_レ被_レ仰付_二旨候、毎月當役中相定見分の外、間々御手廻頭衆又は御直目付衆御目付衆にても、不意明倫館被_レ差出_二見分可_レ被_レ仰付_二旨候條、諸稽古場師匠中並門弟共、毎月相定見分式同様に行規能可_レ有_二稽古_一候事」とある。かくて重就は諸士の食祿の多少に拘らず、各其の學業に勉勵すべく申合し、また明倫館諸生の師家の宅を訪_レの外は狼りに出ずることを禁じて浪費を戒めた。安永八年（一七七九年）三月重就自ら明倫館に赴いて劍槍の練習を見、且つ講經をも聽聞したが、未だ才德優秀の者出でず、諸士の風俗の鄙劣にして質朴淳厚ならざるを察した。依つて明倫館創立の本旨にそむかんことを憂慮し、訓令を發して之を督勵し、新に規則を改定し、精勵拔群の者を報告せしめて之を表彰した。なほ之にて長藩財政整理の爲に非常の節儉を繼續し且つ給祿の一部を收納した結果、諸士が衣食の準備に汲々として文武の修養を等閑にし自ら其の行動の鄙劣に趨りたる傾向あるを憂慮し、大いに之を督勵振作せんとする趣旨が知らるゝのである。

また新に改定した學則の要旨を列記すれば概ね次の如くである。

- 一、毎月明倫館にて講經を聽聞し、武藝を練習するものを調査し、其の出勤の回数多きもの五人を選び、着到方役をして之を簿冊に記し年々正月に限り御手廻頭役に出すこと。
- 二、儒師の門人中で、歴史經書を読み、詩賦文章を作り得る者を各師家から三人宛を選びて之に甲乙の次序をなし、毎年正月を限りて同じく御手廻頭役に稟申すること。但し門弟の學力同じ者多き時は幾人にも之を稟申すべきこと。教導の方法善良にして學力の優れたる者多き時は、厚く其の師を賞すべし。若し數年を経て優秀の者を出さざる時は、教授の不善なることを知るべきこと。
- 三、禮法に熟達せるものを毎年三人を選びて稟申すること。

- 四、弓術をう術の免狀を有して其の技に巧なるものを毎年各師家より三人を選びて稟申すること。
- 五、兵法を學ひて各派の軍書を理解し、且つ其の動作よく七書（武經の七書）を講誦し得るものを、毎年師家毎に三人を選びて稟申すること。
- 六、馬術の免狀を有し、且つ其の技に巧なるものを、毎年三人宛を各師家より選りて稟申すること。
- 七、算數の術に熟達せるものを三人宛各師家より選り、毎年支配方を経て御手廻役に稟申すること。
- 八、明倫館學頭は、毎年一回文題を選りて之を諸生に課し、館中にて對策を作らしむること。
- 九、醫師には藩主の在國せる年毎に一回醫術の問題に對策せしむること。尤も御手廻頭役の命せる對策は寺社奉行（醫師神職僧侶等を統ぶ）を経て之を作らしむること。城中當番の醫師は時々之を召して醫書を講せしむること。用務ある時は學術共に兼ねたる醫師を召して使うこと。
- 一〇、數學に關して新に研究せるものは、各師家より取集め、支配方を経て之を手廻頭役に提出し、其の時期は對策に同じきこと。
- 一一、藩主の在國中に一回師家及び着到方役の選出したる諸士の武藝講經等を親しく觀察聽聞すること。
- 一二、藩主の在國中には不時に明倫館に臨みて、諸生の學藝練習を親閲すること。
- 一三、郷邑にあつて文武を教授し、熟練のものを養成せば之を賞與すること。但し數年懈怠なく門弟を教訓せるものも、其の次第に依りて之を賞すること。また門弟中にて藝術の練達せるものは明倫館師家の其の門弟中から稟申せるに準じ、支配方を経て御手廻頭役へ出し御目付役を遣して之を検せしむること。

すべて師家の選出したる弟子は、二箇の簿冊に之を記し、其の一は藩主に進めて後に執政の當役受領し、其の一は遠近方役（任官の取扱をなす役）に保存して他日任官の参考とするのである。なほ褒賞は次の如く定めたのである。

- 一、諸師家か其の弟子の誘拔よくて優秀の選出多きものは、御目付役に調査せしめて之を賞すること。懈怠なく稟申せる師家も亦其の程度を考査して之を賞すること。
- 二、弓銃隊伍の足輕にして、其の家業（足輕は弓銃を家業とす）拔群なるものを賞すること。組頭役（隊長で大組物頭の略、申士を任ず）は屢々足輕の練習を検し、時々御目付役をして調査せしめ、また一箇年一回大頭役（弓銃隊の大將で所謂足輕大將千石以上の上仕を任ず）之を閲すること。隊伍中にて其家業に熟達せる者ある時は、毎年正月を限りて大頭役を経て之を御手廻頭役へ稟申すること。其數多き時は組頭役をも賞すること。
- 三、仲間にして棒、捕手、柔、拳等の武技に熟達し、其の弟子を誘導せる者は之を賞すること。但し其武技に熟達せるものは組頭役之を検し、毎年正月を限りて遠近方へ稟申し、遠近方より更に之を手廻頭役へ提出すること。此足輕仲間の其の家業若しくは武技に熟達せるものの稟申は、諸士と同じく簿冊に記して之を藩主に進むることとしたのである。

此の改定の新規則を發すると同時に、老臣執政は食祿の多寡貧富の別なく文武を涵養し、貧窮を申言して本業を忘却することなく、藝能なきがために士道の精神を失ひて公務に鄙劣輕薄の行なかるべく戒め、怠慢なく勉勵すべく反覆訓諭し、學事關係の役員を督してこれを貫徹せしめた。

宗廣重就の二代は、齊しく吉元が創始せる明倫館設立の深意を遵守し、財政の困難に拘らず、文武の興隆に關して痛く苦心

し、百方奨励の方法を講究したので、教育は全藩に普及したのであつた。此の重就は明治四十一年四月、吉元は大正五年十一月、宗廣は大正十三年二月に、何れも従三位追贈の恩典に浴したのであつた。

因に此の宗廣重就二代は享保十六年（一七三一年）以後天明二年（一七八二年）に至る凡そ五十二年間であつて、其の間に長藩の賢儒と稱せられる者が十人居た。之を當時長州の十才子となえている。其の人々は既に述べた山根華陽、小田村藍田、小倉鹿門、津田東陽と共に瀧鶴臺、林東溟、和智東郊、田坂は山、仲子岐陽、窪井鶴河の六人である。鶴臺、東溟、東郊は縣門（山縣周南）の三傑と呼ばれた。其中鶴臺、東郊、は山、岐陽四人の略でんを記し、吉元、宗廣、重就の教育に盡した功績の一端を知るの参考にしよう。

○瀧鶴臺 通稱を彌八といい、鶴臺は其号である。父は木匠で引頭市右衛門といつた。鶴臺は萩に生れ、幼少より穎敏で藩醫瀧養正の養子となつて瀧氏を冒した。十四歳の時明倫館に入り小倉尙齊、山縣周南に師事した。實父の死後家計が貧窮になつたので周南の薦により己むなく佐波郡右田毛利廣政の招に應じ享保八年其の邑に赴き郷塾の教授となつた。ついで十六年廣政の命で江戸に遊び、服部南廓に従つた。南廓は鶴臺の奇才を喜び、痛く之を稱讃したので、其の名が著はれ他藩の之を招聘せんとする者が多くなつた。翌年廣政は更に鶴臺に命じて京都に遊學させた。蓋し他藩の聘せんことを恐れてである。滯京一年餘にして一旦右田に歸つて教授を勤めたが、寶曆八年（一七五八年）長崎に遊び益々其の見聞を廣めた。同十年自ら二子を携へて再び江戸に出で、家塾を芝に開き門人の之に學ぶものが多かつた。翌十一年（一七六一年）長藩主重就鶴臺を召して儒師となし、米二十五俵を給した。同十三年（一七六三年）朝鮮の修信使が來た。鶴臺之を開き江戸より歸つて下關にて之と筆談唱酬した。修信使の一行皆其の博聞に敬服したという。明和二年大組（中士）に列せられて主藩の侍讀となつた。

た。初め鶴臺の江戸にあるや諸儒との交遊久しく名聲益々高く、米澤藩主上杉治憲を始め列侯の之を延請せるもの多く、みな賓師の禮を以て待遇した。江戸に留まること七年にして歸國し會々疾を發し安永二年（一七七三年）正月六十五歳で歿した。鶴臺は經典の外に佛學に精しく、醫術を極め、詩書に巧で、國史律令和歌をよくし、博學宏材西海第一と稱せられた。著書は詩文集の外に瘦覺草、癸申問答等がある。昭和三年十一月正五位を贈られた。

○和智東郊 通稱を九郎左衛門といひ、東郊は其の号である。東郊は長藩士で十一歳の時に既に重就世子の小姓役となり累進して右筆役となつた。寶曆三年（一七五三年）病で職を辭したが重大の機務ある毎に召されて其の諮詢に應へた。東郊幼より學を好み天才伊秀で夙に山縣周南に學び詩賦に長じて居た。荻生徂徠は其の少年の詩を見て歎稱し奇才となした。朝鮮の修信使も亦古詩歌行を誦して賞讃したという。明和二年（一七七六年）六十三歳で歿した。其の著書に東郊座右記、虛實見聞記等の隨筆がある。

○田坂は山、通稱を彦七といい、名を長温、字を子恭といつた。は山は其号である。長士竹中氏より出で後に田坂氏の養子となつた。天賦穎悟で十三才にして明倫館に入り山縣周南に學んだ。博學多識で最も詩歌に巧であつた。宗廣其の才を愛して近侍となさんとしたが果さずして卒した。重就封を襲ぎ其の遺命によりは山を近侍としたが寶曆八年（一七五八年）四月三十九歳で歿した。は山詩集がある。

○仲子岐陽 通稱を女右衛門といひ、字を子路といつた。岐陽は其号である。岐陽幼よりよく兩親に仕へ家貧にして艱難を共にし、余力に文を學んだ。やがて明倫館の生員となり、都講にえらばられ、學術益々進み名聲高く交友日々弘くなつた。藩制により文學を業とするものならでは館中に止ることを許さないことになつて居たが、岐陽は獨り優秀の故を以て特に館中

に留まることを許された。其の後宗廣に従つて江戸に出で、屢々召されて、詩を講じ務に應じ其の信望が厚かつた。宗廣卒して重就襲封し其の世子の侍讀となつた。寶曆十年（一七六〇年）六月世子歿し、岐陽其の喪を畢つて歸國した。重就之を侍臣となし國政に參與して機密を謀議せしめた。明和二年（一七六五年）六月四十五歳で歿した。

六、其の後五代の文武獎勵

毛利重就の在職は凡そ三十二年であつて、天明二年（一七八二年）に隱退し、四男の治親が襲封した。時に治親は二十九歳であつたが、父重就あるをもつて經濟・教育等の要件はなほ其の意を承けて施設する所が多々あつたが、治親は明倫館の教場が寂寥であつて、諸士の遊觀漁獵などを娛みて漫然と其の日を流すものあるを聞き、吉元創建の遺志に違背せるを憂慮せるのみならず、他藩には大身高祿のもの嫡男庶子が、其の門地に關せず、自ら文武の教師に隨從して勉強せるを聞いた。寛政元年（一七八九年）重就の卒するに及び、翌二年九月治親は一門以下寄組並に各組頭役を始め執政有司を召して他國の善例を説き、明倫館の設置は諸士を教育する根軸の本旨なるを懇諭し、華飾の俗を除去して怠慢の風を矯正し、益々文武の修練を督勵して人材の輩出すべき一藩の標準を定めしめた。そこで執政有司は其の方法について審議し同三年三月次の二項を決して答申したのである。

其の一

要路の者が、毎月一回宛交互に出館して諸士の學業を督勵するは舊規である。今後は此の規定以外に臨時の視察を行は、大いに振興すべきこと。

其の二

諸士の修養が明倫館内のみでは不足であつて時々教師の自宅に赴いて受業するの必要がある。また諸師は自宅での教授に際して往々略服のこともある。然るに大身高祿の子弟が絶えず自宅に赴かば諸師に其の遠慮があるのみでなく、他の諸生の勉學にも妨げの憂がある。

そこで一門の子弟は自己の宅へ諸士を招いて修養せしめるもまた同じく弊がある。依つて今後は教師の略服を許し、すべて一門の子弟と雖も熱心の者は其の自宅に赴いて勉強せしむること。

治親は此の議を容れて之を教師諸臣に知達せしめたが、同年（一七九一年）八月三十八歳で卒し、長男齊房が其の遺封を襲いだのである。時に齊房は年僅かに十歳であつたが、稟性明敏で爲政は簡易を尙び教育を重んじ、屢々師儒を召して經史を講ぜしめ諸士に文武の業を勸めて其の興隆を期したのである。是より先財政の困難を救済せんとして、儉約の嚴令を發して諸生皆勤の賞與をも省略して大いに諸費を節減した。齊房江戸にあつて明倫館諸生の勉強せざるを聞き、其の節約の大いに學業に影響せるを察し、之を有司に諮つて削減したる賞與の費銀を復活し以て獎勵せしめた。寛政四年（一七九二年）正月此の趣旨を文武の諸師に知達し、齊房の歸國まで一層其の修養に務めしめ、更に各教師から之を門弟に傳へて勵ました。其文は次の如くである。

明倫館諸稽古成立之儀は、近年段々被仰出之旨有之候へ共、今以相勵候様子をも不_レ相聞_レ候、前方皆勤御賞美之儀も、



御儉約に付省略被仰付、尙又當時物毎減少被仰付事には候へ共、御家中成立肝要之儀に付、各外之思召を以今般皆勤御賞美古法え被差戻候、只今にては御幼年様之儀、追付可被遊御入國其節明倫館一際成立候様に無之候而は被入御力をも御詮も不、相立、若も怠り居候時は、趣により諸師匠教導不行届筋にも可至候、此段文武の諸師匠へ被申達、弟子中へ師匠々々より追々申聞せ、随分引立候様に可被申渡候事。

かくて寛政八年（一七九六年）齊房始めて歸國して萩城に入り、八日明倫館の式に臨み深く感ずる所があつた。抑も明倫館は、吉元が諸士の文武を進めて風俗を正さんとするの深意で之を創立し、宗廣其の志を繼ぎて薫督せしこの方漸く興隆に赴き、代々また緩怠なく奨励したのである。齊房なほ幼少であつて之を聞くのみで未ださほどにも留意しなかつたが、今や釋菜の式に臨み、親しく孔子の廟を拜して吉元以來代々藩主の厚志を明諒にしたので、明倫館出仕の諸師匠は固より諸生と相共に深甚の考慮をなし懈怠なく其の修養を奨励して風俗を矯正し、人材の輩出して國政を補翼せんことを誓うたのである。其の文は次の如くである。

明倫館者、爲家中之者成立國中風俗、泰桓院殿重き思召を以、聖廟を始文武の諸稽古場創立被仰付、觀光院殿被繼其志、段々興隆被仰付、其後も御代々無御跡之由雖傳聞之、我等幼稚數年の中は強而心附も無之、今般初入國の上聖廟令參拜候而は、泰桓院殿以來厚き思召之所令感心事に候、因茲學館罷出候文武之諸師匠中は不及、謂書生諸弟子中共に御代々之御深慮之旨を、與得相考、文武之諸藝無怠令修業、風俗好追々人才も出來、國政之助に相成候様有之度事候我等雖爲弱年、御代々之御旨を考、恐入令心勞候條、一同に可存此旨候事。

然るに當時國庫窮乏諸士の食祿の一部を徴して之を補充する程であつて、明倫館の經費を一文も増額し得ないのであつた。依つて齊房は止むなく自己の内費を節して明倫館の經費を増加せんとし、八月二十三日此の趣旨を体し、學頭役にて用法を協議し之を申告せしめた。其の文に

明倫館之儀者泰桓院様御代、深き思召を以御造立被仰付候以來一廉御用に立候も間々致出來候處近年いつとなく、文武ともに怠り候様、被聞召上候、何とぞ於下、成立の仕法、遂詮議候様に被仰付候、右仕法筋に付而は、是迄の御仕法に而、諸生被相増候而は造用も行届申間敷に付、各別に御納戸銀之内を以て、不足補いに可被仰付との御事に候條於學頭座仕法筋旁委細遂詮議書記申出候様に被仰付候事。

とある。そこで當役堅田縫殿は、其旨を御手廻頭役の浦兵助に傳へ、兵助更に之を學頭役繁澤權右衛門に達したのである。

○繁澤豐城 繁澤權右衛門名は規世といひ、豊城と号した。支藩長府侯の醫師上領伯仙の子である。幼より學を好みて長崎に遊び、歸つて明倫館に入り山根華陽（七郎左衛門）に就いて學んだ。儒師繁澤規直子なきを以て、之を養うて嗣とした。是は寶曆六年（一七五六年）のことである。規直の隱退後、其の家を繼ぎ翌七年明倫館の講師となつて、安永四年側儒に準ぜられて江戸に出で、齊房の侍讀となつた。齊房の襲封後寛政四年（一七七五年）明倫館の學頭役となつた。權右衛門は天性温厚でまた質朴であつた。其の子弟を教訓するに、寛大のうちに謹嚴を以てし専らその訓陶に盡力した。文化三年（一八〇六年）七十五歳で歿した。

齊房が内帑を割いて明倫館の經費を増加したのは、銀高六十貫で、當時之を金に改めて凡そ一千兩であるが更に今日の通貨に換算すれば更に莫大な額である。そこで十二月二十六日堅田縫殿は、御手廻頭役の當番益田隼人に、藩主が學費を増加した趣旨を敷えんして次の如くに傳へた。即ち藩主は常に人材の養成を以て施政の根基としている。然るに近年文學が衰へたので齊

房の思慮に副はない。恩費を増して諸生を多くせば其中に人材の出づべきを念として特に今回経費の増額をしたのである。若し諸生中に學費に余裕のあるが如くに誤解し、各自の不足を上申するならば、文學修養の本しを失へるものである。目下専ら儉政施行の際にあれば、明倫館も従来の諸事をなほ節約せんとするが、財政の整理が成つて國庫に余裕あるに至れば、自ら明倫館の経費もまた増額して殷盛に赴くであろう。そこで關係なき諸員もまた意見あらば、明倫館の庶務會計の任にある本締役に勸告し、節約を守らしむべく、若し整理ならで明倫館が衰微に趨かば藩主の意志に副はざるを以て、よく考慮して這回経費増額の本旨の立つべく諸生に諭さしめた。なほ此日役員（檢使役）を明倫館に出し其事を達せしめたのである。

翌九年（一七九七年）二月堅田縫殿は経費の増加を機とし、老臣安戸美濃、毛利内匠等五人と共に明倫館設立以來代々の藩主が訓諭せる趣しに基づき師弟の常に遵守すべき事項を常に教室に掲げて之を實踐せしめた。其の要は凡そ次の如くである。

一、文學は人倫の本であつて、忠孝に進む第一の教である。また武術其他の技藝は諸士出仕の爲に専ら練習すべきものである。そこで享保四年吉元の明倫館を創立して文學並に武藝修業式を規定せししを堅守せねばならぬ。齊房なほ弱年といへども代々藩主の督勵せる遺志を繼承し、此度館費を加へて入寮生の定員を増さしめた。諸費は財政の困難に鑑みて節約すといへども、明倫館のみは諸士の成立する根源なれば、却つて其の経費を加へ、涵養せしめたのである。依つて諸士各其志を勵まし事々質素を旨として粗服を厭はず分際を顧みず、文武の修業に緩怠なく専ら勉強せば、各自の意志は強剛になつて、遊興の念慮ひ薄に趨き、儉約行はれて御奉公の本意に叶うのである。

一、講釋は聖賢の道を弘め教導の根本であるから、之を聽聞せるものは其の教化によつて禮儀作法正しく實踐に適合し才徳も出來、其の成器によつて召仕へられるのであるから、出仕の基礎となり、勸善の道之に過ぐるものはないのである。

一、文武の師は常に諸生の模範となつて禮儀正しく其の教授に毫も懈怠あつてはならない。然る時門弟中其の徳に化せられて勉勵し、出精拔群の者が出づべきである。若し其の精研ならざれば、諸生の信賴も薄く隨從する者も少くなつて、遂に文武の道も興隆し難くなるのである。

一、諸臣成立の爲に明倫館の経費を増加したれば、よくよく此の旨を考へ少壯は言うに及ばず、老成の者たとい奉役たりとも公用暇ある時は學館に出勤すべきである。若し奉公の心掛薄く、空しく漁獵遊興に日を送り諸稽古に武士の本意を失うものは終に仕進の道も塞がるべきである。

齊房は屢々諸生の武藝を親閲し、其の優秀のものを賞褒して、益々淬勵せしめたが、未だ文學修業の者に之を及ぼさなかつた。そこで寛政十一年（一七九九年）二月有司は之を審議し儒家其他の門人をして四書五經を講ぜしめ、且つ即座に詩文を作らしめて、優秀の者には武藝に進じて同じく賞褒せんとした。なほ才學拔群の名あるものは、時宜によりて之を召出して講釋し作詩作文せしめ、御傍儒をして甲乙の選をなし賞褒することとした。そのため學頭役及各需家に命じて諸生門人を選考し、其の氏名を録して提出するようにしたのであつた。

從來代々の藩主が諸士の武藝を重んじ屢々武藝上覽と稱して親閲したのであるが、九月之を改めて文武上覽と稱したが、更に之を改めて文武諸藝上覽上聽と呼ばしめ、文學を最初に親閲し、且つその拔群のものを諸武藝の勤功に準じて之を學頭役から選出して上申せしめた。是は文學修業の者へ痛く刺戟を與えて大いに奨勵となつた。ついで諸武藝の師家は各門人の年令が長けて其の練達せるものを完全に採用せば自ら老若相進み、少壯の者も之に倣うて武藝の奨勵となるべきを思い書を御手廻頭役と致して之を請うた。會々齊房は將に參觀の途に就かんとし、亦人材の採用には規定もあるので急に之に批答しがたい。そこ

で御手廻頭役は武藝の師の上申書を齊房に示さなかつた。かくて享和元年（一八〇一年）江戸に出で、翌二年に歸城し益々文武の修業を諸士並に師家に督勵したが文化六年（一八〇九年）に卒して弟齊熙がその遺封を襲いだ。

齊熙は天資敏活で頗る英傑の風があつた。形勢に鑑みて邊防を講じ神器陣を編成して大いに國防に留意したがまた文武の奨勵をも怠らなかつた。襲封の翌七年に明倫館九月の休業を廢し同八年の釋菜には自ら臨みて諸師を召見し、各其教導に傾注せしめたが同九年に撫育銀四貫三百匁を毎年支出して學資をまし益々其の隆盛に努力すべく明倫館をしてその方法を商議せしめた。即ち有司が齊熙の旨を承けて傳へた文に

明倫館の儀は御造立以來御代々様御深慮有之、追々御引立をも被仰付下以無疎事候得とも、猶又此度御興隆の思召有之格別の御沙汰を以御撫育銀四貫三百匁宛年々渡方可被仰付との御事候條、一際共廉目相立候條、於明倫館得と遂に詮議候様被仰付候事。

とある。銀四貫三百匁を金に改めて七十一兩余である。

文化十四年（一八一七年）吉元が明倫館を創立して恰も百年目に當るので記念の爲に春季の釋典を本式になさしめ、齊熙親しく此典に臨みて養老の禮を行い特に儒武の諸師三十二人に各紋章の上下壹具を與へて酒肴を饗し、且つ講堂にある玄學武藝諸生の稽古せる其儀を改めた。かくて文政七年（一八二四年）齊熙は隱退して重就の孫齊元が封を襲いだ。

齊元は資性寛厚で慈惠の心深く臣民を厚く敬愛した。また幼より文武を修養し、殊に射騎槍劍の技術を練習して其の精を極めた。齊熙及齊元襲封の始め將軍家齊が職にあつて華奢遊興を事としたので海内之に風靡し、長藩も亦聊か其影響を受けたのである。齊元夙に封内の積弊の革正に痛く苦心して殆んど寧居の邊がなかつたが、教育の重大性を痛感し、文政九年（一八二六

年 突如明倫館に臨み、學頭役及び講師並に武藝の師家を講堂に召し、學業の邁進を督勵し常に人材の輩出に留意せしめた。

かくて齊元は屢々文武の修練を親閲し、七月の休業を止め勤儉中と雖も諸師を優待しなほ更張施設する所あらんとしたが、遂に果さないで天保七年（一八三六年）九月に卒し、養嗣齊廣が襲封した。

齊廣は聰明であつて幼より學を好み常に儒員を延いて讀書論講した。江戸の碩儒林述齋も外出毎に齊廣の邸を見て彼の屋下に亞聖ありと稱歎したことが傳へられている。世子の時に民安の道を嘖述した語文があるが其他に「事斯語」「雅旭草紙」「言志論」「述志録」等著作が多々ある。就中「事斯語」は齊廣の卒去後に毛利敬親の出版にかり其名は述齋の命ずる所である。齊廣不幸短命で職に在ること僅に二旬で卒したのである。

長侯代々の藩主の奨勵によつて封内に文武の蘊奥を極めたものが數多輩出したのであるが、其の中に就き儒者では山根華陽、瀧鶴臺、田坂は山、仲子岐陽の後に中村梁山、有吉高陽、佐々木龍原、小田村藍田などが屈指ともいふべきである。また武術にも練達したもの多々あるが北川汝陽、岡部丹陽を始め、粟屋舍人、森重會門等は知るべき人々であつて、是等の略傳を記して文教の照應とする。

○中村梁山、通稱を八郎兵衛といい、名を恭、字を子順といつて、梁山は其号である。恭は兵法家中村宇兵衛の四子であるが聰敏であつて、十三才の時藩主宗廣召して之を試み、其の奇材を稱した。後明倫館に入つて山縣周南に學び業大いに進んで郷講となつた。明和四年（一七六七年）明倫館學頭役小倉彦年の疾むに會い梁山は藩命で儒職を兼ね、其學事を助けた。後鶴臺に代つて藩主治親に經を授けた。治親卒して藩主齊房の侍講となつて寛政十二年（一八〇〇年）に及び、享和元年（一八〇一年）七十一歳で歿した。梁山は經術を専攻して雜賦を好まない。其の講説は詳細懇切で古今を引例旁証し、老幼と雖も之

を聴くを喜んだという。又藩主に對し丹心忠誠を以て其の側に侍し啓沃諷諫に努め毫も倦怠する所がなかつた。天性頗る孝友に深く兩親及び實兄は須臾も之を忘るることなく、死後數十年を経たるものと雖もみな追悼してやまなかつたのである。

○有吉高陽、通稱を新六といい、名を公甫、字を蒸民といつて高陽は其の号である。高陽は夙に好みて群書をあさり、朝儀より郡國のことにまで該通し最も其の意を經濟學に留めた。而して其の講經は荻生徂徠を範となし時々自己の新義を發した。稟賦謹嚴質素で人々に畏敬せられた。天明八七年（一七八七年）四十七歳で江戸にて歿し、其の著書が多々あるのである。

○佐々木龍原、名を俊信といい、字を逸平といつて、龍原は其の号である。龍原は國重七郎右衛門の子であつて、儒員佐々木氏の後を繼ぎ、其の氏を冒した。明和六年（一七六九年）十六才にて明倫館に入り學日に進みて都講にえられた。重就屢々諸生の對策を試み學職をして其の科を論定せしめた。龍原の對策詩文は年として登科しなかつたことはない。天明八年勤功と教授との功で祿を給せられ寛政九年に講師となつた。其の人となり寛弘で博覽強記であつた。同十二年（一八〇〇年）五十一歳で歿し、著書に文集や睡余録等がある。

○小田村藍田、通稱を文平といい、名を直道、字は仲行といい藍田は其の号である。藍田は岡直烈の子である。小田村郷山之を養うて其の女を妾とした。長して學を好み、十八歳で明倫館に入り才氣大いに著れて都講となつた。明和八年始めて江戸に遊び諸儒並に名士に交つた。文化三年明倫館學頭役となつたが、同九年疾んで免じ同十一年（一八一四年）七十三歳で歿した。藍田人となり恭儉朴訥であつたが、言へば義理明暢で、人々をして謹聽せしめた。敢えて權貴に屈しないが、また決して禪讓は失はなかつた。弟子凡そ一千余もあつて人材が輩出したのである。

○北川紋陽、通稱を小平二といい、汝陽は其の号である。人となり穎敏にして學を好み殊に心を戰略に用いた。孫臏を始め

家の兵法を講究し、且つ其の技を練習し遂に一家を成した。弟子大いに集り、其の門に學ぶもの一千余人に達し一時萩城を風靡した。紋陽は常に文武の其の一に歸せんことを志し、劍技を練ると共に經術をも修めた。享保十一年藩主吉元之に祿を賜ひ、翌年吏に命じて其の家に稽古場を設けしめた。元文四年紋陽は大組の士列に進められ大いに國に報いんことを期したが寛保元年（一七四一年）五十二歳で歿したのである。

○岡部正昭、通稱半左衛門といい、字は伯明といい、丹陽と号した。家代々槍術を以て仕へた。長藩に用いる十文字槍の技は實に正昭の祖利貞の創めたものである。正昭幼より文武相共に修業し、頗る槍術の奧義を極めたが天明三年（一七八三年）三十七歳で歿したのである。

○粟屋正憲、通稱を舍人といい、射術を以て藩主宗廣の師となつた。正憲は射術其の妙を得て、弟子三千人に及んだ。藩主齊房は未だ世子の時に、正憲を師として射術を學んだが、封を襲ぐに及び之を厚遇した。寛政四年（一七九二年）七十五歳で歿した。

○森重正芳、通稱は會門といい、井龍と号し、周防都濃郡の人である。夙に砲術を研讀して其の蘊奥を極めた。文化年間江戸に出づるに及び、諸侯幣を厚うして招いたが、正房は之に應じなかつた。後召されて萩に出で、水軍及び砲術を重臣に教へ、また藩主齊熙の神器陣を編成するに方り大いに盡力した。爾來水陸の操練毎に正芳は其の總督を努めたが、天保八年（一八三七年）六十九歳で歿した。

かくの如く多年養成したる防長二州のさかななる學風は、漸次封内に波及し、嘉永安政以後に至つて大いに開け、文藝の發達振興も亦此の時が最高潮に達し、内外の形勢に伴うて、憂國勤王の志士も多數輩出したのである。

七、有備館の設立

毛利敬親は齊元の長男で、文政二年（一八一九年）二月江戸の麻布邸に生れ、猷之進といつた。初め其の名を教明といつたが、天保八年（一八三七年）三月先代齊廣の養子となつて敬親と改めた。是年四年家督し、六月從四位下に叙して大膳大夫と稱し、將軍家慶の偏諱を受けて慶親といつたが、元治元年（一八六四年）十一月以後また敬親といつたのである。

敬親は天資聰明沈毅であつて、事に臨んで果斷があつた。夙に文武の奨励に務め、襲封に及び、財政の苦心焦慮して、よく其の基礎をたかめ、また風俗の矯正と、人材の涵養とに盡瘁した。長藩の發育は既に述べた如く、其の由來固より悠遠であつて、時に碩學人材が著れたが、幕末に及び幾多俊秀の輩出したるは洵に敬親の薰陶に依ること甚大であつた。

天保九年（一八三八年）四月敬親江戸の櫻田邸を發して就國の途に上り、うるう四月萩城に入つた。是より諸般の施設多々あるが、五月侍講小倉尙藏をして毎月二回書史を進講せしめ、儒者中村宇平に副講を命じ、當役以下の者の倍聽を許し、ついで儒者中村伊助を侍讀とした。

○小倉尙藏、名を實敏、字を公修といひ、瀛齊と号した。夙に明倫館に學び、文政七年二十歳にして助講となり、同十年江戸に遊學を命ぜられた。江戸に留ること二年にして歸國し、天保八年敬親の侍讀となり、茲に至つて書史を進講せしめられたのである。

○中村伊助、名を任、字を文淵といひ、牛莊とも止々庵とも号した。牛莊幼時嬉戯して右手を折し、爾來専ら讀書に耽り、寛政十二年明倫館に入つて淬勵し、文化十四年三十四歳にして儒員に登庸せられた。後藩主齊元の侍讀となつたが、茲に至

つてまた同じく敬親の侍讀となつたのである。

ついで六月敬親明倫館に至つて孔子の廟を拜し、學頭山縣半七をして經書を講せしめ、明倫館係諏訪九郎左衛門をして文武の業を督せしめ、學校掛の御目附役内藤五郎兵衛に命じて群臣の文武諸事を視察して其の勤怠を具申せしめた。かくて屢々文學の士を召して之を試み禮法軍法劍法槍術射術等の各師を延見し、其の門人の技藝を見て、大いに文武を奨励し、また神器陣をも演ぜしめた。同十年七月敬親は近く參峴の途に就かんとし二十七日、地方に住せる諸士の武技修養を薰督せしめんとし、其

出勤を一ヶ月毎に代官所へ稟申せしめ、代官所は之を各師家へ送り、各師家は更に之を明倫館に提出せしめた。是より先安永七年（一七七八年）長藩主重就は業家の外のものが封境を越えて他の師に就くを禁じた。是は封建の習もあるが、交際其他種々の費用を要するの憂があるからである。依つて志ある者は江戸在勤中邸内にて各文武を練習せしめたのである。

かくて外船の我沿海に出没し、防禦のこと漸く急となり、火技の精巧を必須となすの形勢に趨いた。そこで禁令の發布後二十七年を経て文化二年（一八〇五年）藩主齊房は其臣馬屋原因藏が江戸の人森重頼負の門に入り三島流水軍火術（銃砲術）を練習することを許した。七月十日御船手組畠田七郎右衛門が大阪與力砲術家坂本孫之進について砲術の修業をすることを許した。かくて長藩諸臣は久しく他師について修業する者がなかつたが、敬親は封建の弊習として各邊疆を守り、師家亦其業を誇つて偏固に陥り、他藩人を容れざる風あるを憂慮し、他國遊學の禁を説き、他國人をも招聘せんとした。殊に時勢の切迫して漸く多事ならんとするに趨き、益々其急要を察し、すべて諸士の聰明を開こうとした。當時柳川藩主立花左近將監備（十一万九千六百石大廣間）の士は専ら劍術の試合を主とし其の技か諸藩に超越して居たので、天保十年（一八三九年）内藤駒之允、横地長左衛門二人を柳川に遣わし劍術を修業せしめた。二人は十一月二十日柳川に着し、駒之允は同藩士森又十郎に劍術

を、長左衛門は同藩士加藤善左衛門に槍術を學び、翌十一年十一月六日萩に歸つた。此の他藩の知識を輸入することは實に長藩が舊來の陋習を破つて四隣に先鞭をつけたものといふべきである。

是より先敬親は天保十一年（一八四〇年）三月文學の士を召して詩文經史を試み、また明倫館に臨みて孔子の廟を拜し、學頭山縣半七を延見し、四月習練場に至つて武術を視た。ついで五月馬場に出でて諸士の調馬を觀たが、六月二十三日御手廻頭役益田七内を明倫館に遣して諭旨を學頭に傳へた。

蓋し其の要は「明倫館の諸生は成業の後、各器量に隨つて公用に充つべきであるから常に其の修養に淬勵すべきである。學頭役は人材を選びて入學せしめ、修養の期限内に成業せざれば之を進級させない。若し留むる（落第）時は其の再留にて學力を蓄へ、再々留にて徳器を養うにあらざれば獎勵の趣意に副はないのである。學館の興廢は専ら人材の有無にあつて必ずしも員數の多寡には關しない。そして殊に學業の考課に注意し、其の選舉を慎重にすべく」懇諭したのである。

當時文學修業に志し、明倫館に入學して勉強せんとするものもあるが、定員があるので其の意の如くならない。依つて是等の人々は日中のみ明倫館に出でて修養せんことを願うのであつた、學頭役は此のことを考へ、是等有志に通學を許し入寮生と同じく諸課業を受けしめ、之を「通生」の名にて日々一回の食料を給與せば大いに文學の獎勵ならんことを思い、七月之を建議して決裁を請うた。此の建議は八月採用せられて、明倫館の通學生には日々一食を給與せらるることとなり、爾來更に人材涵養の道が開けたのである。

○山縣太華、名を半七、禎、字を文祥といい、太華と号した。周防吉敷郡の人で碩儒周南の後をついだ、初め筑前に遊び、井南溟について菟園の學を修めた。後江戸に出でて宋學の盛なるを見て自ら覺悟し、既修の學を捨てて之に従つた。かくて半

七は儒者中村九郎兵衛と共に明倫館學頭役を各番に代動したことがある。

○中村華嶽、は名を九郎兵衛、敬、字を簡明といい、華嶽と号した藩主齊房齊熙の侍讀となり、文政二年江戸にて毛利氏の軍記編輯を命ぜられたが、後五年大組に列して明倫館學頭となつた。翌六年之を辭し、同七年（一八二四年）に歿した

太華は天保六年（一八三五年）に明倫館學頭となつて以來専ら宋儒の説によつて諸生を教訓し弘化三年（一八四六年）明倫館の再興に大いに盡力した。嘉永三年職を辭し、慶應二年（一八六六年）八十六歳で歿した。著書に四書集註訓点、民政要編、國史纂論等がある。

敬親は八月十日明倫館に至り、釋菜の儀に臨み、參堂して孔子の廟を拜した。敬親入封後始めての參堂で烏帽子直垂の正装であつた。儉政施行中の平年には藩主は長社祚を着して參堂するのが先例である。が敬親は教育を重んずることが深く殊に正装したのである。

ついで十五日敬親は文學興隆の趣意が、尊卑の別なく諸臣を齊しく入館せしめ、専ら道義に志し、才徳を磨かしむるにあるも、ややもすれば階級の上下や、食祿の多寡に拘泥して躬行實踐を怠るものあるを知つて、之を憂慮し、此の本旨を徹底せしめて、日夜共に油斷なく勉勵せしめた。其の令文は次の如くである。

文學興隆之儀 御代々様御道旨被爲繼、深く被遊御配慮候、學校之儀は、尊卑之序を不論、博く御家來中入込被仰付、只管道義に志し、才徳成立之儀専務に候處、ややもすれば階級持方に拘り、躬行不_レ相協甚以御心外之思召候、依之

御造立之御趣意を奉じ、彌夜白無油斷勤學せしむべく候、此段與_レ屹可_レ申聞旨候事。

此時に方り、明倫館に於ける文學諸生の課業は、山縣半七の稟請で經學、歴史、制度、兵學、博學、文章の六科に定まつた。

蓋し從來の課業を判明にしたのである。其の經學は四書五經を主として閩洛（福建河南兩省）諸子の著書に通じ、義理を精緻に研讀し、實學德行を旨とした。なお他は博學を除き、歴史、制度、兵學、文章の四科みな此經學を本としたのである。其の歴史は春秋及び通鑑綱目の邪正べん別して褒貶の趣旨を明瞭にするを主とし且つ和漢古今の史書を熟讀して治乱得失を諒解し人物の能否を考究するのである。其の制度は支那の儀禮周禮禮記の三禮を本とし歷代制度の沿革を攻究して經濟並に諸家を涉獵し、本邦の律令格式を始め、鎌倉以來武家の法度及長藩世々の條目諸法度等を研究するのである。其の兵學は支那の周禮大司馬の軍法を本とし、所謂武經の七書（孫子、吳子、司馬法、尉繚子、三略、六韜李衛公問答）に通じ、和漢古今の書を參考とするのである。其の博學は諸子百家を始め、天文地理經濟等の諸書を涉獵し、専ら博學宏識を旨とするのである。其の文章は支那の周漢以來の名文を精讀玩味し、浮華に涉らず鄙野に陥らず、正大雄偉の文を學びて詩賦を兼修するのである。當時の文學の課程は、其範圍が廣汎なので、一人で之を悉く修業することは困難である。そこで半七は經學科を本とし、各自の才能に應じて他の五科のうち一科を選び、之に専ら力を用いて兼修せば材器成就し易く、人物涵養の本旨に副うて治乱の實用に適當すべきを確信して建言したのである。此の建言は十月十二日であつたが、それより一週間を出でずして十七日には許容せられた。

敬親は諸士が文武の修業に淬勵して之に懈怠なきことを聞いたが、なほ在職の諸臣も亦公用の閑ある毎に絶えず稽古場に出でて之を練習し、以て各自の熟達を商議せしめた。更に神器陣の練習をなして、其の成就せんことを念慮し十月二十日訓令を發してをる。

從來學藝を家業とせるものは、往々其の舊套を墨守し、時勢の必要に背馳して、實効を重視しない傾向がある。劍槍の如き

形前“又はッ形使”と稱し、師家が形式のみ主として教授し、弟子も其の操縱の技術は頗る巧妙なるも實戰の用に適しない。弓馬も射御の法式を重んじ、其の外觀は甚だ壯美なるも、實用には益々空疎の感がある。敬親は之を憂いッ形前“を廢してッ試合”を主に練習せしめ、且つ先規に拘泥せず、既に曩に内藤作兵衛、横地長左衛門二人を柳川に差遣し、他國の武藝の知識をも輸入せしめた。文學も其の文が質に勝つのであつたが、山縣太華の建議で修業の方法を改めて専ら實務に順應すべき人材の涵養に重きを置いた。敬親は更に柳川より劍槍の師を招聘して諸士に練習せしめたならば一層効果があるかと考へた。そこで翌十二年閏正月要路は其の意を体して劍槍の技に達せる者三四人を、春秋二回柳川から招いて、凡そ百日間滯留せしめて一兩年も之を繼續せば、諸士に大いに刺戟を與へて益々奮勵し、武藝は一變して舊慣をあらため、必ずや實用に副うべきことを察した。また柳川は質素を尙ぶの習慣があるので風俗矯正の一助ともなるべきことを慮り、先づ内藤作兵衛、横地長左衛門をして、其の藩士を招かしむべく、彼の家老に委囑照會せしめんとし、三日建言して敬親の允許を得た。

かくて長藩の招に應じ、柳川から藩主立花左近將監の臣、吉弘伸太、森又十郎（各劍術）、加藤澤之助、野田和作（各槍術）の四人が來ることになった。

そこで敬親は要路として劍槍の師家北川辨藏、平岡源兵衛、馬來勝平、内藤作兵衛（各劍術師家）、岡部右内、小幡源左衛門、横地長左衛門（各槍術の師家）に柳川の臣の來たるにつき試合の練習の主意を門人に諭し野ひ偏執のことなく、行規正しく互に禮儀謙讓を盡し、専ら熟議調和して修業の効果を大ならしむべく訓示したのである。其の老臣の演説に

此度武藝爲御引立、柳川御家來罷越候様被仰付候儀は、各其家々之流儀之益にも可相成に付、申談試合之稽古被仰付之御主意候、此旨能々門弟中え之似申諭他藩之聞へも有之事に付、野ひ偏執かましき事無之、隨分行規能禮讓熟和を專

とし、只々修業之功積り、上達有之候は、思召に相叶可申候。

とあつて、柳川の士を招きたる主意の知らるゝと共に、また用意の周到振が想像せらるゝのである。ついで吉弘仲太、森又十郎、加藤澤之助、野田和作の來るに及び、二月二十一日御手廻頭役佐世徴之助は、明倫館の本堂にて四人に面會し遠來の勞を慰して劍術の練習を依頼した。是れ實に長藩が隣國に先立つて他藩の士を招聘し、以て封内武藝の刷新を企圖した大英斷である。

柳川の臣森又十郎の等の萩に滞在せる中は、諸士互に劍術の技を琢磨したが四人の任期満ちて歸ることとなつた。依つて三月二十八日當職毛利藏主は客館にて此四人に物を與へ且つ之を饗應したが晦日に至つて各萩を發して柳川に向つた。是日要路の山田市郎右衛門、奈古屋登、岡田與右衛門は江戸參覲途中の敬親(三月二日萩城出發)の從者村田清風、中谷市右衛門、赤川喜兵衛、坪井九右衛門に報告した書中に

柳川御家中吉弘仲太其外四人共、今日爰元出足罷歸候、滞在中聊替儀無之劍術共稽古不怠相勵申候、右に付兼而被仰付之趣を以過る二十八日於御客屋被下物之儀、藏主殿被仰付御料理等迄一途相濟申候、尤明倫館に而被仰付筈有之候處段々差湊之廉有之候付、右之通御座候、旁之趣、各様迄得御意候様藏主殿被申付候間、越中殿え被仰上候様にと存候。

とあつて、柳川から招聘した四士が無事に練習を終つて歸藩した其の状況を報告し、常に教育に異常の關心を寄せて居る敬親を安心させようとしたものである。是より後も長藩は柳川より劍術の師を招き諸士に練習せしむることが屢々あつて其の技も益々進んだのである。

敬親は其の封内の阿武郡、前大津、先大津、吉田、船木、美禰、山口、小郡、三田尻、徳地、都濃郡、上關、熊毛、山代の各宰判(宰判は長藩の地方行政區劃であつて屢々廢合を行つたが十六宰判のことが多かつた)の中央若くは勘場(地方廳)の附近に學校を設置せしめ、村邑に住居せる諸士を教育せしめた。そしてその後は村邑に住居を許可されたもの必す其の學校を隔たる二里以内にして、一日にて往復し得る所に居住せしめた。また自己の采邑にある諸士と雖も僻遠の地に住居することを禁じた。之は二月十八日のことで、其の文に

一宰判の中央敷、又は勘場近所敷、又は有來の所に而も稽古場建調被仰付、後年在住被差免候迎も、各稽古場より凡二里四方の所え在宅被差免候得ば、一日の中に往來仕、稽古修業相調可申様に相見候付、縱令知行所候迎も、僻邑遠在え一人立之所えは、在住被差免間敷

とある。是は後に家塾の盛に起れる原因ともなつて、其の家塾の小學校となつたものも多々あるに至つたのである。敬親深く感ずる所あつて、文武の稽古場を櫻田邸内に造立し、少壯の諸士をして其の勤番中懈怠なく出でて修練せしめんとした。

是は五月朔日江戸にて文武練習の條目を頒布せしめた其第一に

御深意を以文武の稽古場造立被仰付候就不怠罷出可有修練候事

とあつて、此の稽古場後に記述せんとする有備館である。ついで五月安永七年以來、業家の外は他師に就くを堅く禁じたる法規を改めて、文武を奨励せんとし、將來藩主に隨つて江戸に出でた番手、藩主警衛の諸士の諸士並に見習の嫡子二三男まで他師に入門せんとする其の請に應じて之を許し足輕以下陪臣の者にもまた同じく允可した。

同月二十八日には奥向に勤むる諸士は外交の作法があつて妄に出でがたきも文武練習の爲には之を許し、各上達の師家に行つて修行せしめた。こゝに於て各自其の師を選びて師事し、六月見習の神田與次は、松平銳之助の臣香取市郎に馬術を、小姓役の佐伯新八は、立花鑑備の臣笠間司馬に劍術を、大番役の山田新八は丹波長富の臣、安積良齊に文學を、陣備の田中作藏は、浪士森重百合藏に劍術を、小姓役の志道所縁、林仁藏、上田寛治は阿部正備の臣酒井與左衛門に弓法を、小姓役の大西要人、河内首令、高杉小左衛門、大番の井上七郎二郎は浪士清水俊藏に各兵學を、上山正左衛門、福原數馬、宇戸右兵衛は生方造酒に各筆道を學べる如く相衝いで他所の人々に師事した。是は長藩諸士の文武修業を一層奨勵し、人材の涵養に甚大の効果を齎したのである。かくて九月益田七内は安積良齊を其の住所に招いて修養せんことを請うて許されたが、敬親自ら大學頭林培齊に師事し、また側儒小倉尙藏をも茲に入門せしめた。

○安積良齊、名を信、字を思順といい、良齊とも見山樓とも号し、二本松城主丹波京太夫長富（十万七百石）の臣である。初め江戸に出で佐藤一齊に學び、其の費が給されないので、刻苦奮勵し、後林述齊（名は衡）の門に入つて大いに勉學した。良齊は經學を本として詩文を重んじない。長富は之を擢んでて學館の教師としたが、幕府は更に徵して昌平齋の教官とした。年令六旬を越えて學問深厚し、文章卓絶した。萬延元年（一八六〇年）七十二歳で歿した。

○林培齊、述齊の子で培齋と号した。天保九年大學頭となり弘化三年（一八四六年）に歿した。

○小倉尙藏 名を實敏、字を公修といい、澹齋と号した。もと内藤氏と稱したが、後藩儒小倉實光の嗣となつて、其の氏を冒した。尙藏は夙に明倫館に學びて文政七年助講となり、同十年江戸に學びて居ること二年、業成りて歸國し、天保八年敬親の侍讀となり、以來其參視毎に之に従い、屢々江戸に往復した。嘉永五年世子廣封（元徳）の侍讀を兼ねたが、安政三年に明

倫館學頭役となつた。慶應元年の勤功で其の儒業を免ぜられて大組に列せられたが依然學頭役にあつた。尙藏は温厚忠の直人で教職にあること久しく長藩諸士教育の功甚大なるものがあつた。明治十一年（一八七八年）七十四歳で歿した。

敬親は時局に鑑み、封内のみならず、江戸在邸少壯諸士の修養を督勵し、且つ都會奢侈の風習に泥濘せざらしめんとし、天保十二年（一八四一年）櫻田邸内に學館を建築して文武の講習を開始した。蓋し其の臣村田清風の建築に基づいたものである。其の工事は進捗して既に五月に劍場が竣切し、十二月に講室が落成したので、二十一日を卜し祭典並に始業式を舉行せんとした。そこで是月二日敬親は側儒小倉尙藏に孔子の畫像を懸け祭典の一事を之に命じて式次を定めしめた。

かく十一日祭典も始業式も全く畢り、尙藏は始めて茲で經書の講釋をした。孔子の語に

有文事者必有武備 有武事者必有文備

とあるを取りて有備館と名づけた。御直書役吉田啓之助また命によりて次の條目を有備館正面の椽通へ懸けた。

- 一、御深意を以て文武之稽古場、造立就被仰付は、不怠罷出可有修練候事。
- 一、禮儀作法正しく、無益之雜話他之批判等仕るまじく候事。
- 一、毎年正月十二日稽古始、十二月二十日稽古終たるべき事。
- 付稽古日之儀は可有申談事

一、火用心大切之事候條、別而可入念候事。

右條々宜相守旨、依仰如件。

此有備館は、全く敬親の内帑金で建築し、其の講堂は經學、國學、兵學、曲禮の四科に分れ、武場に射圃、馬埒、柔術、槍場

の別がある。

翌十三年敬親は尙藏を遣し、安積良齊に就き、有備館記を作らしめ次の事項を含みて起草すべく之を説かしめたことが舊記に見えて居る。

- 一、今般文武の稽古場造立、少壯之子弟、勤番中にも夜白修業爲仕、千秋萬歳幕府之藩屏、祖業維持之大意に御座候事。
- 一、有備館名筆跡共、林大學頭殿御調被下候事。
- 一、文學之教、躬行實踐を本と仕、齊家治國之學修行仕候様被申付候事。
- 一、國學をも修行被申付候事。
- 一、兵學從來の流弊有之候故、長沼澹齋（宗敬）の兵要録、鈴録、海國兵談、威南塘が紀效新書之趣相學候様被申付候事。

一、長門國は朝鮮女眞と相對する海國にして、從往古邊要之地に而、海寇防禦之手當申付置候處、就中享保寛政年、外國之舶、追々漂流仕候故、公儀より嚴重之御沙汰も有之、其後蝦夷地に而、西夷擾亂の節、御觸達之旨に應じ、神器神と稱し、大砲小銃組合の陣法編立、大砲は車に載、拾文目の小銃面々相携、孫子の九地陣に據り座配進退周旋分合之修練仕候、其日は家々よりして、馬廻り少壯之面々不殘罷出、相圖之大鐘を撞、木砲之打揚、金太鼓螺旗等之節に隨ひ、行軍より凱旋迄之陣法、習練仕來候處、尙又手堅練法之詮議被申付候事。

一、弓馬刀槍之術、太平之流弊に而、花法に泥み、虎口前之用に難立に付、仕合刀槍、貫革之射法、軍馬之術等、修行被申付候事。

一、家來中之男女綿服に被申付風俗取締り被仕候事。

一、凶荒之手當往古以來、有之、殊更享和文政天保己來、國元爰元共に其備嚴密に被申付候處、猶又今般於深川藏屋敷千石置糶之法被相建候事。

一、從來勝手向不如意に付、家來中よりも馳走米差出來候處追々返石被申付候事。

一、百姓共同様之事。

一、周長山村之竊民救惠之沙汰被申付候事。

一、吉元朝臣代々之旨意を被繼、文武興隆享保年明倫館造立有之候事。

一、大膳太夫殿（敬親）儉を尙び、奢を被押、文武之道被相好、林家え入門列侯方御會談、於内輪も無暇修業被仕候事。

一、有備館に而年々の釋典式、定例被相定候事。

之に依つて有備館建設の主旨の明白なるのみならず、また敬親か躬ら文武を好みて其の講習を怠らず、之を益々封内に督勵し舊套を改新して大いに人材の教養に熱心であつたことが知られる。

かくて十一月に至つて有備館記の稿が出来た。其の全文は次の如くである。

緊長門與朝鮮女眞對、爲海西要鎮、暨主代興、隆文崇武、忠孝禮儀之風藹如也、先是秦桓公始建學於國、曰明倫館、厥制定備、第江都之邸未有學、更番諸士、無所肆習、今候立五年、爲天保辛丑、是歲新建學於邸、其制雖不如國學之壯闊、而講堂翼然、射圃馬埒刀槍之樹皆在、其傍更番者始得肆習、然後學校大備焉、大學頭林公取孔子有文事者

必有武備之語。署其へん而曰有備館、信奉侯命爲記曰三代之盛、文武合爲一塗其建學造士也。遵之以道德教之以詩書禮樂。凡所以正心修身。經理天下國家者。固已精詳矣。而車馬弓矢之事、出兵授捷獻誠之法、亦莫不於是焉而講明之、故學者皆修仁義忠孝之道、習禮樂射御之術、才與德俱進、文武惟其所用。天下無事、則可舉以當公卿百執事之選、而隆太平之化。有事則授梓鼓、持干戈、仗義敵愾、平盪騷亂。此豈非薰陶漸磨之功、乃能至此也歟。蓋不學文、無以明倫理、達政教。不講武、無以捍封疆、討寇賊。二者相須而濟、美焉、此三代聖人所以建學而育人材之本意也。雖皇朝建學之制亦然、信不敢旁求、止以侯家言之、遠祖江帥公、與菅原氏世掌文教、而兼通翰略。源義家師之、大著勳於東陲。覺阿公有文武長才、相源右府霸天下。洞春公神智雄略、戡定十余州、而軍旅之間聘諸儒聽講。由此觀之文武一塗、乃祖宗之舊章。抑皇朝之大典、詎可不察其所自而欽崇之邪。今侯誕續先烈、建學於邸、其意將俾多士益竭力於文武、上以藩屏國家、下以撫綏黔黎。而外則禦蠻夷侵擾之患、可謂盛矣。聞其風者孰敢不興起、矧於忠厚禮儀之俗、尤當頌焉。感戴欣幸、相率以趨之也。雖然立教之本、自人主始。漢明帝起大學、建辟雍。宗戚子弟莫不受學教亦至矣。而先儒胡氏以爲未知所以教、何則本有未盡也。今侯恭儉慎德、勵精圖治、巍然以身爲一藩之表、而群臣多奇才異能、篤士好古之士、苟率之以漸磨、之以歲月、勸之以慶賞、則必有雄俊英偉、傑出于一世者。排肩而興、文足以明倫理、經家國、武足以捍封疆、討寇賊、社稷有磐石之固、而邊徼無烽燧之憂。豈不更盛矣哉。信不肖叨以文學出入門庭、講經館中、有余榮焉。故不敢以謏陋辭、謹爲之記、以誌多士庶乎有以自勉焉而不負今侯之盛意也。

天保十三年歲次壬寅冬十一月

東奥安積信謹撰

是より後此の有備館は日に隆盛に趨き、其の名は嘉永年間に及びて諸藩邸に聞え高く、熊本を始め、諸國の武人の來つて、相共に此所にて文武を淬勵するものが漸く多くなつたのである。

八、明倫館の重建

毛利敬親は義に江戸藩邸に在る諸士の文武淬勵の爲に有備館を建設し、其の落成式を挙げたのは、實に天保十二年十二月十日であつた。享保四年吉元が城廓内に明倫館を創設せしこのかた年所を経ること百三十年、代々の藩主が其の旨意を守つて文學を奨め、武術を練つたが、敬親は時勢の推移と世態の變遷とに鑑み、明倫館の規模を擴張して多くの人材を育成せんとした。

國老益田玄蕃は元宣といひ、越中と稱し後に玄蕃と改めた、藩主敬親に仕へて執政となつた。僚屬村田清風と二人旨を奉じて、よく學事の興隆に翼賛し、明倫館重建の事起るに及んで玄蕃は學校總奉行となり、清風は其手元役となつて、設計や建築の事に奔走盡力したのであつた。

○村田清風、大津郡三隅の人、二十七にして藩主齊房の近侍となつてから五代に歴任し厚く信任せられて一藩の中心となる。勤皇海防を鼓吹し、士氣を刷新し、財政を培養し、教育を擴充し、大いに政治を張る。弘化二年隱居して三隅に歸り住宅を尊聖堂と稱し文武を講習す。此時未曾有の時局に際し、疾を力めて召に應ず。敬親之を優待して乘輿登城を許す。既にして

故疾再發して安政二年（一八五五年）五月二十六日歿す。年七十三。

然るに前代以來累加せる巨額の負債償却に苦慮し敬親躬ら鹿服粗食をなし、質素儉約を全藩に勵行したから、明倫館の改築など容易に企圖し難きも、教育の事は焦眉の急であつてしばらくもゆるがせにし難いことである。そこで城下江向なる廣瀨の田圃を擧げて其の敷地とし、先づ校舎の略圖をかゝせ、之に依つて建築費を要路に商議せしめた。此に於て要路は敬親の熱意に感じ其の主旨に基づき江戸藩邸及び城中の役員互に相交渉して屢々協議を重ねたが、敷地買収價格に建築費を合すれば巨額になるのみならず、從來制定したる經常費にて新に擴大せる明倫館の維持は到底困難である。かくて審議の結果、敷地の代價並に建築費は融通して之を國庫より支出し得るも、新明倫館の維持費がないので、常職益田刑部、當役三戸丹後の二人は敬親の前に出て其事情を開陳した。是は實に弘化三年十月二十五日のことであつて敬親深く考慮する所あり、二十八日二人を召し、土地代並に建築費は刑部に、維持費は丹後に各支出し得べきことの勸考を命じた。刑部は敬親の計劃が時務に適應せる必須の事業なるを以て、たとへ新借をなすとも商議して其建築費を支出せんとする意圖を決して進言したのである。そのことは舊記に次の如くあることによつて知られる。

江向米屋町筋より雜貨下り筋之間、田中え明倫館御再興の儀先達而御内々被仰出有之候に付、種々詮議の上、荒圖面相調申上相濟候處、余分の御入目銀其上是迄の知行に而は、逆も不相調事に付、地江戸打合に而度々御評議有之候へ共、近年之御仕組建に而更に目無之候へ共、土地御買上より家作建調迄の御入目銀丈は何とも致線卷候而地方（國庫）より差出候様可致候得共、根之知行え當る御入目銀の吟味いか様にしても急に出來兼候付、何分右難澁の趣具に申上候外無之段刑部殿被申事而、弘化三酉年十月二十五日刑部殿丹後殿御一同御前被罷出前斷御難澁之趣御兩人被申上候處委細

被遊御承知與得可被遊御案思との御事に付、被罷下候之事。

同二十八日刑部殿丹後殿御前被召出、明倫館御再興に付、御入目銀段々被遊御案思候處、此内刑部申上候様、建調一件之御入目銀は刑部於役座線卷仕候様、且又明倫館永々之御修補知行え當る御入目銀は丹後於役座詮議可申付段被仰出候付、段々難有段御請被申上猶又御調之御銀、精々線卷可仕、尤御切積之御仕組建に付目無之自然御新借に可相成程も難計候得共、寔に結構之思召に付兎も角も入念詮議可仕段刑部殿被申上候事。

而して新に建築せんとする明倫館の敷地境域は、凡そ二町四方にして、其の南方の正面に道路を作りて區劃し、之に練堀を設く、西方米屋町と東方雜賀町とに面する二方には幅七尺の溝を穿つ。此の二方に沿える道路を隔てて石垣堤防を設け、芝草及枳こくを植えて生垣とし北方新堀に向へる方面には溝穿たず、新堀を利用して石垣を設く、是の溝を穿ち石垣石橋等を設くる爲、一時其の費銀を増加すとも、後年修理を要することなくして、却つて之を利益と考えた。又強風を遮ぎるために、松梅桐等の外種々の雜木を植え、境内の用水は江向の今宮川浚筋より引かんとす。此設計成りて將に工事に着手せんとし、十一月二十日六戸丹後は之を江戸留守居役の志道隼人に報じた。其書中に

此度思召有之明倫館御再興可被仰付段被仰出、江向田中え場所替被仰付御普請え取懸申候とあるのである。

明倫館の再建理由は既に述べた所であるが、なほ從來諸生の日々練習せる場所は、區々であつて、且つ遠隔して居た爲に各自其の一藝をのみ專業勉勵し、而も之に拘泥せるの弊習があつた。是は固より代々の藩主教養の趣旨でない。若し各練習場を同一の境内に舍けば、諸士の勉強に便利で種々の武技を兼修しえて明倫館設置の本旨に副うのである。そこで舊來の練習場を始

め神器陣、砲術家、醫學館、其他の新設のものは勿論のこと、各師が自宅に開きたる稽古場即ち道場をも悉く館中に置かんとし、校舎の敷地外に四方幅一間の溝を繞らし、堤防を築き長屋等を設けたる大工事であつた。其の事は宍戸丹後が此の起工を幕府に稟申して嫌疑を避くるの可なるを慮り、十月二十日書を送つて手元役赤川喜兵衛をして公儀人栗屋隼太に交渉せしめたのである。ついで十二月九日、敬親は此再建に關し其主旨を諸士に徹底せしめんとし、親書を下して之を示諭した。其の要は既に記述したるものと同じく、吉元の明倫館創立以來、文武共に日を逐うて興に越いたが練習場の位置が懸隔して諸士の修業に不便なるを以て代々改築の意があつた。そこで通學に便なる地を選び、諸種の練習場を一境域内に再建せしめたのである。文武は國の要務で諸士之を修養して一日も廢すべからざるものである。敬親の此の改革は全く吉元の深慮と代々藩主の遺旨を遵守繼紹して人材の養成を計るので、諸士は此の本旨を辦じて、毫も怠慢なく益々精勵すべく學則の如きは後日舊制を増補して示さんというのである。

此日國老毛利筑前、毛利能登、毛利藏主、益田刑部、志道軍人、宍戸丹後は連署して添書を發し、敬親の本旨を反覆敷衍し、且つ文武の兩道は、諸士奉公の根軸にして各自の才智如何に拘らず終身修業せざれば、人臣の道を失うものと心得べきを説き少壯者に事態を勘辨し得ざるものあるは、全く其の親兄の教導の緩漫に基つけるを以て、藩主の趣旨を貫徹すべく永く文武の練習を怠らざるの肝要なることを懇諭したのであつた。

重建の事を建策し、立案計畫に多大な功績のあつた村田清風はこの時柄んで職を辭したので、御藏元兩人役中谷市左衛門を明倫館重建の專任とし、四月朔日尾崎新兵衛を其檢使役とした。翌嘉永元年（一八四八年）國老毛利能登の諸臣文武稽古内用を免じて益田玄蕃に代らしめ且つ明倫館重建の大都合役（總監）となし御藏元兩人仁保彌右衛門をして玄蕃の手元役を兼ねしめた。また梅田九兵衛、三宅忠左衛門、益田彦十郎、椋梨藤太、平田新左衛門、村田四郎左衛門、山縣半七を各明倫館重建の内用掛となし、特に半七を命じ新明倫館に建つる石碑の銘文を考えしめた。之によつて重建に關する役員は略々決定されたのである。

かくて重建の工事は未だ竣工しなかつたが、額字は京都黃梅院の和尚大綱から有栖川宮家の女中和泉（初め八十浦）を経て職仁親王の染筆を請い「仰止」と書かれた。親王は鷹司家の額字を参考として揮毫せられたということである。

ついで十二月五日に記録所役井原孫右衛門、御目附役岡部六郎、日野良藏を各明倫館御用掛として專任せしめ、儒者中村伊助を助教とし、伊助と共に儒者中村宇兵衛、片山喜兵衛を講師兼小學教諭とし、小田村伊之助、山縣半藏岡田馨藏を講師見習とし、玉本文之進、深栖多門を都講とし、木梨安之允、天野謙吉、新庄七兵衛、兼重讓藏、繁澤光太郎、田邊淳藏、中村百合藏を舎長とし、安之允に書記を、謙吉、七兵衛に司典を、讓藏、馨藏に廟司を兼ねしめた。都講以下の人々は當時みな篤學の者であつた。

越えて七日御手廻頭役、宍戸音門、繁澤石見、志道安房を御用掛とし、鈴川平六、吉崎八郎を明倫館本締役とした。時に重建工事はいよいよ落成したので、翌二年（一八四九年）正月二十六日學頭山縣太華は孔子の外、顔子、曾子、思子、孟子の各本主を奉護し、諸生を率いて舊明倫館より新明倫館聖廟に遷座して其の式を行ひ、二月十八日には釋菜の儀と共に落成の式を行った。此日敬親は朝五つ半時（午前九時）に駕を命じて城を出で、明倫館に赴いて參堂し、落成の式に臨んだ。代々の藩主襲封後に始めて入國し、第一回の明倫館參堂には烏帽子直垂を着し、儉政施行の平年には長社杯を用うるの先例であつたが敬親は特に學事を重んじ、天保十一年八月の釋菜に方り、始めて其の儀に臨み烏帽子直垂を着して以來常に之を用いたのである。

舊明倫館は堀内三曲輪内にあつて東西五十三間、南北二十三間餘で凡そ一千二百餘坪であつた。ところが新明倫館は疆域二町

四方、總坪數一万五千八百八十四坪五合であつて、校舎其他の敷地が一万一千三百二十八坪五合七勺で、練兵場が三千二十坪餘である。明倫館の中央南面して聖廟があり宣聖殿といつた。茲に掲げた額は有栖川宮の揮毫に成る。抑止の二字であつた。宣聖殿の上壇を聖壇(十二疊)といひ、中の間を中堂(十二疊)庭の上間を前堂(十二疊)といつた。東奥の間を東房(八疊)同じく前の間を東堂(八疊)、西奥の間を西房(八疊)同じく前の間を西堂(八疊)といつた。中門を觀徳門といひ、前堂を出で石疊があつて其の東に奏樂飯屋拜見所あり、其西に手水屋あり、石疊の終れる所に東西兩塾がある。之を出でて泮水に架せる石橋があつて萬歳橋といふ。之を渡つて東に新古の石碑あり、西に番所がある。なお出づれば南門に至る。之を表御門ともいふた。

講堂は聖廟の西にあつて文庫を備へ庖厨學舎及び職員の衙局等相續いて西して西門に至る。講堂に掲げた額(講堂)は書家山縣慎平の揮毫によるものである。またその正面には別に學生の掟、即ち學令を書いた額を掲げ之を「功令額」といつた。此の功令は舊明倫館を創建した吉元の子宗廣が襲封後學頭をして元文三年二月に定めしめたものである。全文は次の如くである。

學校之設、達才成徳欲上焉以供國家之用下焉以使有所矜式其若斯也則學問果有益於人歟抑亦芻狗也歟其有裨風教歟抑未歟人將於我乎嘗焉夫讀書學文者將以明經通史長養才徳待用於他日不則學雖博乎文雖富乎亦無復所貴矣諸生遊館下三年爲一期僅得千有餘日白駒之過可立而竝朝夕孜孜務就功令猶且恐不及焉一日之中遊惰竟時俄失日半三年不下二三百日古者女功一月得四十五日加之以夜之半也勤惰之分有如是者鄙生以一日之長叨居諸生之先今依故祭酒倉君所創少增損定功令凡事無統領責無所歸諸舍推長者一人爲

舍長 進退作息皆聽命、而舍長聽命都講、都講聽命學長、學長聽命先師之靈、又立直日一人諸生輪次當直以、董學務其條在具覽照勿違

功 令

- 一、卯時(午前六時七時) 開板而興盥嗽結束 升堂溫讀經書
- 一、辰時(ク八時九時) 開板下堂 入厨會食 食畢入舍喫茶
- 一、巳時(ク十時十一時) 開板就業 各於其舍若講日則 開板上堂講華入舍 各就其業
- 一、未時(午後二時三時) 開板入厨會食 食畢入舍喫茶除會業外遊息從心 若欲出校辦事者 告館長 廼出館 長不在則告都講及酉時(午後六時七時) 必歸、若以事留外廢夜業者先具事由請、館所許乃得出去
- 一、酉時開板就業
- 一、亥時(午後十時十一時) 開板罷業就安、若欲卒業者聽及子時(午後十二時午前一時) 不許違且
- 一、直日生一名諸生輪次當直董督當日學務凡業席見設期會板報 賓客應酬烟茶諸項皆在所管時々循觀列舍警勅廢業
- 一、功令當業外 各自別受私業一部臨時請業於館長錄上都講舍板子 既已卒業 更轉他書亦如之別具一冊逐次載錄 每歲六月十二月比較業書冊子多少以觀殿最
- 一、非父母尊長招呼 他有中緊要事故不得輒出校門出則詢都講及直日生告學長而後出、歸則面學長若都講直日生

講堂の北に館があつて成美堂とも學校御殿ともいひ、藩主茲に臨みて養老試業を行うのである。其の中門を觀き門といひ、成美堂の北方は練兵場であつて的場及鐵砲藏焰硝藏がある。また講堂の東は演武場で東武藝場ともいつた。茲に射術場が三ヶ所あつて栗屋、山縣、岩崎の師家三軒がある。馬術場は二ヶ所あつて藏田、折下、内藤、仙波、石黒の師家五軒がある。劍術場は四ヶ所あつて、内藤、馬來、平岡、北川の師家が四軒ある。槍術場は三ヶ所あつて岡部、横地、小幡の師家三軒ある。其外大砲の師家が五軒、兵學の師家が三軒、禮式の師家が二軒、水軍の師家が一軒、天文地理の師家が一軒、甲冑早着の師家が一軒、算術柔術、無念流劍術等の各種古場と師家とがある。其他に館内に醫學所があつて濟生堂といひ、別に小學堂があり。聖廟の後には池を鑿ち水を蓄へて水泳を練習すべきプールの設備もあつた。すべて敷地の廣術と校舎の完備とのみならず、其の結構の宏壯輪奐の豊美は舊館の比ではない。

敬視は既に明倫館落成の儀を終へたので、三月二日開校式を行い、始業せしめんとした。そこで明倫館講釋の日を毎月二、三七八の日に定めて十二日間とし、當日朝五ツ半（午前九時）に出勤すべく達せしめ、更に次の覺書拾七箇條を發して諸士の各組支配より示諭せしめた。

- 一、一門以下の諸士は、講釋日に講堂へ、武藝練習日に各種古場へ出で、其階級の上下食祿の多寡に拘らず、習熟せる同じ一門人より其の指揮を受け、未熟の者へは意見を加へて互に切磋して懈怠なく勉勵せしむ。
- 稽古場に出づるに方り、大祿を食めるものも、僅かに其階級を分つまでに從者を減せしむ。
- 二、釋菜の儀の畢りたる翌日、諸士ののぞみによりて聖廟に參詣せしむ。平日にても毎月朔日十五日の兩日に、廟司に申告せば朝五つ時（八時）夕八つ時（午後二時）の間に社杯を着して、之を拜することを許さしむ。

三、今回初めて館中に別に素讀習字の教場を設けたれば、明倫館附近の小兒は八歳より十四歳まで成るべく出でしむ。十五歳以上といへども未だ之に熟せざれば、隨意に其の教場に出でて學ぶべし。素讀習字の外に別に小學規則を定めれば、常に出席せざる小兒といへどもまた稽古日を開き出席して之を學ばしむ。

四、十五歳以上の諸士は、申告に依りて外諸生（館外生）となし規則に従ひ、講堂にて文學を稽古せしむ、十五歳以下にて素讀の成就せざるものは、講堂にて隨意に稽古せしむ。

五、館外にて文學の師範たるもの、教諭の心得は、明倫館規則に従はしむ。

六、諸武藝の師も、講釋の日に門人と共に講堂に出でて之を聽聞すべし。

七、儒者にて若年の者は、其の本業勉強の餘力を以て武藝を修養すべし。

八、從來大祿を食めるものは、自宅へ師家を招きて其の教導を受くるものがあつた。今後は必ず明倫館に出でて勉強し、已むなく招かんとせば、師家より明倫館大都合座（總督の役所）へ申告して其の許可を得しむ。馬術の練習もまた之に準ぜしむ。

九、諸武藝の師家は朝五つ時より暮六つ時（午後六時）まで勤め、門人の出づる毎に之を教授すべし。日割にて教授せる師家は、終日勤めがたき時に八つ時（午後二時）後は、見合（助手）の中へ依囑して歸宅し、之を本締役へ達すべし。

一〇、射的（弓）は定日の外相謀つて館中にて之を行はしむ。其時も師家若くは見合の中より出でて行規よく射的せしむ。他に射的するを嚴禁し、若し不心得の者あらば御目付役をして之を檢せしめ、其の事情によつて罰せしむ。

一一、劍槍修業のため、他國より來つて試合する時は、禮讓を盡して之に應接すべし。我が技能に誇り仮にも他國の批判を

なすべからず。師家へも厳達せしむべし。

一二、 毎月朔日五日、十日、十五日、二十日、二十五日の六日を館中の休業とす。また五節旬及七月十三日より十六日まで、諸臣の藩主へ謁見日、藩主祖先の法要にて焼香當日等は、文學諸武藝共に停止す。

一三、 田舎に住せる門人の學藝を視察の爲に、師家の中より其の地へ出張することあるべし。然る時は田舎に住せる門人より、其の請う所の師家を選定し覺書として學校用所へ申告すべし。師家よりも亦館中の稽古に支障なき日數を談合し、之を覺書として提出し、大都合座役の許可を得て支配方へ申告し、後暇を受けて田舎へ出張すべし。

一四、 師家は教授を止むることなし。病氣其の他事故ある時は見合の中より出勤せしめて、稽古せしむべし。

一五、 諸武藝の門人中に故あつて轉流若くは師匠替等の許可をなすことあるべし。其の時は門人より事由を具申して許可をうくべし。次男三男其外養子縁組にて轉流するは特別とす、一旦子弟の契約をなしたる者は、其の教導の習熟し得ざる爲に恩義を忘却して轉流すべからず、師家も亦行規を正しくし、依前最良の偏頗なく之を教導すべし。

一六、 文武の師家並に嫡子且つ門人中にて稽古日を一箇年皆勤せるものは之を賞せべし。講釋並に武藝日練習のものは一箇年皆勤にて之を賞すべし。尤も皆勤のみにて成績なきものは賞なし。

一七、 田舎に住せる諸士の秋に出で、文武を修業せんとし、親類知人の寄寓すべきものなき者は、明倫館の居寮舎に入るを許すべし。本人嫡子末子共に志あるものは、願に依つて大都合座役の許可をえて入舎を許し、三十六箇月を限りとす。其の入舎のものは朝夕自炊せしむ。文學修業を志し、未だ居寮生の學力なきもの入舎を請はば、先づ之を貸し置き上達の後居寮生とすなべし。

是が開校式の舉行前に諸士に示した規則の要旨である。二月二十一日に明倫館大都合役所を學校御用所と改稱し、同館文學諸武藝の稽古始に關し御手廻頭井原素兵衛、井原孫右衛門及び石津新藏、藤井庄左衛門の四人を事務取扱とした。

ついで二十五日在役の諸士をして、各のその事務の餘暇、明倫館に出で、講釋を聴き、諸武藝を練習すべく、前令を重ねて、大いに奨励したのであつた。

越えて二十七日敬親は親書を下した。其の要は、明倫館の建設が、吉元の賢慮に出で、文武の修業は士道の根源であつて、古來代々厚く奨励したれば、その趣旨に副うの外なきを説き、今や再興せるを以て、彌々誠實に日夜淬勵して、治乱共に奉公の覺悟の肝要なることを諭したのである。

是に於て諸般の準備が成つたので、三月二日敬親は半社袴を着し、朝五時城を出で、新明倫館に赴き開校の式に臨んだ。曩に木主の遷座を畢つて、山縣半七、中村伊助、小倉尙藏、瀧貞之允、岡田馨藏、小田村伊之助、上田茂右衛門、山縣慎平（以上儒者）岡部右内、吉田寅次郎、内藤作兵衛（以上武道師家）玉木文之進、兼重讓藏（以上政治家）等五十八人に社袴及び金員を賜い、今又落成に依り三月五日毛利筑前、毛利能登、毛利伊勢、志道隼人、益田女養、浦靱負及明倫館御用掛平田新左衛門、學頭山縣半七以下村田四郎左衛門、中谷市左衛門等五十人に各記念品を與えたのである。

此月學頭山縣半七が命によつて撰した「重建明倫館記」が成つた。是が今校内に現存する重建碑の碑文である。天下之事有守舊而不可易者有隨時而可變者其可變者而不變則困循苟且萎靡不振其不可易者而易之則蕩章頽壞百弊隨之故綱常之大經國家之重典固當萬世守之而不易焉至制度文爲時勢或有窒礙者又不可不一新而變通之矣昔秦桓公之創明倫館也蓋將大興學以張治化乃量度時宜相地於城門之内以經營焉而人倫教化之道立而文武造士之法備矣爾來迄今百三十年列世相承繼志述事文

武講習之士日増月多昔之所經營今也狹隘殆不能容非宏其規模而增其式廓則不得適時勢之宜矣及今侯立而不承遺緒宵旰匪懈思以昭明前烈乃命宰臣曰欲張其末者必厚其本欲遠其流者必浚其源學校者政治之本教化之源治國者之所宜先也而先侯創建規模既備矣今又廓而宏之豈非繼述之道也耶汝其與有司議之於是執政與有司胥謀乃就府下中央之地而別擇寬敞之區重營其宮肇工於弘化丙午迄今春告成 聖廟居中殿堂巍然門塾修整泮水環之結構之壯輪奐之美於舊有加焉講堂在其西庖厨學舍相次而西東則爲演武之場北則爲練兵之區小學有堂肆禮有舍天文書算之場騎射調馬之埒亦盡具焉後鑿池蓄水可以習水騎講堂之北別設館爲公臨學而養老試士之所而四外周以溝塹大門在南以正方面於是學校之制煥然大備而講習之 皆得以俛焉盡其力矣是其隨時而得變通之宜者也而明倫之名不易其舊者何也蓋先侯建學文武造士其要以明人倫以重也且文武之學不本諸倫理則文流於浮華武陷於暴厲不足以造士矣故凡入學者先以此爲基本而講究文藝精練武事資之以師友勉之以歲月以成其德達其材夫然後濟々多士可以贊治裨政而宣風化之美可以衛君禦寇而爲邦家之干城矣此即所以建學造士之本意而治化之所由行也且建學造士豈獨守其封疆而已抑所以崇奉□□爲國家之蕃屏也其要歸於明人倫則其名館之義不亦至重乎是其守舊而確乎不可易者也然則今侯之圖重建乃變其可變者而守其不可易者誠可謂繼述列世之志業而昭明之也已館成命臣禎爲之記禎以承乏學職不得辭謹叙重建之由以繼先臣孝孺之所記云

嘉永二年歲次己酉春三月

碑陰

館祭酒山縣禎文祥謹撰

加判老臣 毛利筑前 藤原元統
當 職 毛利能登 大江元彰

加判老臣 毛利伊勢 大江元潔
加判老臣兼學館總奉行 益田玄蕃 藤原元宣
加判老臣 志道隼人 大江熙良
當 役 浦 靱負 平元 正
當職手元役 內藤左兵衛 貞正
當役手元役 仁保彌右衛門 慰道
學館總奉行手元役兼作事奉行 中谷市左衛門 章貞
當役座祐筆學館用掛 梅田九郎兵衛 修敬
當職座祐筆學館用掛 椋梨 藤太 景治
作 事 方 三宅忠左衛門 政達
澤村 信 平 久 榮
作 間 源 兵衛 光 世
小澤 忠左衛門 信 方

大 工

右館記碑文を假名交り文に書き換えて次に示す。

天下の事舊を守つてかうべからざるものあり。時に随つて變すべきものあり。其の變すべきものにして變ぜざれば、則ち因循苟且萎び振わす。其の易うべからざるものにして之を易うれば、則ち舊章頽壞百弊之に随う。故に綱常の大經、國家の重

典の如きは固より當に之を守つてかえざるべし。制度文に至つては時勢の爲に窒がいするものあり。又一新して之を變通せざるべからず。昔泰桓公の明倫館を創むるや、蓋し將に大いに學を興し、以て治化を張らんとす。乃ち時宜を量度し地を城門の内に相し以て經營せり。而して人倫教化の道立つて、文武造士の法備われり。爾來今に迄んで百三十年、列世相承け志を繼ぎ事を述ぶ。文武講習の士、日に増し、月に多く、昔の經營する所、今や狹隘殆んど容るる能わす、其の規模を去にして式廓を増すにあらずんば、則ち時勢に適するを得ず、今侯立つて大に遺緒を承くるに及び、宵旰おこたらず、思うに以て前烈を紹明するならん。乃ち宰臣に命じて曰く、「其の末を張らんと欲するものは、必ず其の本を厚くし、其の流を遠くせんとするものは、必ず其の源を浚う。學校は政治の本、教化の源、治國者の宜しく先にすべき所なり、而して先侯の創建、規模既に備われり。今廓して之を宏にす。豈繼述の道にあらざらんや。汝それ有司と之に議せよ。」と。是に於て執政有司と胥謀り、府下中央の地について、別に寬敞の區を擇び、重ねて其の宮を營む。工を弘化丙午に肇め、今春に迄んで成を告ぐ。聖廟中に居し、殿堂巍然、門塾修整、泮水之を環り結構の壯、輪かんの美、舊に於て加わるあり。講堂は其の西にあり、庖厨學舍相次ぐ。而して西東すれば則ち演武の場たり。北すれば則ち練兵の區たり、小學に堂あり、肆禮に舍あり、天文書算の場、騎射調馬の埒、亦盡く具われり、廟後池を鑿り水を蓄え、以て水騎を習うべし。講堂の北別に館を設け、公學に臨んで養老試士の所と爲す。而して四外周らすに溝塹を以てす。大門は南にあり、以て方面を正しうす。是に於て學校の制煥然として大いに備わる。而して講習の士皆以て俊焉として其の力を盡すを得たり。是れ時に隨つて變通の宜しきものを得るなり。而して明倫の名その舊をかえざるものは何ぞや。蓋し先侯の學を建て文武の士を造る、其の要は人倫を明かにするを以て重しとなすなり、且文武の學は諸を倫理に本つかざれば則ち文浮華に流れ、武暴れいに陥り、以て士を造るに足らざるな

り。故に凡そ學に入る者は先づ之を以て基本と爲し、而して文藝を講究し、武事を精練し、之を資るに師友を以てし、之を勉むるに歲月を以てし、以て其の徳を成し其の材を達す。而して後に濟々たる多士、以て治を養け政を裨うべし。而して風化の美を宣べ、以て君を衛りあだを禦ぎて邦家の干城となるべし。此れ建學造士の本意たる所以にして、治化の由て行わるる所なり。抑崇奉□□國家の蕃屏たる所以なり。而して其の要は人倫を明かするに歸すれば、即ち其の館に名づくるの義も亦重きを至さざるか。是れ其の舊を守つて確乎としてかゝべからざるものなり。然らば即ち今侯の圖重建は乃ち其の變すべきを變するものなり。而して其のかうべからざるを守るものは誠に列世の志業を繼述して之を紹明すと謂うべきなり。己に館成る。臣禎に命じて之が記を爲さしむ。禎乏を以て學職として辭するを得ず、謹んで重建の由を敘し、以て先臣孝孺の記する所を繼ぐと云う。

○館記中の缺字について 石碑を見ると、館記の文章中に三字の缺字のあることに氣付くであらう。是が果して如何なる文字であつたかは原文の記録がないため久しく不明であつたが、數年前山縣太華の書いた原稿が発見されたので漸う之を明かにすることができた。

それによると一應太華が書いて之を昌平贊の儒官安禎良齊に批評を乞ひ、更に書きかえて他の學者に添削を受けて成文を得たので之を彫刻に付したものである。第一回の批評には終に「……信妄批不足取若賜賢擇幸甚信僭評」と明記してあるので、之が良齊の評であることは明瞭であるが、第二回の批評は何等徴すべき署名がないので之が誰人であるかを確めることができない。

兎もあれ良齊書入の原稿には「上奉慕朝之職命而爲國家之藩屏也」とあるが、第二回の原稿には「上奉慕命而云々」とある



が之を評者は「崇奉幕命而云々」と訂正して居る。之に照して石碑を見ると「崇奉□□□」となつて居るので、第二回の批評通り彫刻したもので、現在磨滅して居る缺字は正に「幕命而」の三字であることがわかる。

○缺字になつたわけについて。幕末尊攘運動が盛になるにつれて、其の空氣は館内にも波及し、學生は常に尊王を論じ、倒幕を策する者が多くなつた。茲に於て碑文中にある崇奉幕命を快しとせず、一夜數人相謀つてこの三字を磨りつぶしてしまつたということである。當時の學生が如何に時勢に痛憤して居たかを知ることができ、後年教官に對する不平や賄征伐のストライキが頻發した學生生活と對比して實に感慨無量なるものがあるのである。因に此の幕命磨滅事件の主體は天野某といふ明倫館學生であつたと言ひ傳へて居る。

此の館記によつて、館の規模並に重ねて明倫館の名をかえざる理由を明かにし得ると共に、長藩の建學造士の本旨を知り得るのである。

かくて明倫館大都合役座を明倫館總奉行所と稱し、また學校御用所を明倫館御用所と唱えしめ、國老毛利能登をして益田玄蕃に代つて明倫館總奉行役となし、當職當役と謀議せしめた。そこで能登は玄蕃に倣い、學事四件を伺い皆許可せられた。

其の一 は吉元の示せる主旨、今回敬親の論せる趣旨には違背せざるも、時宜によりて、當職當役と協議して新に指令するにと。

其の二 すべて諸士の食祿の大小に拘らず、文學諸武藝に精勵して、其の成績拔群なるものは稟請して之を賞せんとす。しかし勉強せずして諸生の妨害をなす者は調査して申告するを以て處罰あるべきこと。

其の三、明倫館の助教以下居寮生に至るまで、其の進退毎に申告して許可し、若し急を要するものは商議して指令したる後に

報告すること。

其の四、文學に精勵の諸士にして、居寮生の科に中り、武藝も亦目錄以上の者は役員に推薦するを以て、各材能に應じて任用あるべきこと。

從來總奉行は意見を當役に致して藩主の意を伺う例であつたが、右四件の許可によつて總奉行の權限は擴大せられ、當職當職對立の關係に置かれ、文教の權が大いに重んぜられる結果になつたのである。是亦長藩人材の輩出する一因をなしたのである。

九、文學規則と學生試験の方法

敬親は既に藩學明倫館の重建を竣成し、親書を全藩に下して其趣旨を論し老臣も亦副書を發して之を詳説し内容の充實と教育の徹底を圖つた。そして覺書として武藝規則を頒布したが今又文學規則九箇條及び小學生素讀並に大學生居寮生の各試験の方法を定めた。

文學規則の大要

- 一、諸生は日々元文三年に規定せる功令の主旨に従ひ、また漸次學頭の發令せる制法を守るべきこと。
- 二、講學は朱子の説を主として經義を明かにし、聖人の學を其の身に守りて諸人を教導し、後學の者に之を傳うるの心得を



肝要とすること。

三、諸生は常に徳行を重んじ、諸人の模範となり、政道に達して將來出仕の心得を肝要とすること。
四、詞藻風流に泥み、才華に誇り名聞功利に志すを禁ず、もつとも學業の余暇に詩賦文章を修むるも、經義道德の本旨を失はず純粹正大の心懸肝要たること。

五、小學生の讀書は初に孝經、大學とし、次に論語、孟子、中庸更に進みて五經、終りに小學とすること。

六、大學生の會讀書は、最初孝經、小學次に四書次に五經たるべきこと。

七、講堂にて教師は孝經、小學、四書、五經の内を講釋し、其の章局は學頭役が之を定めること。

八、副講釋は經書に限らず、經義の補翼となるべき家語、近思錄とし、學頭役の指揮を受けること。

九、諸生の私に學べるは經書を第一とし、次に歴史、次に諸子諸集とするも、其の順序に關しては時に學頭役の差圖を受けること。

小學生素讀の試験は三科に分れ其方法は次の通りである。

- 一、孝經、大學の科、兩書の中の素讀を終りて各百字を讀ましめ、遺忘誤讀の三字までを上等とし、同じく五字迄を中等とし、同じく七字迄を下等とす。
- 二、論語、孟子、中庸の科、三書の中の素讀を終りて、各二百字を讀ましめ、遺忘誤讀のなきを上等とし、同じく三字までを中等とし、同じく五字までを下等とす。
- 三、五經、小學の科、兩書の中の素讀を終りて各五百字を讀ましめ、遺忘誤讀なきを上等とし、同じく一字あるを中等とし、同じく三字迄を下等とす。

此の三科の試験は春秋二回之を行い、明倫館總奉行を始め關係の役員講室に出で、監視のため舍長八人を列席せしむ。其舍長の各所に書台を置き、帳簿を備へて受験者の氏名の上に遺忘誤讀を記入せしめ、別に居寮生八人をして之を助けしめ、嚴正に之を行うのである。試験の成績が上等であつたものは賞を受ける。賞品は孝經、扇子、筆、墨、紙等である。

大學生の試験は五科とし其の方法は次の通りである。
一、孝經小學科、孝經一題と、小學三題との講義を試み、別に家語の對書問題が二題ある。講義各一題つと對書一問とに合格すれば上等。講義中の一題と對書一問に合格すれば中等、講義と對書との中のいづれにても一題に合格すれば下等である。

二、大學論語科、大學一題と論語三題との講義であつて、別に左傳、國語の中の對書問題が二問ある。其講義兩書にて三題と對書一問とに合格すれば上等、講義兩書の各一題と對書一問とに合格すれば中等、講義一題と對書一問とに合格すれば下等である。

三、孟子中庸科、孟子一題と中庸三題との講義であつて、等差其他前に同じ。

四、詩經書經科、兩書各二題の講義であつて、史記通鑑綱目の中の對書問題二問と、經義時務に關する策問二題とである。講義兩書にて三題と對書策問各一題とに合格すれば上等、講義兩書にて各一題と對書策問各一題とに合格すれば中等、講義兩書にて各一題、對書策問の中一題とに合格すれば下等である。

五、易經禮記春秋科、易經と春秋と各一題禮記二題の講義であつて、對書策問は前に同じく、等差其他前に同じ。

すべて答案は、片仮名にても俗文にても随意に之を記せしめ、五科共に合格するも、若し本文の主意を失い且つ義理を誤らば不合格とするのである。毎年春秋二回試験を行い、當日總奉行始め關係の役員朝五つ時（八時）講堂に出る。總奉行の前にて受験者に問題を出し、講義對書をタ八つ（午後二時）に終る。半途のものは八つ半時（午後三時）に、對書は暮六つ（午後六時）までに終る。總奉行は問題終つて控所に入り、八つ時に再び出でて、講義對書の答案を認めたるもの、氏名を聞いて退く。關係の役員は暮時まで勤め、策問を認めたるもの、氏名を聞いて退く。ついで學頭役は講義對書策問の答案を点検して甲乙を定め、其の合格せるものを講堂に掲示し、甲科に入るものには其の賞として半紙拾束を授けられた。なほ居寮生の試験は經義時務の中の策問一題を俗文にて答案を認めしむ。別に日を選びて總奉行出で、其の出したる答案を翌日までに學頭役之を点検して甲乙を定むるのである。

是等の規則によつて試験するにあたりては最も厳正に之を行い、其成績の優秀なるものは褒賞し、不良なる者は深く戒めて勉勵せしめたのである。由來諸士は久しき慣習に泥みて、文事よりも武藝の練習に志す者が多かつたが、敬親の督勵により蔚然として盛大に趨き、文事を重んずる者益々多く、其參觀の途に就き嘉永二年九月十一日國內に在らざりしも、なほ明倫館講堂の聴衆が無慮一千人と稱せられたのである。事は要路から江戸邸員に報じた九月二十五日付の書中に

明倫館諸稽古出入人數の儀御留守に相成候而も都合同様と申内少々は減方に付 於能登殿も被致心配候儀御座候 尤講堂聴衆は御在國中も都合同様にて、千人を缺候儀は稀成事に御座候とあるによつて知ることができぬ。

敬親は明倫館の再興につき、其の本旨を普く全藩内に示達し、必要な規則を定め、且つ教師諸生の歸嚮する所を諭して之を實行せしめたが、一面世論を聞くため諸臣をして忌憚なく其の胸臆を吐露せしめたのである。是に於て明倫館の再建に關し意見のあるものは各之を開陳したのであるが、茲に其の一二を示さば次の如くである。

其一は明倫館の儒官繁澤豊城である。即ち諸臣齊しく文武の修業に淬勵し、其の上達せるものを選擧して諸役に登庸し、不學無藝の者は、すべて之を採用せざる時は、權門勢家に入出し賄賂を以て官職を求めざるの弊習が止み、専ら文武の道に志して諸稽古の勉強に心に盡すのである。この選擧は固より明倫館にて詮議を凝らしたる後、之に藩地並に江戸邸の役員を命ずれば、希望の者は言うに及ばず、諸臣みな感服して出費し、各文武を琢磨すべきである。然る時は諸臣に不學無藝の者なく文武共に隆盛に趨き、代々の藩主の主旨に叶うべく洵に萬世不易の盛事之に過ぎないのである。さりながら多々ある諸臣の中には、不才無能の者もあるべく、又小祿にして家計に困る者もあるから、是等をして永く迷惑を感じないようにするならば寛仁の善政に悦服すべきである。若し嚴重の發令をして是等を強いて、出校せしむれば徒らに席簿を汚し、苦痛を感じしむる丈で寸益も無い。上は獎勵の主意を第一にし、下は衆望に協和すべく訓諭せんことを切望するのである。凡そ太平の世に生れたる諸臣は數代の厚恩を蒙りて、未だ萬一に報いることなれば、平常熱心に明倫館に出で、切磋して文武の士道を鍛錬し、有事に臨みては粉骨碎身して忠節をつくすべく、みな悦服して永く其の盛徳を感服するようにしなければならぬ。というのである。

其の二は 山田七兵衛の意見である。即ち近年文武修業の獎勵が徹底したので、諸臣齊しく其仁惠を深く感戴せるのみならず、漸次之が他國にも傳播して來學せんとするものがある。若し諸臣が他國人よりも武藝が拙劣であつては、各自の恥辱は勿論、一藩の外聞にも係わるのである。文武は諸士の本職であつて、之を兼備することが望ましいけれども科目が多々あるので、悉く之を修業することは頗る困難でもあり無理でもある。依而必須の武藝を選び、食祿の大小によつて其の中の輕重を別ち、

外に褒賞の規則を設けて獎勵せば、自ら廉恥の風が起り日夜勉強し遂に成就すべきである。然らざれば幼年の就學から修業の年限が長いので却つて怠惰に陥りやすく、終には華奢風流に趨き、やゝもすれば治政の妨害となることもある。文學兵學劍術砲術馬術等に登科せる者は、明倫館惣奉行之を監督して其の修業を免許し、二男三男の者は藩主引見の處にて社杯着用を允し、城中番所にて明倫館稽古場の役員たらしむるなど、幼年の時より學科課程の次序をなし、人材成熟の中から二男三男と雖も之を登庸せば各自常に勉勵して怠惰の者が無くなるであらう。古來文武諸藝の勤怠盛衰は勸獎督勵に其の人を得ることが大切である。というのである。

其の三は、吉田松陰の意見である。松陰は新館竣工前「今度明倫館御再興仰せ付けられ候に付、諸稽古成立の儀銘々氣附筋申出で候様仰付けられ候條、來月三日（嘉永元年十月）迄に相印符にして差出さるべく候事」と前書して賞罰、風俗、規則、諸藝、試法、選舉等文武諸科に亘り堂々一万字に達する大意見書を提出して居る。

敬親は自らの識見を新館教育の實施に具体化すると共に、臣下諸士の意見を徴して衆知を集め、最善を盡そうと努めたことは、如何に教育を重要視しその熱意の深きものがあるかを窺い知ることが出来ると共に、その方法が普く世論を尊重して善所しようとする民主的な風格を保持していたことがわかる。

十、小学舎・醫學所・洋學所の教育

敬親は明倫館の重建と共に人材養成の根基が初等教育にあることを痛感し之に重きを置いたのである。當時の小學生といへばおよそ七八才から十四五才までであつて、重建の新館には小学舎を設けて、専ら素讀習字等を勉強せしめ、十五才以上に至るもなお未熟の者は引續いて隨意にこゝにて勉強せしめたのである。從來兒童は父兄又は他家に就いて素讀習字を學び、後に明倫館に學ぶのであつたが、茲に小学舎が設けられ直に之に入ることとなつた。小学舎訓令中に「七八才より十四才まで、右は小学規則を守り素讀習字等可有_二出精_一候、學文之儀は幼年之成立肝要候、家長より無_二油斷_一可有_二有_三制導_二候、尤學問之餘力を以幼年相應之武藝仕候儀は不_レ苦候」とあつて家長より油斷なく論じて學問せしめ、且つ武藝をも心懸けしめたものであつて、如何に小学教育を重視したかを知ることが出来る。

嘉永二年五月に發した小学教育に關する覺書には次の如き箇條がある。

- 一、朝六つ時（六時）より五つ時（八時）迄素讀之事。但居寮生順番出勤之事。
- 一、毎日五つ時（八時）より八つ時（後二時）迄手習之事。但手習師出勤之事。
- 一、隔日にして溫讀講談之事。但溫讀は居寮生出勤、講談は舍長出勤之事。
- 一、例月四、九之日夕飯後教諭役被_二差出_一講談被_二仰付_一候條、素讀手習門弟同道、講堂罷出可有_二聽聞_一候事。
- 一、少年集會之儀に付、於_二稽古場_一者不_レ及_レ申、往來共無用之談話、非禮之行作無_レ之様、手堅可有_二被_一申候事。
- 一、諸士中およそ八才より十四才に至迄、本人嫡子庶子を不_レ分、罷出可有_二稽古_一候事。
- 一、小学の大意は素讀手習に志し、講談を承り、父母尊長の命に不背、諸事行規能成立候事に候條、幼年より心懸可有_二稽古_一候事。

次に同年六月に發した覺書は五箇條から成つて居て、主として教師の心得が示されてある。―意譯して掲ぐ―

一、小學の教は人倫の道を明かにし、孝悌忠信の行を專とし、行規正しく禮儀を守り、徳情を養いて風流遊戯に趣かしめざるように育成すること。

一、知識等未だ開けざる中は、動もすれば幽冥奇怪の話や、妖忘の事を聞き、之が先入主となれば、其の迷惑が容易に解けがたい。成長の後に祈禱符呪等のことに無益の財産を費し、邪説を信じ、風俗を敗り、人情を乱るようになるから、小學生の師範たるものがよく之を心得て、惡習の惑を解き、聖賢の道を志すように育成すること。

一、講談に當つて字義を講ずるのみでは小兒の耳に入り難くに付、孝經小學等の書を主として和漢に於ける忠孝貞節の美事善行を説話すること。

一、素讀は孝經、四書、五經、小學等の課業次第(後に見ゆ)に従い、順々に之を授くべきである。尤も小兒は怠りやすいので、師範たるものは、特に注意して弛緩なく督勵すべきである。

一、習字を授くる時は行規正しく禮法を守り、また習字手本を調うるには、學頭に謀つて條目や教訓の類など、後年の益となる文字を選び、常に慈愛の心を以て人材養成に努めねばならぬ。

また「小學生課業之次第」と稱して、小學生素讀の順序を規定したものがあつた。それによると三科八等に分れて居る。

一、孝經大學科、孝經の素讀を終つたものを初等とし、孝經大學の終つたものを上等とする。
 一、論語、孟子、中庸科、論語の素讀の終つたものを初等とし、論語孟子の終つたものを中等とし、論語、孟子、中庸の終つたものを上等とする。

一、五經小學科、詩經、書經の素讀の終つたものを初等とし、五經の終つたものを中等とし、五經小學及家語の終つたものを上等とする。

此の三科八等の中を毎月三回試験して、其の不成績の者は進學せしめない。また五經小學科の上等にあるものも、春秋二回の試験に合格せざれば大學生となることが出来ないのである。

此の如くにして、敬親は諸般の學則を定めて之を眞率に實施したので藩内に教育普及し、人材彬々として輩出したのである。かくて安政年間に至り、敬親は深く内外の情勢に鑑みて兵制の改革を斷行し、海軍を盛にして造兵術を研究せしめ、館の經費を増額して、醫學所、洋學所を設け、文武共に之を刷新したのである。ついで万延文久年間には益々海防を嚴にして陸海軍の充實を圖つた。恰も時勢は刻々に變化し、人々經義を講じ、詞章を弄するの違なく慷慨の書を玩讀するもの多く、全藩尊攘の一色に塗りつぶされてしまつた。其後慶應年間に幕府が征長の命を發し、大舉して四境に迫らんとするに當り更に兵制を改革して銃隊を編成し、海軍を擴張して専ら不慮に備へたが、益々文武の教育施設を刷新した。即ち文學は流弊を矯正し、義理を究明すると共に知識を増進して修身治國の實用に適せしめ、また兵學は西洋式を主として銃砲術の研鑽練習に重きを置き、且つ就學を督勵し、郷校建設の制を定め、全藩の教育行政を悉く明倫館の管轄に移すなど、時局の要請とは言へ重建後二十年間の館教育は實に目まぐるしい刷新の連続であつた。

次に醫學所及び洋學所の梗概を述べて此章を終ることにしよう。天保十一年(一八四〇年)藩醫智屋泰安、能美洞庵が醫學成立御用掛の命を受け、藩主の別莊南園を仮に醫學所と爲し、學則を立て藩醫の教育に當つたのが始まりである。洞庵の晩年には青木周弼を擧げて蘭學掛とし、又其子研藏及田原玄周、竹田庸伯等繼いで西洋原書頭取役とし、尙洞庵の子隆庵及久坂玄機



松島瑞益等を蘭學教授員とした。安政三年（一八五六年）十一月。明倫館構内に移し、好生堂と改めた。安政四年大いに醫學を擴張せんとして新に新堀に建築し、藩醫をして漢蘭醫方を兼修せしむることとした。更に醫事行政に關することを管轄することとしたのである。即ち

九〇

一、醫業録所として醫事に關することを管轄する

二、陪臣醫町村醫を指揮監督する

三、郡中醫業拔群なる者を好生堂御用掛とし郡中醫業獎勵の事に當らせる。

四、巫呪狡徒の施療を禁ずる

五、藥舗を管し、藥品の検査をする。（養生局を設け藥品の購入頒布検査藥舗取締に任ず）

後山口に移して病院と合併し臨床講義をするようになった。依て病院總監たる竹田祐伯・坪井信友・日野宗春を好生館教授とし専ら西洋醫學を講究せしめた。維新の際更に縣立醫學校と爲し附屬病院を置き明治七年三田尻に移し華浦醫學校と稱し、十年之を廢した。

研究科目は創立當時よりしばしば改定増補されて終始一定のものはない。今文久元年制定されたものを左に掲げる。

好生堂増補規則

第一科 是科は人身平生の法則にして、諸臟諸器の系統及び其の官能を論ず。健康は常にして疾病は變なり、常を知らざれば變に應ずべからず。則ち醫學の本源たり。今別て二目とす。一目 解剖學 二目 生理學

第二科 是科は人身の變常の法則を論ず。諸臟諸器の機能障礙せらるる所ありて其常然を保つこと能はず、非常の抵抗を

發す。即ち疾病なり。其の抵抗の異なるに従つて疾病千狀萬態擧て數ふべからず。症候を診問して原因に遡回して治法を定む。是を分て二目とす。

一目 原病學 二目 治法學

第三科 是科は疾病を救療する所の諸物を論ず。常に動植金石のみならず、醫家の疾病を療する所の諸器械に至る迄悉く之に屬す。是を分て二目とす。

一目 藥性學附本草學 二目 舍密學

（註 舍密學は諸物の元質及び其妙合の機力を本として製煉配合等を論ず、輒近發明の神藥と稱するもの悉く舍密術の所作とす。藥性學も此學を精究せざれば徹底すること能はず。）

始めは漢蘭醫方を研究して居たのであるが、後には英學の（英醫ベタトル雇入）研究が行われ、更に獨逸學も研究せられるようになった。

明治元年十二月の改定による學科目はつぎの如くなつてゐる。

一等 翻譯、内外治療學、藥劑學並繙帶術

二等 病理學、人身窮理學、解剖學

三等 舍密學、窮理學

四等 文典 後篇會讀

五等 文典 前篇會讀

生徒は嘉永年度の定では定員三十三人となつて居るが、明治元年定では之を四十五人として居る。

職員は教諭一人、助教一人乃至三人、學校監察一人、勘定役二人、下手子一人となつて居る。

安政三年醫學所を明倫館に移すや、洋學所を分割して博習堂と稱し、専ら船舶運用等の術を研究させたのである。其の創設に當つては、田原玄周、青木研藏、松島剛藏、能美隆庵等が更々頭取役となり教授に任じ、大村益次郎も御用掛を命ぜられて教授に從事したが、慶應元年九月三田尻海軍學校へ合併につき閉校したのである。

科目は

記誦……字体を辨じ、字訓を知り、語点綴の法に通じ、單語會略問答を記し、文法書類に就て句讀を受け、熟復讀誦すべし。

解義……文法書類を取り其の意義を了解し、彼此參考して字法句法章法を知り、語意に緩急あり、文勢に順逆あるを知り、以て洋文の法を領會すべし。

兵學……海陸二科に分ち、其の兵制陣法を明かにし、攻守策を講じ大砲の用、器械の利、戰艦製造の法、城壘營築の式總て二科要領の節目、軍旅の事に關係するものは細大無遺講究辨明すべし。

理學……天地の功理を察し、万物の性情に原き、人獸の所以生死草木の所以榮枯一々推究し、諸氣の用を發明して舟航車輻の理を究むべし。

分析學……聚散離合の方法を以て物資の精粗純雜を檢查し、元行の多寡、受力の有無を辨じて、造化の工に參すべし。

度學附數學……天度の經緯を定め、地面の遠近を測り、物の數量尺度を積算して長短方圓を定むべし。

天學……日月星辰の象を觀察し纏度の盈縮運行の遲速を測り、曆を正し、時を授け、陰陽變理の道をも識得すべし。

地學……輿地の廣袤を極め、萬國の形勢を察し、山脈の起伏、海程の通塞及び各國人民の多寡勇怯風俗好尚興亡沿革の迹等

精細に辨明すべし。

凡爲學の道自ら次序あり、其序を得ざれば、勞して功なし。西洋の書をよみ、其學を修むる文法を知らざれば、讀書窒礙する所ありて、義理に通曉することを得ず。故に文法の學を諸科の入門とす。文法已に明かなれば諸科に從事するに及んで力を用いること少くして功を得ること多からんと。

職員は、學校奉行、學校監察、檢使役、頭取役、師範、御用掛、教員三名、生徒は寄宿生二十名、通學生二十名計四十名を定員とした。醫學所及洋學所の教科内容は、當時に於ける最新の科學知識であつて非常な不便であつた時に係らず、之が實踐に移され、反射ろの構築や精鍊・硝子器の製造・寫眞撮影・種痘の實施・洋式染色・鑛物分析・汽船の建造等が行われたことは館教育の成果として注目すべき事柄である。

十一、明倫館の學風

明倫館の學風として終始一貫特殊の學派を樹立したものはなく、概ね天下の學派に相伴つて居る。抑も明倫館初代の學頭は

小倉尙齋であるが、尙齋は學を京都の伊藤垣庵に受け、後江戸に往き林氏の門に學んだので明倫館創建當時は林氏の學風即ち朱子學であつた。

然るに尙齋について學頭となつた山縣周南は徂徠に學び、その學風を信奉し、館教育も自ら徂徠學に轉化したのであつた。徂徠は伊藤仁齋と共に復古學を提唱したけれども、其内容に至つては大いに異なるものありて、相譲らず、彼は曰く「詩書者義之府也、禮樂者德之則也、不佞謂、詩書辭也、禮樂事也、義存乎辭、禮在乎事、故學問之要、卑求諸辭與事、而不高求諸性命之微、議論之精」と即ち先王の教は詩書禮樂である。これを習つて之に熟し、默々のうちに之を知る。哲理を去つて史實にかへり、窮理を斥けて信奉に復せようとするのである。窮理は聖人のみ之をなす。我々は聖人が窮理の上萬世の爲に建てた準則が禮と義とである。只聖人を敬信し、禮と義とを其のある通りに知り、それに従う外はない。道とは統名、即ち禮樂刑政、凡先王所建者の總名である。全く文物制度のことである。而して安民の道具立である。「夫れ道は民を安んずる所以なり。」とは先王の道である。學ぶは先王の道を學ぶので、先王の道は詩書禮樂にあるから、學ぶ方法は詩書禮樂を學ぶにある。これ所謂四教であり、又四術ともいう、四教の中「禮樂は德の則であり、詩書は義の府」である。德の則というは禮樂を實習することによつて德を己に立てることで、理は形無く準なきもので則ることが出來ず、言語も人を教えるに足らぬから禮を作つて教える。「禮の体たる天地に蟠り、細微を極め、物もて則とし、曲もて制とする。物とは經禮三百威儀三千これである。」かく其制大を極め委曲を盡す。そこで具体的準則の由るべきものが明かである。德とは元來人々各々その材を殊にする。其の天稟特殊の材を成就することに外ならぬ。即ち徂徠にあつては成德達材は實は一であつて、材を達成することが德の修養であるから、德は人々特殊である。その達成は禮という準則を踏んでこれに習熟するにある。この準則により之を實習す

るでなければ成德達材は得られない。「故に詩書禮樂は以て士を造るに足る。其の教の法は詩を誦し、書を読み、禮樂を習う。仮すに歲月を以てして長養する。自然に德立ち、知明かとなる。要は習て之に熟し、久しくして之に化するにある。」
德立つとは實行によつて心志身体潛かにこれと化し、習が性となり、自然に則と合することである。知明かとなるとは默して之に通ずることである。實行体得ならでは知らざる所なしというに至らぬ。言語は元來喩であるから詳説しても只一端に止まるが、禮は物であるから衆議をたばねて居る。これを身に行うて識るでなければ、巧言も到底其義を盡さない。徂徠にあつては性と習とは殆ど其の別を立てる必要がない。習が性となつて成德達材である。次に詩書は義の府なりと言ふのは書經は帝王の大訓で萬世奉じて道となすべきもの、片言隼語も之を政教の實行上の援助とするから義の府という。詩は人情を知らずもので、人情を知らねば天下に通行しない。それ故人情を知つて書の義も變通自在となる。故に詩書を誦讀して、禮樂制度の義を知るは政に従事するためのものである。かく學問は先王の道は安民にあることを常に眼中に置かねば何のために學ぶかを知らぬ。成德達材は安民のためのものであつて、獨り身を善くするとか、良心の満足を得るとか心法めいた主觀的のものではない。天から先聖、先聖から詩書禮樂の四教、四教の習熟によつての成德默識に至る迄、安民という内容を除いて、其自身の價值内容をみるものが出來ぬ。四教とは四術なりとしてをる。術とは安民の術である。利用厚生の上に正徳を加えたが、正徳とは安民に有用なる成德即ち能力に外ならぬ。仁智は徳なりとするが、その仁とは安民のための禮制を統べて言うにすぎぬ。すべて徳とは習性に外ならぬ。人材とは國家を安んずるに適する材徳即ち習性である。

以上は徂徠學の大要であるが、周南始め代々の學頭が之を信奉して教育に當つたから、藩主を始め有司庶僚閭藩の士風全くかんな園の子派に趨き、縣門の三傑と稱せられた瀧鶴台、和智東郊、林東溟の如き、長府の儒波田兼虎の如き、徳山興讓館の教授

長沼大次郎の如き、越氏塾の督學たりし古武江陽の如き、岩國の儒玉野九華の如き皆徂徠學者として著名なものであつた。是を以て徂徠の註解書専ら士大夫の間に行われるに至つたのである。

寛政年間、松平定信は柴野栗山、尾藤二州、古賀精里を用いて、學說を一にせんとし、専ら朱子學を以て正學とし諸他の學派は異學と稱して之を禁止することを令した。是れ所謂異學の禁である。

明倫館が朱子學に轉向したのは嘉永の初年であつた。時の學頭山縣太華は、既に述べた如く、筑前の魚井南溟について徂徠學を修めたが、後江戸に出で宋學の盛なるを見て、自ら覺悟し、既修の學を捨てて朱子學を修めたのである。

既に異學の禁により天下の諸藩靡然として學風をかえ、時の學頭太華は徂徠學を捨てて朱子學を専攻して歸つた。此を以て明倫館重建を機として、百三十年の傳統を一擲して朱子學に改めた。即ち重建直後定められた「文學御規則」覺書の二項に

講學の儀は朱子の説を主として經義を明にし、聖人の學を其の身に守り、諸人を教導し、後學に相傳候心得可爲「肝要」候事

と明示してあることによつて之を知ることができる。

この事は尊王論の擡頭と共に當然朱子學に轉向せざるべからざる思想の流れでもあつた。抑々朱子學の特色は性理の學義理の究明たる所にある。即ち「格物以て其知を致し、之を躬に反して以て其の性を養うに在り。」と又曰く「世間の萬事、須臾にして變滅す。皆胸中に置くに足らず。唯理を窺め、身を治むるを法となすあるのみ。」と。廣く萬事に接して其の理を觀察し、内に我心を省みて邪曲の端を鎖さんとするは其本領なりと、即ち物について一々其の理を窺めゆくというのが朱子學の主張である。而して其の窮理が所謂義理の究明となつて來ると其時其場に於けず正しい行の何たるかを明かにするといふ實行的

のものとなる。朱子が歴史に注意し、春秋を格別に尊重し、通鑑綱目を作成した大努力は此点に對する深い考から出てをる。我國に傳つた朱子學が特に國史の上に成績を擧げた点は實に此の名分義理の強調力説にあつたと思われ。朱子の綱目作製の精神が山崎闇齋、淺見いけ齋の學徒を通じて大日本史の修史的事業を助けたということが出来る。又我國朱子學の此派が尊王の精神を鼓吹し、大義名分を掲げて遂に王政維新の大業に寄與す所であつたことは周く人の知る所である。勿論朱子學そのものが我尊王の精神を起したのではない。一國の精神はただその國から自發する外はない。我防長傳統の尊王の精神は國史を貫流して國史を維持しつづつ會て斷絶することなく生きて居る。たゞこの精神を助け、これに力を添えるものは外來の教の中にもあり得る。朱子學の中義理究明の教、名分尊重の精神が適々此の役を力めたのである。

尊王論の擡頭と朱子學への轉向は相俟つて、防長傳統の尊王精神を助長したのであるが、更に之に拍車をかけたものは國學の勃興である。徂徠の先王の道に對した態度を以て、我上古神聖のあとを探り、その敬と信とを國民の歴史精神と直接して、其國家的生命の中に活かそうとしたものが我が國學者であつた。徂徠の古文辭學的方法は、我が國學者の古道研究を喚起し、其の純客觀的態度は圖らずも國學者の純古道主義を誘發した。我が明倫館に於ては當時有名なる國學者近藤芳樹を起用して國學の講師とした。當時之を皇朝學と稱して、我國體をせん明し、旺盛なる尊王精神の教養に資せんとしたのである。

幕府が嘗て異學の禁令を發し、朱子學を以て正學として獎勵した結果が端なくも尊王論を生んで倒幕の思想を喚起し、又國體の相違を辨へざる支那心醉者の如き批評を受けたる徂徠の學より、我上古神聖のあとを究明せんとする國學の勃興を促したる如き誠に思想變遷の流れの上から當然の歸結とは言へ奇しくもまた皮肉な因縁ではあつた。

此の頃藩主敬親は、明倫館教官に對して次の如き告諭を下して大いに尊攘精神の教育を高調力説したのであつた。即ち

學校の儀は御風教の最所重にして、御家來中人材出來立第一肝要の場所に候處、教官教諭方に於て、國是の大基本相立不申候ては諸生才力成立の程も難期候付、此度別紙之通本學漢學被相分、就中夫々科目定被仰付候、但し人の精力有限、一人を以諸科令全備候儀は難相成、人の好尚不一様其所好に就て其才を長せば人々御用に相立可申、且神州の國体大に外國革命の風儀と不同、故に萬古一系の天朝を翼戴すること亦異邦自立の主を奉ずると大に異り、然ば則尊王攘夷は皇國臣民萬古不易の常道に候、此處を能辨知候を國体を知ると言ひ、又國是の大基本を立と言ひ、是御家來中千萬人一樣感徹可相辦候事柄に付、教官無疎誠實に令教諭候様被仰付候事

ここに於てか近藤芳樹の國學講師起用に續いて、儒家山根文之允は京師に國學を學び、赤川淡水は常州會澤正志に學んで歸り大いに水戸學を鼓吹した。之より館の學風は尊攘を主とし、釋菜にも時に神式を用い、元治の頃には聖廟内に菅公を孔子と合祀するようになった。隨つて書籍も増献遺言、日本外史、日本政記、弘道館記述義、新論、大統歌を讀むことが行われ、宋の樂雷發の烏々歌を誦するものが多くなつた。諸生寮にはすでに朱子の白鹿洞書院揭示文を掲げたが、此頃に至つては文中の「其の義を正して其の利を謀らず、其の道を明かにして其の功を計らず。」の語を常に敷衍高調して大義名分を明かにすることに努め、文久の頃には吉田松陰の遺著を讀むことを命じ、大いに尊攘の士氣を鼓舞したものである。毎年正月の始業式には大學の三綱領を講ずる例であつたが、文久三年には之に加えて、日本書記の「天祖神勅之章」を講ずることを命ずるに至り日本精神は彌が上にも高潮せらるゝこととなつた。

十二、明倫館の經營

學校經費

米二百石、銀十七貫三百目、當金二百二十四圓九十錢

右は嘉永以前舊館時代の予算額

米二百二十石、銀七十貫目、當金九百十圓

右は新館移轉後の概數 年々多少の不同あり 安政二年には總予算三千五百石を計上して居る。

何れも藩の特別會計より支出したものである。

職員

總奉行 一人 役料不詳

目付 二人 役料米各六石、藩札銀不詳

總奉行手元役

館御用係

學頭 一人 役料米三石、藩札銀一貫目、當金十三圓

助教 一人 役料米二石、藩札銀八百目、當金十圓四十錢

講師 定員なし 役料米一石、藩札銀三百五十目、當金四圓五十錢

都講 二人 役料米五斗 銀五百目 當金六円五十錢

講師見習 三人 役料不詳

小學教諭 三人

書記 一人

司典 二人

廟司 二人

教育事務員 三十人

右は重建後の職制であるが、以前は右の外に教授、武藝師、小學講師、素讀役、舎長等の職員があつた。

生徒

居寮通學合わせて數百名、時によつて増減があつた。嘉永二年九月には千人に達したことが記録に見える。

但し居寮生は定員四十五人で、内藩費生三十人、自費生十五人の定めであつた。

教科

漢學・音樂・醫學・天文・歴史・地理・算術・筆道・禮式・兵學・射術・馬術・槍術・劍術・騎射・大砲・柔術・水軍・

游泳・銃隊の諸科を課して居た。(皇朝學及洋學については其項参照)

毎年正月十二日始業、十一月十日終業とし、毎月五、十の日を休業と定めた。

試験は春秋之を行い、進等を査定した。

又成績によつて高足・日新・専心・遊息・擯斥の評語を設けて黜陟を行い、拔群の者には賞を與えて之を表彰した。

藩主臨校

藩主臨校して講堂に臨み、講師及生徒一名に講義せしめ、生徒及藩士とともに之を聴き、或は又濟美堂(學校御殿)に於て

優等生を指名して其の講義を聴くを例とした。

藩主が臨校して生徒の試験をすることはないが、別に上聽と稱して、東覬より歸る毎に藩校及私家塾の生徒其他藩士の志學

者を城中に召集して或科目につき講義又は論文を書かせ、侍講が採点して之を具進することが行われた。

釋菜

聖廟の祭儀は釋菜といひ館の最も重大な式典である。春秋二回行方を恒例とし、春は藩主自ら祭り、秋は學頭をして祭らし

むる定めであつた。

祭儀中講師は孟子「明倫の章」を講じ、畢つて養老の禮を行い、高齢者に宴を賜ひ、物(多くは眞綿)を與う。祭儀はもと

延喜式其他和漢の古制を參酌して定めたものである。

祭神は孔子孟子曾子思子顔回の五配を以てしたが幕末には菅公を合せ祀り祭儀も神式に據つたことがある。又醫學所の祭儀

は神農を祀つて居たが、之亦幕末には大己貴命少彦名命の二神を祭ることとなつた。

藏書類部數

經書凡二百五十部

經翼凡百三十四部

漢史(正史)凡七十部

別史(附經濟書)凡百五十六部

國史（附神書）凡百三十三部 諸子（附兵書）凡百部
諸集凡三百八十部 類集（附叢書）凡八十七部
博家凡百四十二部 雜家（附醫書佛書天文算書）凡百四十六部
和書雜家（附歌書）凡八十八部 字書（附書家）凡九十六部

學頭

開校以來明倫館學頭の順次は次の通り

小倉尙齊 實操 貞
山縣周南 少助 孝孺 次公
津田東陽 泰之 士雅
小倉鹿門 實廉
山根華陽 七郎左衛門 之清 子濯
繁澤豊城 權右衛門 規叔
山根南溟 六郎 泰徳
小田村藍田 文平 直道
中村華嶽 九郎兵衛 敬
山縣太華 半七 禎 文祥

平田浩溪 新右衛門 淳 伯厚
飯田履軒 左門 直方
中村牛莊 伊助 任 文淵
小倉遜齊 尙藏 實敏
中村浩堂 弼 子恭

明倫館の教育は其の學科課程の内容を見ると、文武共に和漢洋の全野に亘り、最新最興の高等教育を施したものであつて、當時 possible の範圍に於て世界文化を一堂に集めた綜合大學である。而も教育の系統より見れば七八才の初等教育より始めて、高等専門の教育まで行つたものであることを考える時、實にその機構の壯大なる、洵に驚歎すべき一大教育殿堂であつた。

更に見逃すべからざるは藩内教育行政の中樞核心であつたことである。即ち藩内各地に郷校を設け、或は既に設けられたる郷校私塾には經費を支出して悉く明倫館の管轄に移し、是等に對しては明倫館の教則を適用し、毎月學生勤怠の状況を報告せしめ、以て全藩の教育を督勵し、時々館の職員を派遣して状況を視察し、適當の指導を加え、或は共通試験を行つて成績を調査する等指導機關の役割をも持つて居たのである。此の故に明倫館の學風は全藩内に波及し、獨り館内より有用の人材を輩出するのみならず、十室の邑亦傑物を出す勢を醸したのである。故に嘉永安政以來、或は藩の要路に立ち、或は國事に奔走し、尊皇の大義の爲に身を危難に挺し、明治中興の大業に參劃して國士の道を盡した人々の多數輩出したことは、永年に亘る教育大努力の當然の結果であつて、其の明倫館生たりしと否とに係らず、皆此の館の學風に薰化せられたものと謂うべきである。



十三、其の後の明倫館

維新の風雲急を告ぐるや、西睡北海の一角萩を政治的中心地とすることは色々の点に不便であつた。ここに於いて藩主敬親は文久三年治所を山口に移すと共に藩學にも一の革新を企てたのであつた。即ち山口郷校を置して藩學に準じ、尋いで之を山口明倫館と呼ぶに及び、萩の學館を萩明倫館と改稱し、館中の兵學科を山口に移し、文學科のみを存置して之を文學寮と稱し時の學頭を罷めて文學寮御用掛とした。

明治五年この文學寮を萩中學校と改稱するに及び、吉元創立以來百五十年の傳統を有する明倫館は全くその影を没したのである。(文學寮と稱するに至つた慶應三年を以て明倫館廢校と認むるが至當であらう。)

然し校舎は其後數年間保存せられ、明治五年始めて學制の頒布せらるるや、館の一部は萩中學校(後に移轉す)として用い、一部(今の有備館)を江向小學として用い、其の後江南小學校、萩陽小學校と名稱の變遷はあつたけれども、何れも明倫館の校舎を繼續使用したものである。然るに明治十八年市内各小學校(川内のみ)(當時四小學校三分校あり)を合同して明倫小學校と稱し、地を明倫館の故地に卜して新校舎を建て今日に及んだものである。其の間校舎の増築、改築、經營機構の分合異同は屢々行はれたけれども、永年に亘る明倫館教育の傳統は此所に學ぶ兒童の自尊心を刺戟し、氣品と風格とを醸成する大きな底力となつて居るのである。

現存の遺物

○聖賢堂 聖廟の前に觀德門という門があつて、其の左右に東塾、西塾という小さな建物があつた。一は釋菜の供物調膳所で

あり、一は祭官の控所であつた。此の東西兩塾を合して一棟とし水練池の側に建てた。現在には中に聖廟に安置してあつたといふ孔子以下四配の木主を藏して居る。「聖賢堂」の名は移築後命名したものである。

○木主 右の聖賢堂内にある木主は孔子孟子顔回曾子子思の五配である。文字は江戸昌平費の林大學頭信篤の書いたものを持ち歸り萩で彫刻したものである。同一の筆になる木主は昌平費と明倫館と二個ある文であつたが、昌平費のものは關東大震災に燒失し、今は明倫館遺物丈が残つて居るといふことである。其の文字は

- | | | |
|---------|----|------|
| 沂國述聖公 | 木主 | (思子) |
| 宄國復聖公 | 木主 | (顔回) |
| 大成至聖文宣王 | 木主 | (孔子) |
| 邨國守聖公 | 木主 | (曾子) |
| 鄒國亞聖公 | 木主 | (孟子) |

聖廟では夫々木主が厨子の中に安置せられてあつたが、その厨子は散逸して今僅に二個市内海潮寺の位牌堂に残存して居る。

○水練池 聖廟の後に池を鑿つて用水に充て、又水騎を練習せしめたものである。明治九年前原一城が乱を起した、時明倫館を本據とした。會々部下に反逆者があつて、銃器彈藥を此池に投じて前原黨慘敗の因たらしめたという。俗に煙硫池ともいふ。

○明倫館碑 新舊二碑を存す。一は元文六年山縣周南の撰文、一は嘉永二年山縣太華の撰文、何れも館設立の趣旨、館の規模館教育の方針を記したものである。

右の水練池及館碑は昭和四年十二月十七日史蹟名勝天然記念物保存法第一條により史蹟として指定せられている。

○有備館 享保四年創立の明倫館劍槍道場を移築補修したものである。始め他國修業者の劍槍術引請場又は藩主武藝上覽の場所として用いたが、後には館生の武藝練習場として使用し、「東稽古場」又は「東長屋」と稱して居た。

現今の名稱は天保十二年明倫館附屬教育所として江戸櫻田藩邸内に建てた「有備館」の名を襲用したものである。是も昭和二十四年七月十三日史蹟に指定せられた。

○扁額三個「明倫館」……是は講堂の外面に懸けたもので草場居板の書いたもの。「講堂」……講堂の内面に懸けたもので山縣黒せんの書いたもの。

「容衆」……館の正門に懸けたもので佐々木源六が論語の子張篇に「君子尊賢而容衆」とある語を取つて之を撰し、草場居敬の書いたものである。

○手水鉢 聖廟前參道の側にあつたもの。
○松數十株 嘉永二年重建の際館の周圍及聖廟附近に植付けたものである。

○大成殿 市内海潮寺の本堂として移築されて居る。
○萬歳橋及廟の石欄 市内志都山神社境内に移されて居る。

○觀徳門及南門 本願寺別院に移築
○聖壇の扁額 「仰止」 萩高等学校講堂に掲げられて居る。

○南園 萩高等学校南校舎の構内であつて何等遺物はないが、好生館創設の故地であつて、醫學の研究、藥草の栽培、硝子の製造寫眞術の研究等諸般の洋學研究及實驗所の址である。

○好生館 新堀好生館は文久元年明倫館内より移轉構築したものであつて、今尙其の建物の一部が残つて居る。現存せる遺物は右に掲ぐる如く、其の数が決して多いとは言えないが、僅かに残る一木一石にも、將又四周の颯々たる松籬にも、當年の雄圖を追想して、感奮思慕、愛着の念禁じ難く、父祖先輩の偉大なる業績を顧み、崇高なる風格を偲ぶ時、一種言うべからざる感激と矜恃とを覚えるのである。

十四、明倫館年譜

上來述べ來つたものは、明倫館史の概略であるが、その記述が錯雜しているので以下編年体で略記して讀者摘要の便に供しようと思う。

紀元	年号	略	史
一七一八	享保三	秋學館造立を命じ、堀内追廻に於て九百四十坪の地をトし之を建つ、十二月落成す。名づけて明倫館という。	明倫館造立については、江戸方手元役坂時存、地方手元役八谷通春を經理人とし、側儒役山縣孝孺之に參與し、齊藤恒信を作業奉行とし、長沼政安作事方となり、松田勝正、高原貞久棟梁となり、聖殿、講堂、學寮、諸稽古場を營作す。



尋で十二月朔日側儒佐々木雅真、山縣孝孺に命じて釋菜の規式を草せしむ。二人即ち杜氏通典
文献通考、闕里志、延喜式等によりて之を斟酌し、江戸昌平坂學問所釋菜の例を参考にして之
を上申す。

十二月二十四日文武師家を召集し、來年正月始業の事、各教授を勉勵すべきことを諭示し、且
つ稽古制法日割等につき協議することを命じた。

館の大門の額及聖殿の額の文字を佐々木、山縣二人に考定させた。聖殿の額は孝孺の考で「明
倫館」とし、大門の額は雅真の考で「容衆」とし、何れも草場居敬に書かせた。

先聖及四配の牌名は林大學頭信篤に揮毫を頼んだ。江戸で唐紙に書かせ、萩で之を寫して彫刻
した。是歳信篤年七十五

學館料を米五百石と定めた。(内三百石を錢にかえて使う)

手廻頭乃美仁左衛門、國司隼人を稽古奉行とした。

正月十二日明倫館始業式を行う。老臣其他出席し、文武修業の順序を訓令した。

二月十九日 明倫館に始めて孔子及四配を祭る。是日士列七十才以上五人、庶民八十才四人を
館に召し酒食を饗し且つ物を賜う。

六月二十一日小倉尙齊明倫館學頭となる。

十一月二日小倉尙齊歿す。年六十一。

一七一九

四

一七三七

元文 二

十一月十八日山縣周南明倫館學頭となる。

七月二十四日明倫館門前に目安箱を備う。

十月二十八日山縣周南學頭を罷め、津田東陽、小倉鹿門共に側儒を以て更々學頭職を兼ねぬ。

八月山縣周南歿す。年六十六。

七月二十六日明倫館の石碑成る。

按ずるに碑文は元文六年春山縣周南の撰、津田東陽の書なること其の碑にて明かなり。其建設
に十二年を費せる。何故なりしか考究すべし。

九月十二日津田東陽歿。年五十三

七月二十六日山根華陽、明倫館學頭となる。

明倫館の書庫を増築して長さ五間とす。

七月六日學頭山根華陽老を告げ、職を退く。小倉鹿門學頭となる。

寶曆中新堀に心學講談所を建て之を日章舎という。他國の人時々來て講話し士民をして之を聽
かしむ。

六月八丁南苑に藥園を設け、御藥園屋敷という。

九月越氏塾を再興せしめ費を給し明倫館の儒官をして更々來りて業を督せしめ以て永制とな
す。

二月二十三日八丁の御藥園屋敷を南苑御茶屋と稱えしむ。

一七四六

延享 三

一七四八

寛延 元

一七五二

寶曆 二

一七五三

寶曆 三

一七五四

寶曆 四

一七五九

寶曆 九

一七六〇

寶曆一〇

一七六二

寶曆一二

一七六五

明和 二

一七六七

明和 四

一七六八

明和 五

一七七一	明和	八
一七七五	安永	四
一七七六		五
一七七七		八
一七九二	寛政	四
一八〇三	享和	三
一八〇六	文化	三
一八一二		九
一八一四		二
一八一五		二
一八二二	文政	五

十二月二十八日山根華陽歿す。年七十五。
 二月二十九日 小倉鹿門學頭を免じ繁澤豊城、山根南溟共に學頭座所勤となる。二人側儒格となり隔年交代之を勤む
 七月二十日小倉鹿門歿す。年七十四。
 此歳越氏塾を再建、越氏塾は安永四年より明倫館儒役出張のこと止み、それより三田尻在住の學者を以て督學とす。
 二月二日繁澤豊城學頭となる。
 此歳明倫館の目安箱を廢す。
 此歳明倫館を修理す。
 十一月十二日繁澤豊城歿す。
 十二月廿四日小田村藍田學頭となる。
 九月十一日小田村藍田學頭を免じ、中村華嶽と山縣太華と共に側儒兼學頭となる。
 小田村藍田歿す。年七十二。
 四月上田鳳陽山口長山に學舎を建つ。初め文學所と稱し、天保四年正月講習堂と改め、文久三年十一月二十五日山口明倫館と改稱す。
 五月廿日中村華嶽學頭となる。

一八三三	天保	四
一八三九	天保	一〇
一八四〇		一
一八四一		二

四月三日齊元明倫館に臨み文武の師を召して祖法に従い文武の道を勵むべきことを諭す。
 山口の文學所に武藝を加え之を總稱して講習堂という。
 正月二十八日中村華嶽學頭を辭し山縣太華學頭に任ず。明倫館の學風は初め小倉尙齊程朱を奉ぜしが、山縣周南以來徂徠派となり、太華亦初は徂徠派なりしが林家に入門せしより程朱を奉ずるに至る。是に至りて學頭となり一藩朱學に向う。
 七月廣島の心學者奥田頼杖を聘し新堀日章舎に心學を講じ士民をして聽かしむ。
 十二月六日 劍術師範内藤駒之允、槍術師範横地長左衛門許を得て柳川に向い出發、修業の爲に
 四月六日 敬親、明倫館に臨みて學業を視る。
 八月十五日 文學獎勵の令を發す。
 是歳醫學所を南苑に建つ。賀屋恭安、熊美洞庵計劃の功多し。又西洋學所を南苑に建つ。初は同一局なり。
 是歳明倫館諸生の怠惰なるものを退館せしめ、飯田猪之助、村岡左中、林權三郎を入舎生となす。皆賞罰黜陟の意なり。
 二月十日柳川藩槍師加藤澤之助、野田和作、劍師森又十郎、吉弘忠太來る。本藩の聘に應じて留ること十六日 三月晦日歸る。送るもの多し。是より弘化元年まで毎歳兩度來る。本藩より

一八四二	一三
一八四三	一四
一八四四	弘化 元
一八四六	三
一八四八	嘉永 元
一八四九	二

も往くものあり。

十二月十一日江戸櫻田邸内に文武修業場を設置す。名づけて有備館という。是より先五月劍槍場先成り是に至りて全く成り此日開館式を行う。

十月十四日賀屋恭安歿す。年六十四。

十二月十日萩十日市筋江向船廻に心學講談所を興す。之を敬身堂という。是より先九月日章舎を廢す。是に至りて復之を興す。

七月二十二日青木周弼に南苑西洋學所會業日出勤を命ず。

正月十三日明倫館劍槍禮式場改築成る。

八月會津人槍術の大家志賀小太郎重則を萩にまねき藩士に槍術を學ばしむ。

十二月九日 明倫館再興の命を下し、萩の中央地江向に其敷地を卜定す。此地もと田畑及蓮田なりしが、菊ヶ濱の土砂を片河の堀より新堀に舟にて運搬し其の地上げをなし翌年六月地搦を始む。

明倫館開創以來文武の奨励は年を逐いて盛なりしが時勢に伴いて其館の規模を擴張するの必要なるにより之に着手せり。此時村田清風明倫館再興御用掛を命ぜらる。

九月山縣太華、平田涪溪に命じ新明倫館式目作清法を定めしむ。

正月十八日能美洞庵を醫學所頭取となし赤川玄悦を會頭となす。

正月廿四日 青木周弼を醫學所會頭となす。

正月廿六日 新明倫館成るにより是日學頭山縣太華孔子の木主を奉護し諸生を率いて舊館より之に移る。儀畢り敬親新館に臨み聖廟を拜す。

新明倫館の廣さ左の如し。

總地面積 一万五千八百八十四坪五合
内 建坪 一万三千三百二十八坪五合七勺

二月十八日 明倫館釋菜の儀を行う。敬親臨みて養老の儀を行う。

二月十九日 諸士をして明倫館の聖廟を拜せしむ。

二月廿九日 學館再興の旨讀知あり。

三月二日 明倫館開業す。文武稽古始

九月二日 明倫館小學生精勵の者を賞す。

九月三日 明倫館練兵場始業す。

九月九日 青木研藏種痘傳習のために長崎に向い出發す。

十月八日 明倫館にて萩の學童の素讀を試む。

十月下旬國內各所に種痘を行う。

是歲南苑の醫學所を明倫館内に移し濟生堂という。

四月敬身堂の心學道話を講釋に改め、儒員出勤し足輕以下をして聽講せしむ。

六月二十九日醫學所濟生堂を好生堂と改む。

此日田原玄周、青木研藏西洋學所頭取となる。

八月醫學所を南苑に復し好生館という。

九月南苑内に藥園を設く。

十月五日明倫館皆勤の者六百余人を賞す。

十二月二十九日山縣太華學頭の職を免じ中村牛莊小倉遜齊共に學頭座用取計となる。

二月四日近藤芳樹を明倫館講師となす。

五月廿八日私學舎に令して學則を一にし明倫館小學舎の規則に準據せしむ。

二月十二日敬親明倫館に臨む。儒者繁澤規員經書を進講し時政の弊を論陳し退きて命を待つ。

閏二月朔日公召して其の勤學を賞し四書かい參一部を賜う。

當時規員に對する處分に關し藩府の議紛々たりしが遂に恩賞に決せり。規員は學頭豊城の曾孫

時年三十五

二月二十七日世子元徳始めて萩に入り明倫館御殿に居る。

二月二十八日朝六時(今の午前六時)岡部、横地二家の門人明倫館に集合し、稽古道具を携

え直に出發して大津郡三隅村に赴き村田清風の尊聖堂にて技を演じ、事畢りて直に萩に歸る。

其最も早く歸りして四つ時八分(今の午前十一時三十六分)なり。

當時此類の修養をなすこと多し。

十一月二十一日中村牛莊、小倉遜齊側儒兼學頭となる。

五月廿六日村田清風病で歿す。年七十三

七月岡本柄雲明倫館に出づるを許さる。

八月五日中村牛莊側儒兼學頭を辭す。

九月朔日南苑の好生館内に西洋學所を置き能美隆庵、田原玄周、松島久誠を西洋學師範役とな

し、田上字平太、青木研藏に西洋學師範掛出席を命ず。

十二月八日令を下し、有志の輩の西洋學所に入り蘭學を修むることを許す。

八月好生館を明倫館の新御殿に移す。西洋學所亦之に移す。

十一月八日雨園邸内に製藥所を設け土屋養哲をして洋式藥物を製せしむ。

十二月十七日臺場の築造、砲術諸器械等の研究のため諸士の隨意に洋學を修むることを命ず。

十二月二十七日小倉遜齊學頭となる。

九月敬親諸郡に令して郷學校を増築して文武を獎勵す。

二月西洋學所の増築を命ず。六月三日落成す。

九月五日好生館を好生堂の稱に復す。又西洋學所を改めて博習堂と稱す。

三月十日小倉遜齊學頭を免せられ、飯田履軒學頭役となる。

四月二十六日村田藏六を宇和島より召還して士籍に列し兵學者雇となす。

七月軍制を改革し、洋式の歩騎砲三兵を編し衆士をして練習せしめ、練兵場規則を定む。時に舊制を守りて西洋式に不平なるもの多し。

十一月廿八日越氏塾を明倫館の所轄となす。

是歳山口の講習堂を藩學に準ず。文久元年文兵二科に分つ。

八月九日敬親萩にて造りたる硝子器を朝廷に献す。中秋の御宴に供せんが爲なり。其品目左の如し。

猪口十五 盃臺一 鉢三 小皿二十

八月十三日寫眞術を南苑に試み、山本傳兵衛をして担任せしむ。

洋式歩騎砲の三兵隊を編成し衆士を訓練す。

正月十四日土佐藩士坂本龍馬等劍術修業のため萩に来る。二十三日去る。

明倫館をして始業の日從來「大學三綱領」を講説するの例に加えて更に日本書記「天祖の勅語」を講ずることを永例となさしむ。

十一月七日敬親山口より來り明倫館に臨む。

同八日三條實美萩に来る。

同十二日敬親好生堂に臨み、又明倫館に臨みて劍槍の演技を東稽古場に観る。

同十三日敬親三條實美と明倫館に臨み講堂にて諸生の討論をきき、且つ練兵を其場に観る。

同十六日敬親萩を發す。館の諸生軍裝して之を送り大屋に至る。

一八六四 元治 元

同二十五日明倫館を萩明倫館と改稱し、山口講習堂を山口明倫館と改稱す。

正月十六日大巳貴、少彦名二神を好生堂の祭神となし、從來祭りし三皇の神主を撤廢せしむ。堂員の請に従うなり。

四月十九日 明倫館學科を改定す。其七八才より十五六才までに素讀、手習、算術、銃陣、鼓法の五科を置き、十七才以上には國學、漢學、劍術、槍術、步、騎、砲、兵學の七科を置く。國學漢學各一科となること此に始る。

五月二十五日 楠公祭を山口明倫館に行い、村田清風、吉田松陰、來原良藏等十七人を配祀す。

六月二十九日 兩明倫館及越氏塾に令して菅公孔子を合祀せしめ、聖廟の名を廢して學校祠堂という。

七月山口明倫館に本學寮漢學寮を置く。

四月一日萩の博習堂を三田尻の海軍局に合す。

五月十七日萩練兵場を改稱して萩兵學校という。

正月九日好生館醫員をして兩國の藥草を担当し其の繁殖を圖らしむ。

八月二十四日 聖廟の神祭を廢し、釋典の禮に復す。

十月九日 萩舎密局及外科器械調整局を山口に移す。

是月の初好生堂を山口に移し稱して好生局という。萩病院を設く。

一八六五 慶應 元

一八六六 二

一八六一 文久 元

一八六二 文久 二

一八六三 三

十二月八日藩校給米額を定む。山口明倫館に二千石。萩明倫館に千石、三田尻及諸郡學校に合せて五百石とす。

正月二十七日中村浩堂山口明倫館より萩明倫館に轉役し、學頭座御用取計となる。

二月十三日萩明倫館祭酒小倉源齊職を罷めて文學寮御用掛となる。蓋し此時館廢するなり。廢後は文學寮という。

三月四日舊萩明倫館内に兵學校を設け、生徒二十人の寄宿を許す。

四月二十四日命じて諸郡に郷校を置かしめ費金を給す。

五月二十七日 楠公祭を山口及萩の文學寮に行い、文武吏及び書生をして參拜せしむ。

七月二十四日文學寮の學規を改む。

二月十三日 小倉源齊文學寮御用掛を免す。

八月全國に學制頒布

二月萩町内に十小學校を開校す。

川島小學校 土原小學校 河添小學校

平安古小學校 堀内小學校 新堀小學校

古萩小學校 五間町小學校 濱崎小學校

江向小學校

二月江藤新平兵を佐賀に起す。山口縣權令中野悟一縣内人心の動搖せんことを恐れ、力を前原

一八六七 三

一八六八 明治元

一八七〇 三

一八七二 五

一八七三 六

一八七四 七

一八七五 八

一八七六 九

一八七八 一一

一八八〇 一三

一八八二 一五

一八八四 一七

一八八五 一八

一八九九 三二

一誠に仮りて之を鎮めんとし萩に来る。前原一誠同志と少壯を糾合し名づけて護國軍という。

本部會議所を舊明倫館に設く。集るもの三千人、事平ぎて解散す。

十二月毛利元徳明倫館址に巴城學舎を開く。

三月前原一誠學舎を舊明倫館内に設け子弟を教育す。名づけて讀書場という。翌年四月廿七日廢す。

十月廿六日前原一誠その同志八十余人と舊明倫館に會し共に上京して闕下に諫し君側の姦を除くという議を決し、館門に榜して殉國軍という。然るに同志の者心を變じて彈藥を館の池に投じて前原の敗因をなす。

五月巴城學舎改稱して山口中學校萩分校という。

六月山口中學校萩分校獨立して萩中學校と改稱し縣立となる。

十月江向小學校改稱して江南といひ後更に萩陽という。

二月萩中學校、縣立山口中學校の分校となり山口中學校萩分校と改稱す。

七月二十七日萩の諸小學校合併して一となり明倫小學校と稱す。而して分校を川島、平安古、堀内、濱崎に置く。

九月一日萩分校獨立して山口縣萩中學校となり堀内の新校舎に移る。

TRC102095

明倫館の教育

終

昭和二十四年十二月二十四日印刷
昭和二十五年十二月二十五日發行

【非賣品】

著者	萩市立明倫小學校
印刷者	金重隆介
印刷所	山口市荒高株式會社博水館
發行所	萩市立明倫小學校

頁	行
三三三	一
三三三	九
三三三	一〇
三五五	一七
六六六	一
六六六	五
九九九	二
一六一	一五
一六一	一五
三〇三	一
三〇三	一六
三四三	四
三四三	四
三六四	一六
四〇四	一〇
四四四	一五
四四四	三
四四九	一四
五二五	六
五二五	九

120P
22cm

正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三三	二	未だ	未だ	五五	二	中村華嶽、は名を	中村華嶽、名を
三三	九	武藝と心掛	武藝を心掛	五七	一六	門弟中え之	門弟中え
三三	一〇	諸士を育せる	諸士を教育せる	五八	六	又十郎の等の	又十郎等の
三五	七	四代の歴任し	四代に歴任し	六一	一	温厚忠の直	温厚忠直の
六六	二	長府候	長府侯	六四	一三	邊激	邊微
六六	五	諸候	諸侯	六八	二二	緩漫	緩慢
九	三	購釋	講釋	七〇	一六	倉君所創	倉君所創
一六	一五	昌平坂	昌平坂	七一	二	其條在具	其條左具
二六	一五	時務にし詢す	時務を諮詢す	七一	八	講館所許	講館長所許
三〇	二	入京の諸生中	入寮の諸生中	七一	一三	功令營業外	功令營業外
三〇	一六	不叶候條	不叶候條	七一	一五	有中緊要事故	有緊要事故
三四	四	毛田斐守	毛利田斐守	七六	六	講習之皆	講習之士皆
三六	四	用暇有時	公用暇有時	七八	八	之に議せよ	之を議せよ
四〇	一六	主藩の侍讀	藩主の侍讀	九一	一	抗抵	抵抗
四一	一〇	長士竹中氏	長藩士竹中氏	九七	三	淺見いけ齋	淺見けい齋
四四	一五	御旨を考、	御旨を考え	一〇〇	一三	理地	地理
四五	三	御用に立候も	御用に立候者も	一〇三	二二	規叔	規世
四九	一四	小倉彦年	小倉彦平	一〇五	二二	乱を起した時	乱を起した時
五二	六	基礎をかめ	基礎をかため	一三三	一五	式自作津法	式自作法
五二	九	倍聽	陪聽	一三五	七	田上字平太	田上字平太

發行所 茨市立明倫小學校
 印刷所 茨市立明倫小學校
 印刷所 山口市港高
 印刷所 茨市立明倫小學校
 印刷所 金重隆介

【非賣品】

昭和二十四年十二月二十四日印刷
 昭和二十五年十二月二十五日發行

TRC102095

120P
 22cm

2

萩市立図書館



111389045